

第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

日時：令和7年11月14日(金) 13時～14時30分

場所：高知城ホール 4階 多目的ホール

次 第

1 開会

2 知事あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事

(1) 第3回専門部会におけるご意見と対応について

【資料1】

(2) 高知県消防広域化基本計画(案)について

【資料2～5】

(3) 消防広域化の進め方(見直し案)について

【資料6】

(4) 意見交換

5 閉会

配布資料

委員名簿、出席者名簿、配席図

【資料1】第3回専門部会におけるご意見と対応について

P 1～14

【資料2】第2回検討会までの検討状況等について

P 15～44

【資料3】高知県消防広域化基本計画(案)の概要

P 45～53

【資料4】「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項

P 54

【資料5】高知県消防広域化基本計画(案)

P 55～112

【資料6】消防広域化の進め方(見直し案)

P 113

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	部会			
				総務	財務	消防 業務	通信・ システム
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	○		
2	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一				
3	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三			○	○
4	高知県立大学看護学部	教授	木下 真里				
5	みんなで作る まちづくり財団HATA! (公益財団法人HATA)	代表理事	竹村 優香				
6	高知市	市長	桑名 龍吾	○			
7	室戸市	市長	植田 壯一郎			○	
8	安芸市	市長	西内 直彦	○			
9	南国市	市長	平山 耕三	○			
10	土佐市	市長	板原 啓文		○		
11	須崎市	市長	楠瀬 耕作				○
12	宿毛市	市長	中平 富宏	○			
13	土佐清水市	市長	程岡 庸				○
14	四万十市	市長	山下 元一郎				○
15	香南市	市長	濱田 豪太		○		
16	香美市	市長	依光 晃一郎			○	
17	東洋町	町長	長崎 正仁		○		
18	奈半利町	町長	竹崎 和伸		○		
19	田野町	町長	坂本 正徳	○			
20	安田町	町長	黒岩 之浩				○
21	北川村	村長	上村 誠	○			
22	馬路村	村長	山崎 出			○	
23	芸西村	村長	松本 巧		○		
24	本山町	町長	澤田 和廣	○			
25	大豊町	町長	下村 賢彦				○
26	土佐町	町長	和田 守也		○		
27	大川村	村長	和田 知士			○	
28	いの町	町長	池田 牧子			○	
29	仁淀川町	町長	片岡 信博				○
30	中土佐町	町長	池田 洋光	○			
31	佐川町	町長	片岡 雄司		○		
32	越知町	町長	小田 保行			○	
33	構原町	町長	吉田 尚人		○		
34	日高村	村長	松岡 一宏				○
35	津野町	町長	池田 三男				○
36	四万十町	町長	中尾 博憲			○	
37	大月町	町長	岡田 順一		○		
38	三原村	村長	田野 正利			○	
39	黒潮町	町長	大西 勝也	○			
40	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	○	○	○
41	室戸市消防本部	消防長	多田 周平				○
42	安芸市消防本部	消防長	久川 陽			○	
43	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮				○
44	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也			○	
45	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道	○			
46	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	○			
47	香美市消防本部	消防長	野口 正一		○		
48	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也			○	
49	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人		○		
50	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	○			
51	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正		○		
52	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一				○
53	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭			○	
54	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	○			

第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会 出席者名簿

(敬称略)

○委員

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	
2	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一	○	
3	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三	○	
4	高知県立大学看護学部	教授	木下 真里	○	
5	みんなで作る まちづくり財団HATA! (公益財団法人HATA)	代表理事	竹村 優香	○	
6	高知市	市長	桑名 龍吾	○	
7	室戸市	市長	植田 壯一郎	○(オンライン)	
8	安芸市	市長	西内 直彦	○ 代理:副市長 植野 浩二	
9	南国市	市長	平山 耕三	○	
10	土佐市	市長	板原 啓文	○(オンライン)	
11	須崎市	市長	楠瀬 耕作	○(オンライン) 代理:総務課長 松浦 すが	
12	宿毛市	市長	中平 富宏	○ 代理:副市長 上村 秀生	
13	土佐清水市	市長	程岡 庸	○(オンライン) 代理:総務課長 畑山 正王	
14	四万十市	市長	山下 元一郎	○(オンライン) 代理:地震防災課長 安岡 栄治	
15	香南市	市長	濱田 豪太	○(オンライン) 代理:香南市消防本部 警防課長 濱田 応人	
16	香美市	市長	依光 晃一郎	○ 代理:副市長 村上 真祥	
17	東洋町	町長	長崎 正仁	○ 代理:副町長 伊吹 真貴博	
18	奈半利町	町長	竹崎 和伸	○(オンライン) 代理:副町長 太田 達也	
19	田野町	町長	坂本 正徳	○(オンライン) 代理:副町長 山中 大成	
20	安田町	町長	黒岩 之浩	○	
21	北川村	村長	上村 誠	○(オンライン) 代理:副村長 岡宗 秀明	
22	馬路村	村長	山崎 出	○ 代理:副村長 清岡 隆	
23	芸西村	村長	松本 巧	○(オンライン) 代理:副村長 都築 仁	
24	本山町	町長	澤田 和廣	○(オンライン) 代理:副町長 高橋 清人	
25	大豊町	町長	下村 賢彦	○(オンライン) 代理:課長 平石 稔	
26	土佐町	町長	和田 守也	○(オンライン) 代理:総務課長 和田 誠	
27	大川村	村長	和田 知士	○(オンライン) 代理:総務課長 近藤 淳	
28	いの町	町長	池田 牧子	○(オンライン) 代理(会場):副町長 濱田 文晴	
29	仁淀川町	町長	片岡 信博	○(オンライン) 代理:副町長 下久保 幹夫	
30	中土佐町	町長	池田 洋光	○(オンライン) 代理:副町長 竹崎 秀樹	
31	佐川町	町長	片岡 雄司	○ 代理:副町長 田村 正和	
32	越知町	町長	小田 保行	○(オンライン) 代理:副町長 國貞 誠志	
33	橋原町	町長	吉田 尚人	○(オンライン)	
34	日高村	村長	松岡 一宏	○(オンライン) 代理:総務課長 大川 健輔	
35	津野町	町長	池田 三男	○(オンライン) 代理:副町長 岡崎 光明	
36	四万十町	町長	中尾 博憲	○(オンライン) 代理:副町長 森 武士	
37	大月町	町長	岡田 順一	○(オンライン)	
38	三原村	村長	田野 正利	○	
39	黒潮町	町長	大西 勝也	○(オンライン)	

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
40	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	
41	室戸市消防本部	消防長	多田 周平	○ 代理：次長兼署長 松下 匡志	
42	安芸市消防本部	消防長	久川 陽	○	
43	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	○	
44	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也	○	
45	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道	○ (オンライン) 代理：総務班長 岡崎 民男	
46	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	○	
47	香美市消防本部	消防長	野口 正一	○	
48	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	○	
49	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	○	
50	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	○	
51	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	○	
52	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一	○	
53	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	○	
54	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	○	

出席 54

○オブザーバー

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
55	総務省消防庁 消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
56	総務省消防庁 消防・救急課	広域化推進係長	小山 勝久	オンライン

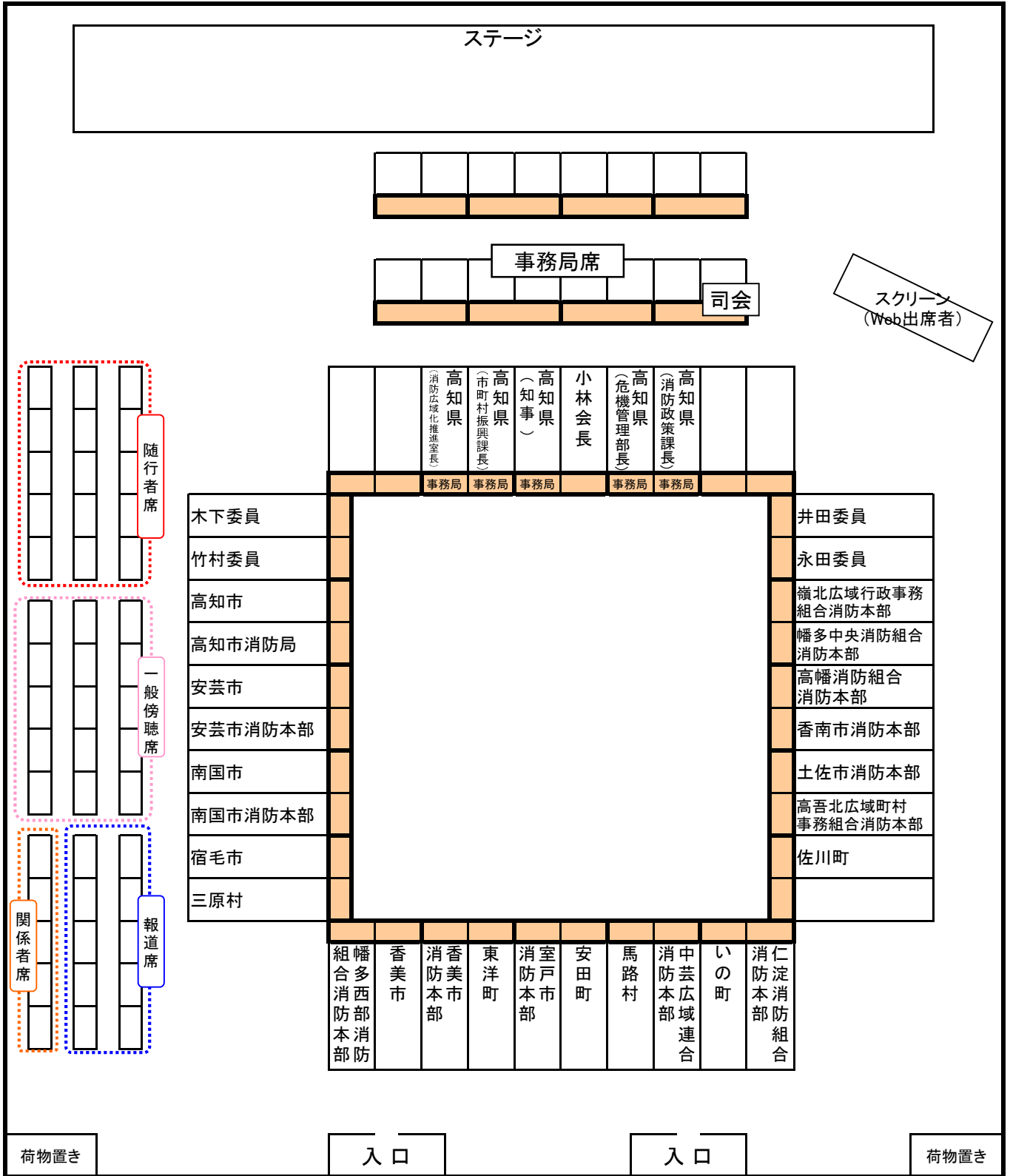
○事務局

通し 番号	所属	職名	氏名
57	高知県	知事	濱田 省司
58	高知県危機管理部	部長	江淵 誠
59	高知県危機管理部	副部長 (総括)	国則 勝英
61	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
62	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木 知基
63	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲
64	高知県危機管理部消防政策課	課長補佐	森本 順也
65	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原 隆
66	高知県総務部	副部長	岡 里香
67	高知県総務部市町村振興課	課長	小笠原 一真
68	高知県総務部市町村振興課	課長補佐	松井 裕樹
69	高知県総務部市町村振興課	チーフ (財政担当)	市川 雄介
70	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺 雅洋
71	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	木平 秀夫

第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会 配席図

日時: 令和7年11月14日(金)13時~14時30分

場所: 高知城ホール 4階 多目的ホール



高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	3交替制	◎ 総務 財務 消防	10/24 総務 桑名委員 (高知市)	3交替制や財政負担のあり方は実施計画で決まっていけるのか。 3交替制に統一することが消防力の強化につながるのではないかと。	3交替制勤務に統一する場合、必要人員の増加やそれに伴う財源確保が必要となります。 試算では、県全体で104人の増加、年間7億8千万円程度の財政負担増を見込んでいます。 また、3交替制勤務の導入に対しては、地域の行政需要や財政負担の実態を考慮し、2交替制勤務を評価するご意見があることも踏まえ、各市町村（各消防本部）の判断の下、実施計画の策定過程の中であり方を決めていくことになるかと考えています。 3交替制勤務への統一については、広域連合の発足時点では多様性を尊重したいと考えており、指令システムやデジタル無線の共同整備等による財政負担の節減により、3交替制勤務の導入に必要な財源確保の目処を立てた上で、統一を検討してはどうかと考えています。
2	3交替制	◎ 総務 財務 消防	10/24 総務 平山委員 (南国市)	3交替制で統一していきけるのか。また、その場合の財政負担の方向性を確認したい。 2交替制と3交替制により、勤務の状況が違ふことは解消していきべき。	同上
3	3交替制	◎ 総務 財務 消防	10/16 消防 池田委員 (いの町)	3交替制勤務に統一すると財政負担が増えていきけるが、統一するのにか。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
4	3交替制	◎ 総務 財務 消防	10/24 財務 和田委員 (土佐町)	3交替制勤務に統一する場合に約7.8億円が必要という試算は、職員増によるものか。また毎年必要となる経費か。 3交替制の経費は非常に大きい。 今まで2交替制でも十分対応できているので、2交替制と3交替制の両方を採用する形も検討していただきたい。	同上
5	3交替制	◎ 総務 財務 消防	10/24 総務 竹内委員 (中芸消防)	2交替制が良いという職員もいるが、広域化後は3交替制が良いと考えている。	同上
6	3交替制	◎ 総務 財務 消防	10/24 総務 伊藤委員 (仁淀消防)	職員アンケートでは、3交替制が良いという職員が多数だが、2交替制が良いという意見もあった。	同上
7	3交替制	◎ 総務 財務 消防	10/24 総務 久川委員 (安芸市消防)	職員アンケートでは、2交替制が良いという職員が多かった。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
8	職員の処遇	◎ 総務 消防	10/24 総務 平山委員 (南国市)	3交替制の職場から2交替制の職場に異動することはあるのか。生活パターンが変わるので、配慮が必要。	人事異動や職員採用については、所属の意向だけでなく、本人の希望や家庭の事情等を確認した上で行われるものと考えています。 その上で、多くの消防職員の場合は、現在の消防本部単位内での人事異動になるものと想定しています。 ただし、広域連合本部への広域異動の規模として、全職員数の約3%と試算しています。 こうしたことから、3交替制の職場から2交替制の職場に異動するケースは極めて限定的なものになると考えています。 また、職員募集に際しては、これらの点をしっかりと試験案内等で示すことで、応募者の確保につなげていけると考えています。
9	職員の処遇	◎ 総務 消防	10/24 総務 植野委員 代理 (安芸市)	人事異動について、骨格案で「引き続き同じ管轄区域内での配置を中心」とあるが、管轄区域とは、方面消防本部単位と現在の消防本部単位のうちらなのか。	同上
10	職員の処遇	◎ 総務 消防	10/24 総務 中城委員 (高知市消防)	2交替制と3交替制が混在すると、職員採用に大きな影響が出るのではないかと懸念している。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
11	職員の処遇	◎ 総務 財務	10/16 消防 多田委員 (室戸市消防)	職員の給料を統一する考えはないのか。	職員の処遇統一により、高知市以外の市町村の財政負担が増えるため、広域連合の発足時点では、新規採用職員の給与を高知市の給与水準並みに引き上げることや、それに伴う若年職員の逆転調整といった、必要最小限の均一化を図ることからスタートしてはどうかと考えています。 その上で、指令システムやデジタル無線の共同整備等による財政負担の節減により、必要となる財源確保の目処を立てながら、その他の処遇の均一化を検討してはどうかと考えています。
12	職員の処遇	◎ 総務 財務	10/24 総務 久川委員 (安芸市消防)	職員の処遇が統一されていないと、分賦金の不公平感があるのではないか。	同上
13	職員の処遇 広報	◎ 総務 財務 消防	10/24 総務 植野委員 代理 (安芸市)	職員の処遇統一は必要だと思うが、財政負担が大きくなれば、それ以上のメリットを市民に理解してもらう必要がある。	同上 また、消防広域化のメリットについては、住民の皆さんにとってのサービス向上を理解していただくことが重要であることから、県では、県の広報紙「さんSUN高知」令和7年12月号において、消防広域化の必要性や期待される効果についての広報を行うことにしています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
14	議会・広報	◎ 総務 消防	10/24 総務 植野委員 代理 (安芸市)	県の広報案について、広域化の効果として到着時間短縮をPRしているが、東部ではあまり効果が出ないので、広報内容を工夫してもらいたい。	いただいたご意見を踏まえ、県内各地の県民の皆さんに消防広域化の必要性や期待される効果を理解していただけるよう、県の広報内容を検討します。
15	議会・広報	◎ 総務 消防	10/24 総務 大西委員 (黒潮町)	県の広報案について、広報内容は県の考え方であることを前面に出していただきたい。	同上
16	議会・広報	◎ 総務	10/16 消防 真鍋委員 (土佐市消防)	消防広域化を議会や市民向けに説明できるよう支援して欲しい。	広域化後の住民サービスの向上の具体的な内容等について、わかりやすく説明する資料を県から提供することなどにより、市町村や消防本部による議会への説明や広報活動を支援したいと考えています。
17	議会・広報	◎ 総務 財務 消防 通信	10/16 消防 中城委員 (高知市消防)	職員の処遇、分賦金、連合本部と指令センターの設置場所などの内容が不確定な状態で、法定協議会の設置に向けた議会への説明は難しい。	消防組織法上、県が定める基本計画には「広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項」を定めることとされているため、今年度策定する基本計画では消防広域化に関する基本的な考え方をお示ししたいと考えています。 その上で、職員の処遇や分賦金、連合本部と指令センターの設置場所といった、より詳細な運営に関する内容については、法令や国の基本指針に基づき、市町村等による協議会を通じて、来年度以降に策定する実施計画等において定めることが適当だと考えています。
18	議会・広報	◎ 総務 財務 消防 通信	10/16 通信 三谷委員 (南国市消防)	基本計画に掲げる主な事項について、詳細な事項も基本計画を策定するまでに決めておくのか。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
19	スケジュール	◎ 総務	10/24 総務 桑名委員 (高知市)	スケジュールの見直しについて、いつまで延ばすのが良いか分からないが、論点に対する市町村の意見の集約が必要。 「詳細を法定協議会で決める」というのは、議会の理解をいただけないと思う。	第2回あり方検討会(11/14)において、広域化のスケジュールに関係する県の考え方を改めてお示ししたいと考えています。 また、その検討会では、基本計画の骨格や全体像もお示しします。 これをベースにして、市町村と協議して合意形成を図りながら、各議会に対しては、当面この基本計画の骨格を活用してご説明いただき、理解を得るように努めていただきたいと思います。
20	スケジュール	◎ 総務	10/24 総務 上村委員 (北川村)	人材確保について考えていかなければならない。 基本計画を早急に整理しながらスピード感をもって対応し、詳細を詰めていく必要がある。	同上
21	スケジュール	◎ 総務	10/24 総務 竹崎委員 代理 (中土佐町)	広域化のスケジュールには無理があるのではないか。 指令システムの共同化を先行する方が良いのではないか。	同上
22	スケジュール	◎ 総務	10/24 財務 西村委員 代理 (梶原町)	広域化に対する市町村の合意形成の時期は、実施計画が仕上がる時点なのか。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
23	スケジュール	◎ 総務	10/24 総務 大西委員 (黒潮町)	指令システムの共同整備を令和15年度に行う必要があり、自由にスケジュールを組める状況ではない。 今年度末の議決を目指すなら、ワーキンググループなどの協議の場をもっと増やして欲しい。	同上
24	スケジュール	◎ 総務	10/16 消防 多田委員 (室戸市消防)	基本計画を2月に決定するスケジュールでは、3月議会での説明に間に合わないのではないかと。	同上
25	スケジュール	◎ 総務	10/16 消防 久川委員 (安芸市消防)	議会の手続上、1月初めには法定協議会の規約案がないとスケジュールが厳しい。	同上
26	スケジュール	◎ 総務	10/24 総務 伊藤委員 (仁淀消防)	通信・システム部会以外の部会には、もう少し協議の時間が必要ではないかと。	同上
27	スケジュール	◎ 総務	10/24 総務 平山委員 (南国市)	法定協議会の設置後に離脱することはできるのか。	法定協議会を途中で離脱することはできますが、離脱にあたっては、設置時と同様に全市町村及び県の議会の議決が必要となります。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
28	分賦金	◎ 財務	10/24 総務 平山委員 (南国市)	分賦金の考え方は、法定協議会設置の議決を得るまでに示されるのか。 財政負担などがきちんと説明できる内容とし、議会の疑問に答えられないと議決まで到達できない。	消防組織法上、県が定める基本計画には「広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項」を定めることとされています。 分賦金の算定等に関する基本的な考え方としては、連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することとし、その案分に用いる指標及び割合については、国の基本指針に基づき、市町村等間において十分協議の上、実施計画に定めることが適当だと考えています。
29	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 竹崎委員 (奈半利町)	分賦金の負担割合の数値を基本計画に定めるのか。 ある程度の数値がないと、議会への説明が難しい。	同上
30	分賦金	◎ 財務	10/24 総務 坂本委員 (田野町)	財政負担について、議会や住民に説明できるものが欲しい。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
31	分賦金	◎ 財務	10/16 消防 和田委員 (大川村)	せっかく広域化するのに、ハード整備をこれまでどおり受益市町村が行うという考え方には疑義がある。	各市町村の財政負担については、負担能力や受益に応じた適切なものになるよう、専ら特定の市町村に便益をもたらす支出は受益市町村で負担する考え方をお示ししています。 受益と負担の関係から考えると、投資的経費のうち特定の市町村が受益するものについては、分賦金として負担するのではなく、自賄い方式がふさわしいと考えます。
32	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 西村委員 代理 (梶原町)	広域化のメリットである「割り勘効果」がないと議会には説明しづらい。	同上
33	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 中城委員 (高知市消防)	分賦金の考え方について、議会や住民にしっかり説明できるようにまとめる必要がある。	同上
34	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 竹崎委員 (奈半利町)	財政負担の試算の精度はどの程度か。	専門部会等でお示した分賦金は、令和5年度及び6年度の決算額を基にしており、また、指令システムやデジタル無線の整備費用は令和7年度に発注した場合の概算の金額となっています。 この分賦金には、予測が困難な人件費や物価の上昇等の要素は加味されていません。
35	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 板原委員 (土佐市)	財政負担の試算については、物価高騰等のリスクも考慮する必要があるのではないか。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
36	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 片岡委員 (佐川町)	財政負担が増えるのであれば、広域化に賛同できない。一部事務組合の運営は、消防以外の事業も財政的には非常に厳しい。	分賦金の算定にあたっては、各市町村の実質的な財政負担ができる限り大きくならないよう努める必要があると考えています。 消防広域化は、人口減少が進む中でも、将来にわたって県全体の消防力を確保していくために必要な取組であることをご理解いただきたいと思います。
37	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 中城委員 (高知市消防)	分賦金について、基本的には基準財政需要額で考えていただきたい。 試算Ⅲのように手を加える場合には、公平な算定となるようにしていただきたい。	分賦金の算定にあたっては、各市町村の実質的な財政負担ができる限り大きくならないよう努める必要があると考えています。 今後は、連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、公平等の視点も加味しながら市町村等間において議論して決定していくものであると考えています。
38	分賦金	◎ 財務	10/24 財務 松本委員 (芸西村)	芸西村では、消防事務を安芸市に委託することで、消防費を抑制できている。 基準財政需要額は市町村の財政規模にも連動しており、基準財政需要額割では分賦金が偏る場合がある。 分賦金については、色んな算定方法を検討し、各市町村が納得する形にしていきたい。	同上

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
39	県の財政支援	◎ 財務	10/16 消防 和田委員 (大川村)	県による財政的な関与の話が出てこないが、どう考えているのか。	市町村の財政規模などの事情から、広域化に伴う財政負担が過大な程度に及んでいる場合には、財政面での支援を行う考えはありますので、広域化の検討過程が進む中で、財政事情なども見ながら判断していきたいと考えています。
40	県の財政支援	◎ 財務	10/24 財務 片岡委員 (佐川町)	県の財政支援を約束して欲しい。	同上
41	消防サービス	◎ 消防	10/24 財務 竹崎委員 (奈半利町)	消防広域化により県全体の財政負担は軽減されるようだが、その他の将来的な効果は何か。サービスの低下は受け入れられない。	消防広域化により県内全体の財政負担が軽減されるとともに、住民サービスの向上が期待できると考えています。 具体的には、初動対応の車両の増加や、救急車等の現場到着時間の短縮、大規模災害に備えた消防力の強化、業務のデジタル化による利便性の向上などが考えられます。
42	消防サービス	◎ 消防	10/16 消防 真鍋委員 (土佐市消防)	土日に発生する車両の緊急修繕のような対応も、方面消防本部の日勤職員が対応するのか。	緊急の業務については、その状況に応じて然るべき職員が対応することになると考えていますが、詳細な運用については、来年度以降の策定を予定している実施計画等に定めてはどうかと考えています。
43	消防サービス	◎ 消防	10/16 消防 真鍋委員 (土佐市消防)	中央西方面消防本部の中で、土佐市が方面消防本部になる理由は。	方面内において管轄人口が多く、中核となり得る土佐市消防本部を方面消防本部としています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
44	指令センター	◎ 通信	10/16 消防 依光委員 (香美市)	指令センターの場所について、県と高知市が合意しないと基本計画として説明しづらい。知事と高知市長のトップ同士で話をしていただきたい。	指令センターの設置場所については、広域連合本部の事務室と同一の施設内に設置することが望ましいことから、高知市消防局などの既存施設内において整備を図る方向で、高知市との協議を継続して行っています。 県と高知市が知恵を出し合い、できる限り早期に決定したいと考えています。
45	指令システム	◎ 通信	10/16 通信 黒岩委員 (安田町)	指令システムの整備については、多額の投資となったとしても、メーカーを統一して一体的に行っていくことが良いのではないかと考えています。	指令システムの共同整備により、メーカーは1つになると考えています。 さらに、指令システムと連動するデジタル無線も一体的に整備する場合には、整備費用をさらに抑えることができるのではないかと考えています。
46	指令システム	◎ 通信	10/24 財務 中城委員 (高知市消防)	指令システムの共同整備費を約36.6億円としているが、システムの仕様を教えてください。	指令システムの共同整備費については、一般財団法人消防防災科学センターが試算した概算の金額をお示ししています。 システムの仕様については、全国で標準的に整備されているAVM（車両動態管理システム）の全車両への導入や各消防署所のOA端末等で構成しており、管轄人口が高知県と同規模の消防本部に導入されているシステムと同程度の機能を有する標準的な構成の仕様となっています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
47	デジタル無線	◎ 通信	10/16 通信 中城委員 (高知市消防)	デジタル無線の整備費用について、無線のスペック（仕様）やどのような経費が含まれているか、詳細を説明して欲しい。	デジタル無線の共同整備費については、現行の設備等に関する調査を各消防本部に行った上で、現行と同程度の通信環境を整備することを前提に試算しています。
48	デジタル無線	◎ 通信	10/16 通信 三谷委員 (南国市消防)	デジタル無線の整備費の試算には、消防団の車両分も含まれているのか。	同上
49	デジタル無線	◎ 通信	10/16 通信 中城委員 (高知市消防)	デジタル無線の不感地帯の解消について、県の考えは。	デジタル無線の不感地帯を解消するためには、新たな基地局の設置など、億単位の多額の投資が必要となります。 不感地帯の解消には市町村の財政負担を伴うことから、その必要性について、実施計画を策定する過程で検討してはどうかと考えています。
50	デジタル無線	◎ 通信	10/16 通信 池田委員 (津野町)	デジタル無線の不感地帯を解消しなければならない。	同上
51	デジタル無線	◎ 通信	10/16 通信 片岡委員 (仁淀川町)	デジタル無線を共同整備した場合、ランニングコストは安くなるのか。	デジタル無線の整備費用は、個別整備より共同整備した場合の方が、スケールメリットが効くことによりランニングコスト（整備費用×1%程度が毎年度必要）を含めて安くなると考えています。 ただし、物価上昇等より整備費用が大きく上昇すると、現行のランニングコストより高くなる可能性はあります。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第3回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
52	行財政システム	◎ 通信	10/16 通信 多田委員 (室戸市消防)	人事や給与、財務会計等の行財政システムは広域連合の発足までに整備するのか。	行財政システムについては、一定程度パッケージ化され、導入実績もあるシステムがあり、1年程度で導入可能であることをシステム開発業者から伺っています。 こうしたシステムの導入や、各消防本部で使用されている現行システムの活用を併せて検討してはどうかと考えています。
53	行財政システム	◎ 通信	10/16 通信 下村委員 (大豊町)	人事や給与、財務会計等の行財政システムについて、段階的な整備や既存システムの併用で対応可能なのか。	同上
54	行財政システム	◎ 通信	10/16 通信 下村委員 (大豊町)	既存のシステムからの移行費用について、起債や補助の対象となるよう検討していただきたい。	消防広域化を推進する場合、業務の統一に必要となるシステムへの変更が特別交付税措置の対象となっており、こうした国の財政措置を活用していきたいと考えています。
55	行財政システム	◎ 通信	10/16 通信 中城委員 (高知市消防)	行財政システムの整備スケジュールについて、説明資料と骨格素案との内容に相違がある。	ご指摘を踏まえて資料を修正いたします。



1. 検討経過（開催実績）

4月

第1回 基本計画あり方検討会（4/28）

5月

第1回 総務部会（5/28）※職員関係団体ヒアリングの実施

6月

第1回 消防業務部会（6/2）

第1回 通信・システム部会（6/2）

第1回 財務部会（6/4）

7月

第1回 ワーキンググループ（7/8）

第2回 消防業務部会（7/28）

第2回 通信・システム部会（7/28）※大分市消防局の講演・意見交換
（おおいた消防指令センターについて）

8月

第2回 総務部会（8/6）

第2回 財務部会（8/7）※奈良県広域消防組合消防本部の講演・意見交換

第2回 ワーキンググループ（8/22）※市町村の財政担当含む

9月

第3回 ワーキンググループ（9/17午前）※消防、通信・システム

第4回 ワーキンググループ（9/17午後）※総務、財務

10月

消防本部との協議（10/1）※各組織の役割分担の協議

第3回 消防業務部会（10/16）

第3回 通信・システム部会（10/16）

第3回 総務部会（10/24）

第3回 財務部会（10/24）

11月

第2回 基本計画あり方検討会（11/14）

※会議資料及び議事録は高知県ホームページにおいて公開（ワーキンググループ除く）

2. 各部会における主な検討・協議事項

◎ 総務部会

- ・消防広域化の必要性
- ・消防職員の採用等の状況
- ・消防広域化による消防サービスの充実・高度化
- ・広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）
- ・広域異動の想定数（暫定的試算/シミュレーションの場合）
- ・新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）
- ・消防広域化後における市町村議会や市町村長等の関係
- ・職員の処遇の統一に向けての総括的な論点、基本方針（給与関係）
- ・「基本計画」と「実施計画」の策定主体、記載事項

◎ 消防業務部会

- ・消防広域化による住民サービスの向上（消防力の運用効果）
- ・消防広域化後における各組織の役割分担
- ・広域連合の所掌事務のあり方（広域化後における各組織の役割分担）
- ・消防広域化後における市町村長と消防機関等との意思疎通

◎ 通信・システム部会

- ・指令センターの共同運用状況、直近指令・ゼロ隊運用
- ・現行の消防指令システムのイメージ
- ・携帯電話からの119番通報時の位置特定イメージ
- ・指令システム・デジタル無線の共同化（移行計画に関する基本方針）
- ・指令システム・デジタル無線の整備及び運用によるコスト削減効果（暫定的試算）

◎ 財務部会

- ・分賦金の算定（消防に係る経費の全体像、歳出の全体像、算定の基本的な考え方）
- ・追加、臨時的に必要な経費の試算
- ・分賦金の暫定的試算（シミュレーション）

※上記の各部会の検討・協議内容を盛り込んだ基本計画第5章の骨格素案

15 ※次頁以降に各部会の主な協議資料を再掲（一部時点修正）



1 高知県は消防本部数が多く、余りに小規模

(R6.4.1時点)

区分	消防本部数	総人口	消防署数		
			1本部当たりの人口	1本部当たりの署数	
全国	720	12,489万人	17.3万人	2.4署	
高知県	15	65万人	4.3万人	1.3署	

2 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編 → 本部機能は広域連合本部に集約

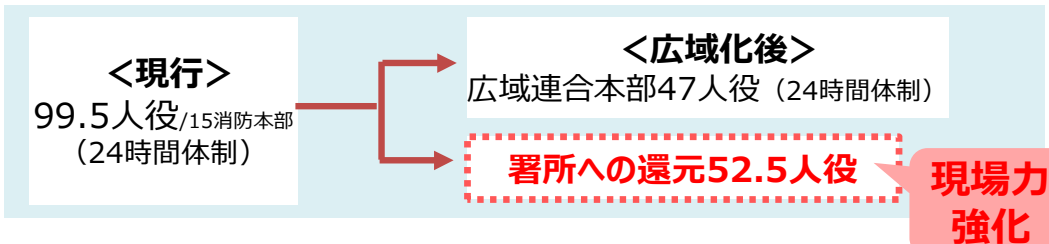
現行の区分	トップ役割	総務事務		指令と出動	警防・予防・救急等	広域化後
		人事・給与	財務			
消防本部の機能	消防長 市町村や県との連絡調整	制度の立案	予算の編成と 議会質疑対応	119番通報受電 現場への指令	制度の企画立案 法令解釈等	原則、連合本部へ移管
消防署の機能	消防署長 現場活動の統括	人事異動や 給与支給等の運用	経理・契約など 予算の執行の実務	現場出動 個別事案対処	各種届出の受付 現場での対応 個別事案の解決	消防署に 存置

※このほか、消防団事務を広域連合が受託する場合、原則として署の機能へ移管・一本化
※広域連合の各方面消防本部については、方面消防本部長の職務のサポート等のための人員を再配置する

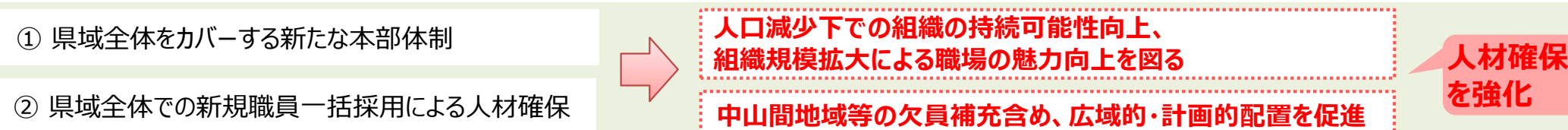
3 消防本部機能は原則として広域連合本部に集約し、専門化・高度化

- 総務関係** コンプライアンス機能の強化
→ **パウハラのない働きやすい職場へ**
- 各業務関係** 企画立案機能の専門性強化
→ **デジタル化含め、高度な住民サービスへ**

4 特に指令業務は広域連合本部への集約により大幅にスリム化し、余力を署所の現場力強化へ



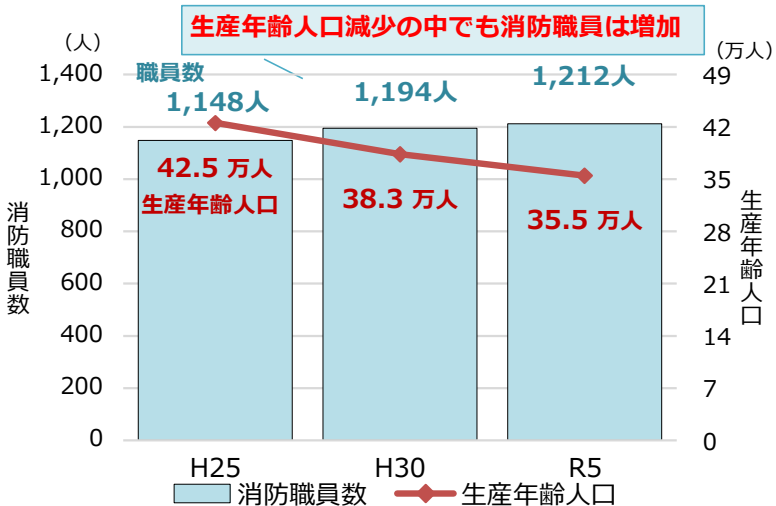
5 特に中山間地域の小規模本部における人材確保強化





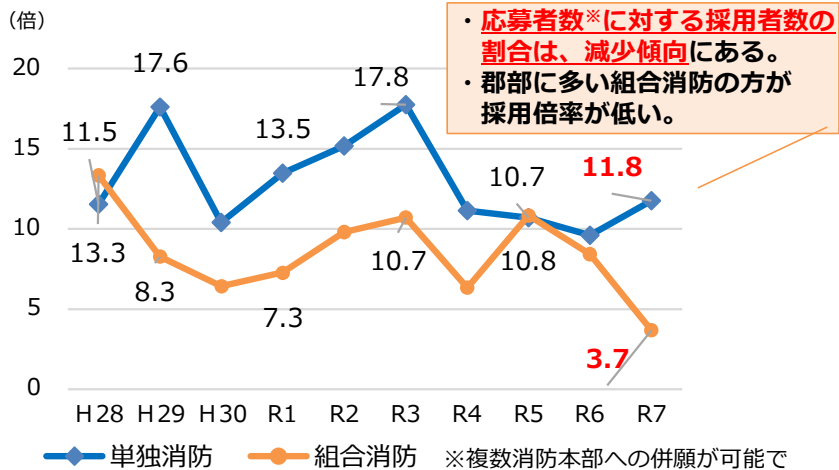
- ▶ **消防職員数は人口減少下でも増加している一方、応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では採用確保が厳しくなっている状況。** (グラフ①、②、③)
 - ▶ さらに、退職者のうち、**自己都合による退職者の割合も増加傾向。** (グラフ④)
 - ▶ また、**女性消防職員は22名 (R7.4.1現在) で、全職員に占める割合は1.8%と、全国平均3.7% (R6.4.1現在) を下回っている状況。** (グラフ②)
- ⇒ **広域化により組織規模を拡大し、県全体での計画的な一括採用や、職員にとって魅力ある職場づくりを進めることで、組織の持続性向上が期待される。**

① 高知県内消防職員数及び生産年齢人口の推移



【出典】・消防職員数は『消防年報』（高知県消防政策課）
・県人口は『高知県の推計人口年報』（高知県統計分析課）

③ 高知県内消防職員の採用倍率の状況

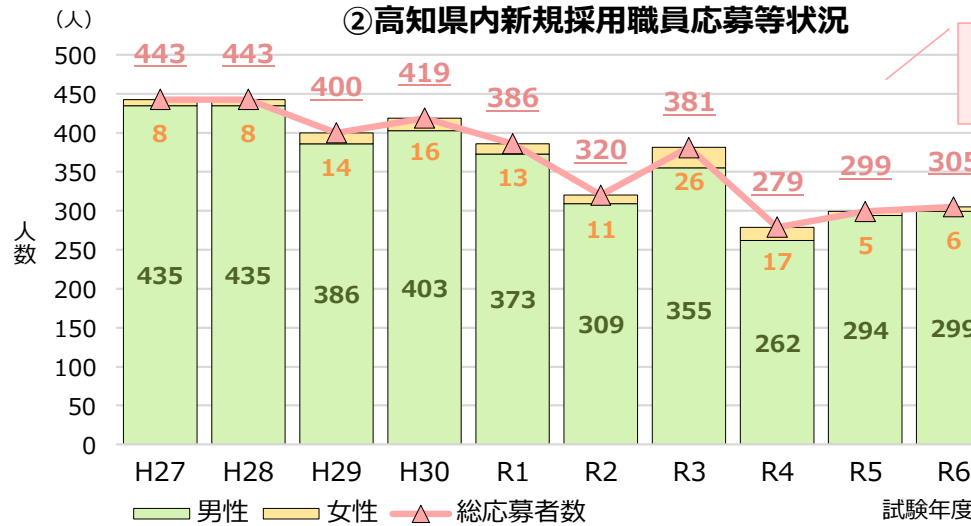


・ **応募者数※に対する採用者数の割合は、減少傾向にある。**
・ **郡部に多い組合消防の方が採用倍率が低い。**

※複数消防本部への併願が可能であるため、応募者数はのべ人数。

【出典】高知県消防政策課調べ

② 高知県内新規採用職員応募等状況



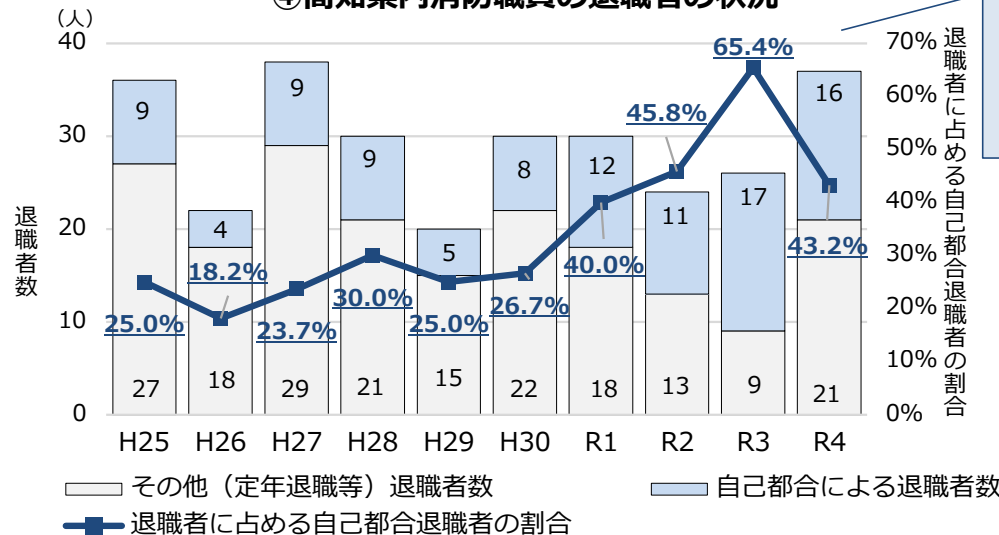
・ **応募者数は減少傾向にあり、10年で約3割減少している。**

＜参考＞

- ◆ **女性消防職員数** (全消防職員に占める割合)
- ・ R3年度：15人 (1.3%)
- ・ R7年度：22人 (1.8%)
- (全国平均3.7%(R6.4.1現在))

【出典】高知県消防政策課調べ

④ 高知県内消防職員の退職者の状況



・ **退職者数は年により増減があるが、自己都合により退職する職員の割合が増加傾向にある。**

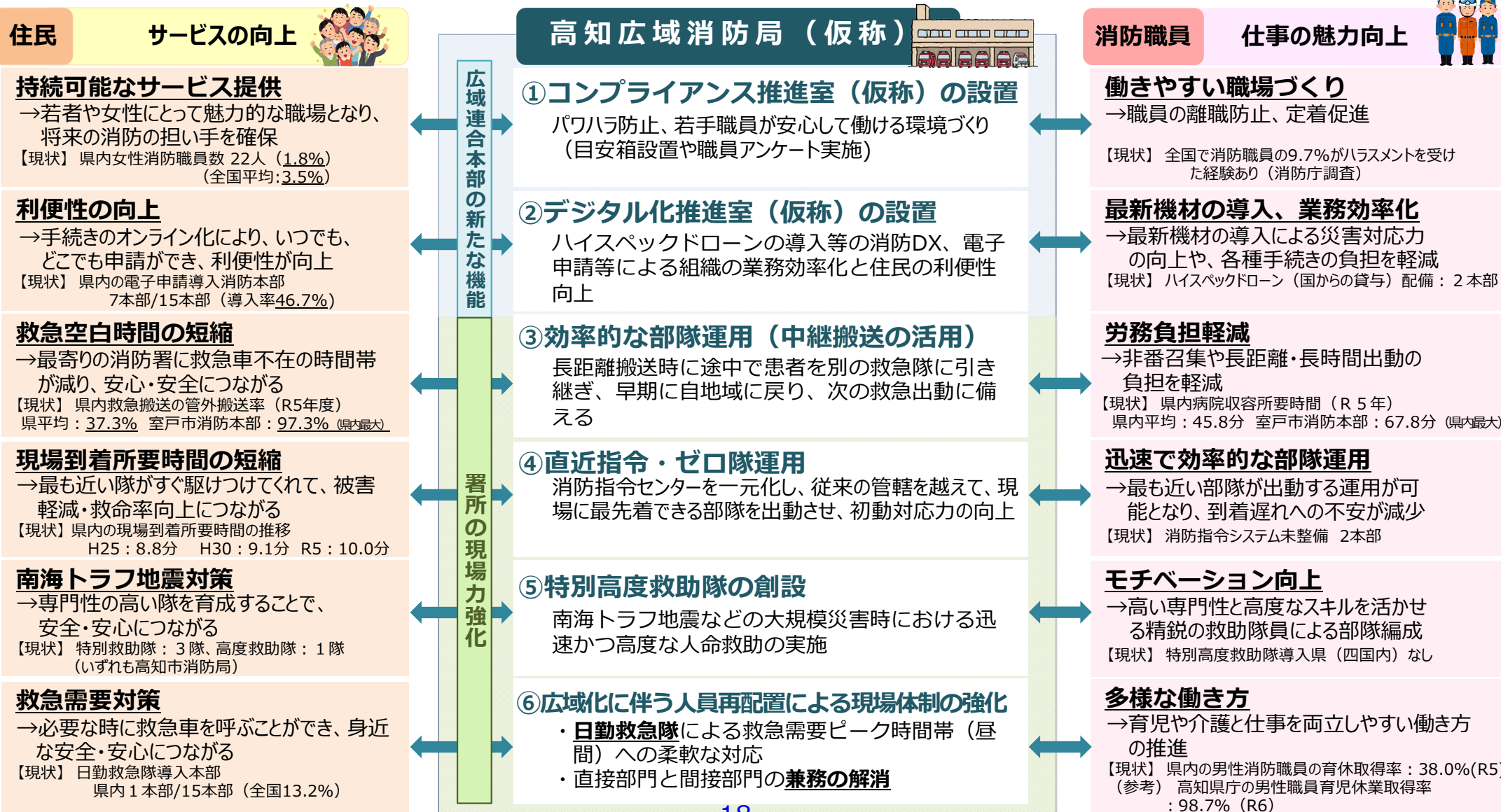
【出典】「消防年報」(高知県消防政策課)



1 考え方

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、デジタル化の推進、消火・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現する。

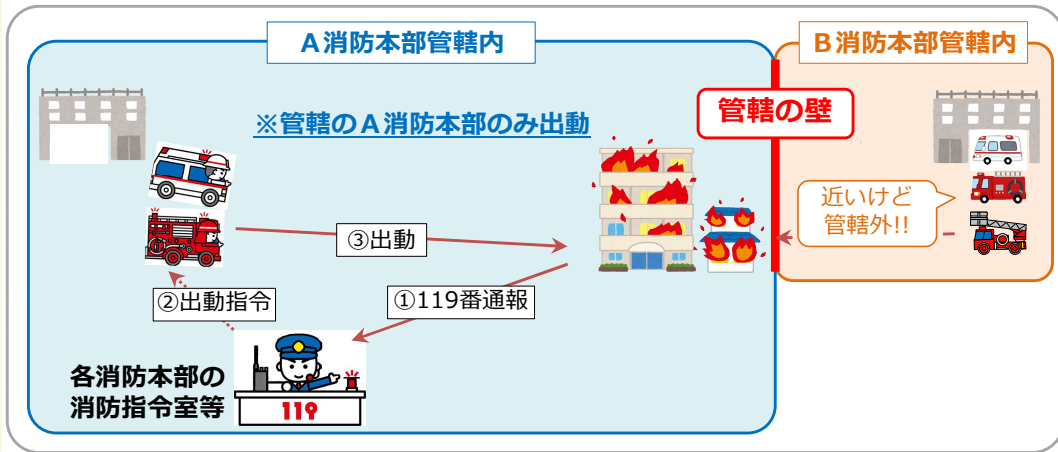
2 サービス高度化（案）



現状

○ 現状の出動のイメージ

◆ 消防本部 (又は消防署所) ごとに、基本的に所管地域内のみ出動



【参考】 消防本部間で相互応援協定を締結しているが、管轄外への出動はごくわずか

<管轄外への応援出動の実績(令和6年度)>

火災: 0件、救助: 3件 (約1%)、救急: 21件 (約0.05%)

○ 119番通報を消防本部や署所でそれぞれ受信し、出動指令

◆ 15消防本部で通信指令業務に従事する消防職員・・・計100人役程度

【消防本部の指令室】



高知市消防局

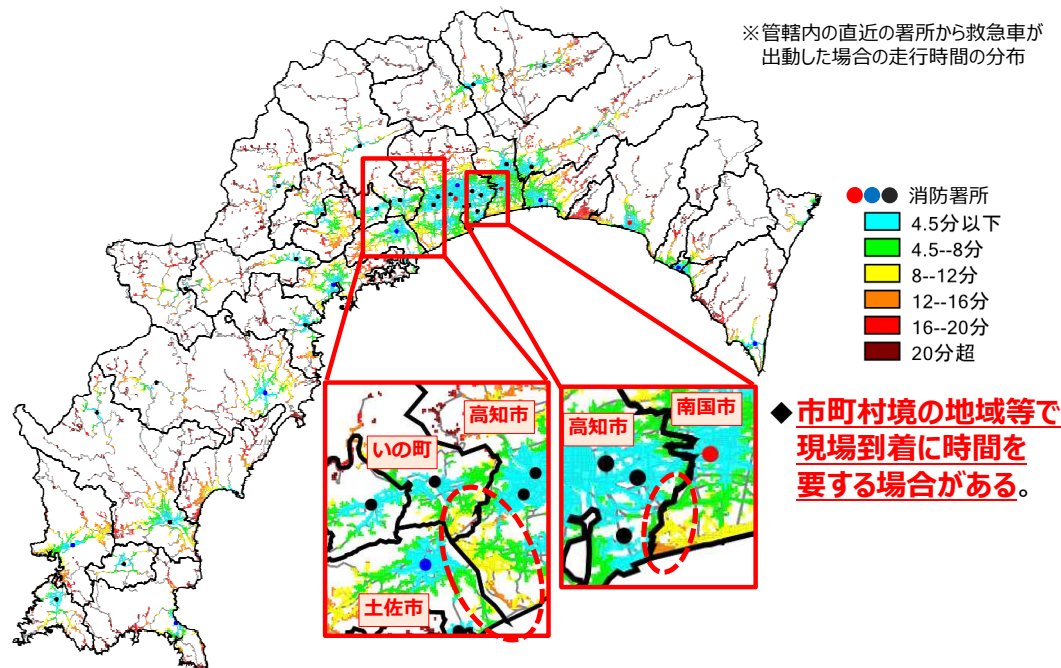


嶺北広域行政事務組合消防本部

※高知市消防局と土佐市消防本部は消防指令センターを共同運用 (令和5年～)。幡多西部消防組合消防本部及び嶺北広域行政事務組合消防本部は未導入。

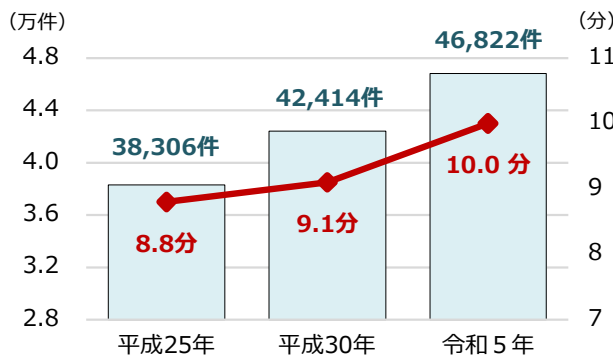
常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション



○ 救急出動件数の増加、現場到着所要時間の延伸

【高知県の救急出動件数・現場到着所要時間の推移】



◆ 救急出動件数は、高齢化等に伴い増加しており、**令和5年に過去最多を更新** (平成25年の約1.22倍)

◆ 現場到着所要時間は、救急出動件数の増加等により、**10年で+1.2分**

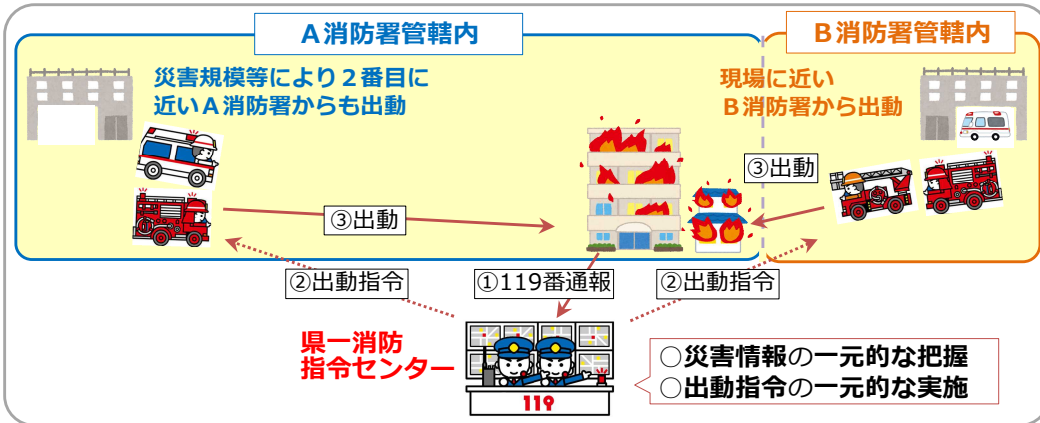
救急出動件数 現場到着所要時間

【出典】『救急救助の現況』(総務省消防庁)

広域化後

○ 広域化後の出動のイメージ

◆現在の消防本部や署所の管轄を越えて、複数の署所からも出動が可能



○ 119番通報の受信を1つの消防指令センターに統合し、出動指令

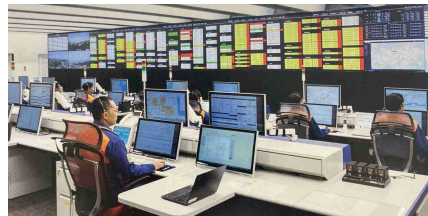
- ◆通信指令業務に従事する消防職員・・・50人役程度
- ◆高機能なシステムにより、通報者の位置情報をより正確に把握 (迅速な出動につながる)
- ◆災害現場に最先着できる車両に位置情報をリアルタイムに共有し、出動

【参考：GPS機能ONの場合 (GPSにより位置情報が取得できた場合)】



・10~50m程度の範囲まで絞り込み

【出典】 ちば消防共同指令センターホームページ



大分市消防局 (全市町村で共同運用) 「おおいた消防指令センター」 (R6.10運用開始)

○ 初動対応の車両等を増強

- ◆従来の管轄を越えて、近隣の消防署所から出動可能
 - ・現在救急車を1~2台で運用の26市町村
 - ・現在消防車を1~2台で運用の19市町村
 近隣の消防署所から出動可能

- ◆従来の管轄を越えて、はしご車等の特殊車両が出動可能
 - ・16市町村※1へ新たにはしご車が出動可能となる。



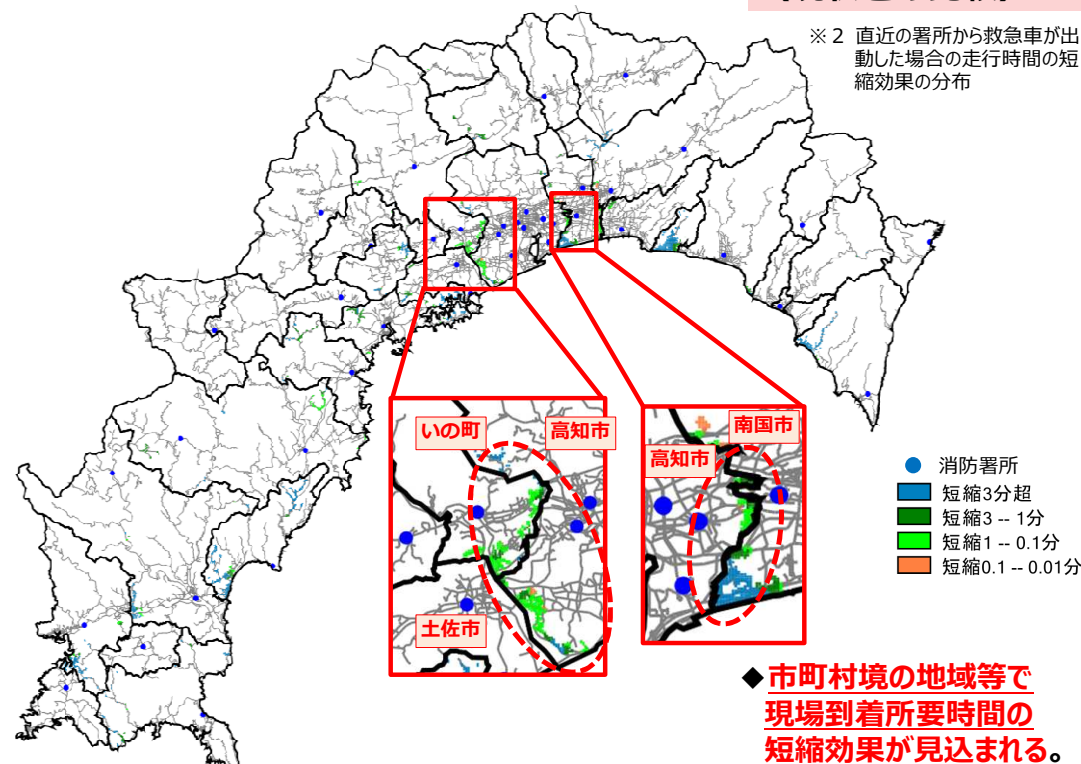
※1 中高層建物がある17市町村の内数

常備消防の出動についてのシミュレーションであり、消防団の出動を除く。

○ 救急車の現場到着所要時間の短縮時間の分布シミュレーション

(現状との比較) ※2

※2 直近の署所から救急車が出動した場合の走行時間の短縮効果の分布



○ 現場到着所要時間※3の短縮

- ◆救急車の現場到着所要時間は、最大31.3分短縮が期待できる。
 - <市町村内で最も時間が短縮される場合の最大値>
 - ・土佐清水市 (有永) : ▲31.3分
 - ・四万十町 (大正中津川) : ▲22.9分
 - ・黒潮町 (市野瀬) : ▲19.6分
 - ・北川村 (安倉、菅ノ上、竹屋敷) : ▲16.6分
- ◆21市町村では1分以上短縮が期待できる地域がある。

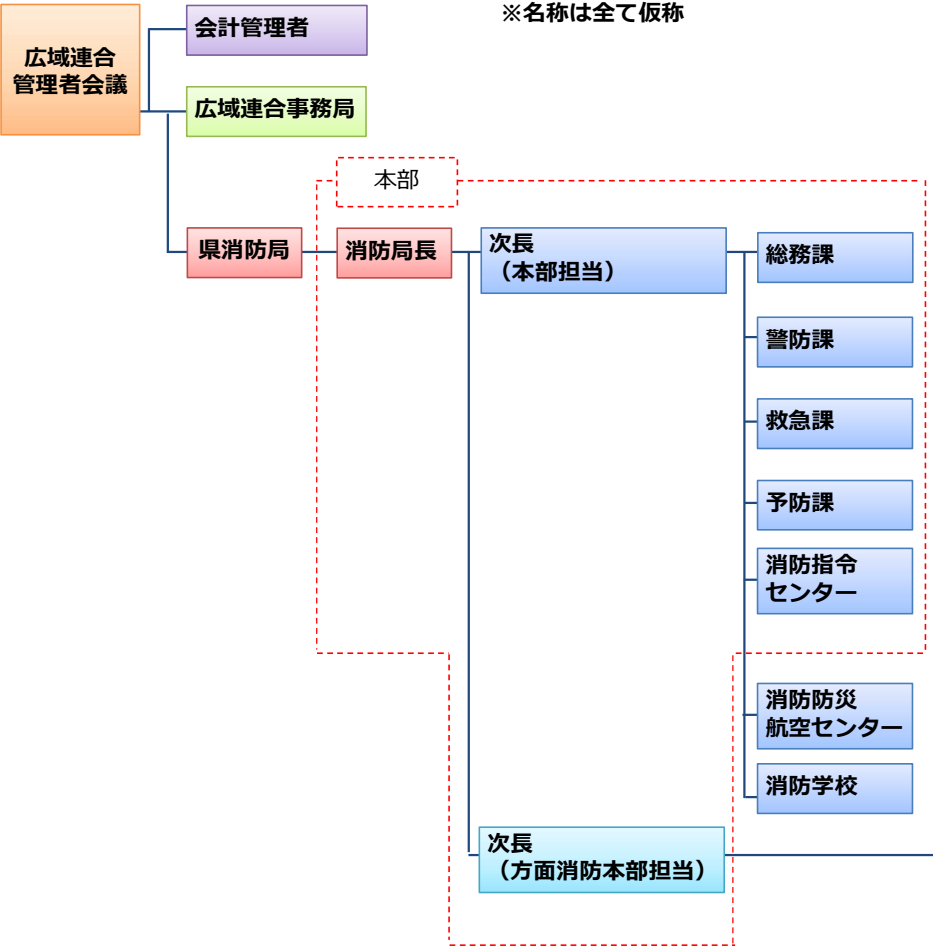
【参考】 心肺停止から10分までの間で、救命措置開始が1分早くなると、7~10%の救命率向上が期待できる。(参考：NPO法人日本ACLS協会ホームページ)

- ◆23市町村で現場到着所要時間の短縮が期待できる地域がある。

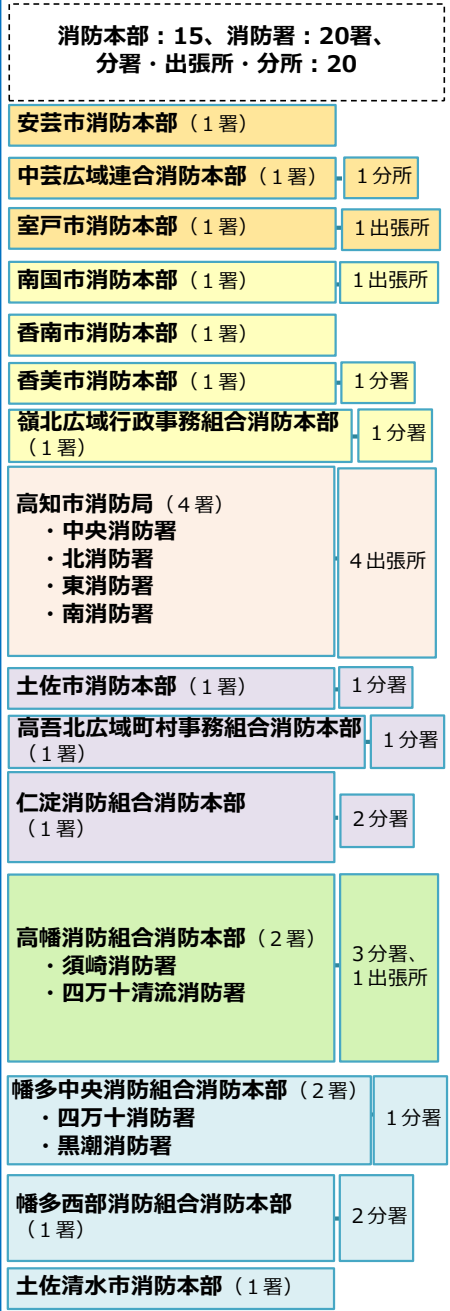
※3 災害発生地域の直近の消防署所から、シミュレーションに当たって設定した道路ネットワークを、設定した平均的な速度で走行した場合の出動から現場到着までの走行時間



広域連合高知県消防局 組織図 (案)
(高知県消防広域化基本構想 別添 組織図 (案) より)



現行の消防本部体制

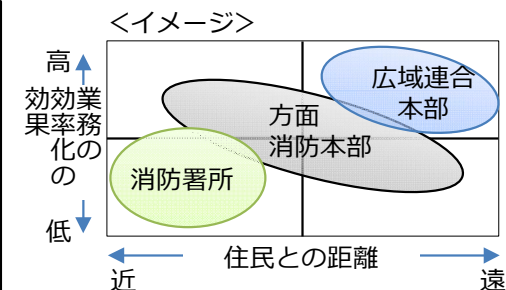




広域化後における各組織の役割分担の基本的な考え方

県民の利便性や業務の効率化の効果の観点から、各組織の基本的な役割は以下のように整理し、消防の現場力の強化につなげる。

- **広域連合本部**：現行15本部で行っている企画・立案・調整、執行統括を集約
- **方面消防本部**：主に事業者を対象とした許認可・届出の窓口機能を集約、
広域連合本部・消防署所・市町村の間の連絡調整、管内の消防署所の支援（応援職員の派遣等）
- **消防署所**：現場対応や住民への窓口機能、市町村防災・国民保護担当部局との連絡調整、署所の運営に必要な庶務



＜広域化後の役割分担（イメージ） ※指令業務を除く＞ **専門部会やワーキンググループでの意見や、消防本部との協議（10/1実施）を踏まえて再整理。**

組織名	総務	警防・救急	予防
広域連合本部 (1箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者会議の運営 ・条例・施策、組織管理等の企画立案、政策評価 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画、運用方針の企画立案 ・規程等の改廃 ・車両や装備の購入、修繕 ・緊急消防援助隊等の出動調整 ・救急救命士の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査、統計 ・火災予防対策 ・建築基準法に基づく消防同意 ・大規模、困難事案等への対応
方面消防本部 (6箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の消防署所の支援（応援職員の派遣等） ・管理運営協議会の運営 ・広域連合本部と署所間の連絡調整 ・方面消防本部内の調整 ・消防団事務（高知市から受託） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・消防水利の設置協議、情報集約等 ・救急症例検討会、救命講習等の実施 ・土地開発同意事務 ・車両や資機材の修理等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物や消防用設備に関する申請・届出手続 ・火災原因及び損害の調査 ・行政指導等による消防法違反是正
消防署所 (40箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団事務（市町村から受託） ・署の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・消防団員との訓練等 ・現地調査、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防関係団体との連絡調整（女性防火クラブ等） ・消防法、火災予防条例に基づく届出手続 ・防火対象物、危険物施設の立入検査

◆ 方面消防本部の役割の見直しと併せて職員配置も見直す（次ページのとおり）

運用に当たって留意が必要な事項

- ・方面消防本部の職員が管内の消防署所を支援できるよう、支援に必要な経験や能力を有する職員を方面消防本部に配置する必要がある。
- ・「日勤救急隊」や「指揮隊」を方面消防本部に設置することを見据え、新たな部隊の編成に必要な人数を確保できるよう、各組織において業務の効率化等に取り組む必要がある。



広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

※第2回総務部会の内容を第3回の数字に更新

資料2

令和7年11月14日

第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

単位：人役数（高知市のみ実員数）

区分	箇所数	現行 (R7.4.1時点)			全県での一次統合時の 増減			全県での一次統合時			二次統合時の増減			二次統合時				
		管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計		
新組織	広域連合本部	1				[注1] 41		41	41		41	[注5] 47		47	88		88	
	方面消防本部	6				[注2] 85		85	85		85				85		85	
	小計	7				126		126	126		126	47		47	173		173	
現行組織	高知市	消防局	1	91	4	95	▲55	[注3] ▲4	▲59	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	8	27	253	280	▲1	4	3	26	257	283		7	7	26	264	290
		小計	9	118	257	375	▲56	0	▲56	62	257	319	▲36	7	▲29	26	264	290
	単独消防	消防本部	7	50		50	▲22		▲22	[注4] 28		28	▲28		▲28			
		署所	11	85	205	290	▲7		▲7	78	205	283		20	20	78	225	303
		小計	18	135	205	340	▲29		▲29	106	205	311	▲28	20	▲8	78	225	303
	消防組合等	消防本部	7	60		60	▲24		▲24	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	21	110	263	373	▲10		▲10	100	263	363		26	26	100	289	389
		小計	28	170	263	433	▲34		▲34	136	263	399	▲36	26	▲10	100	289	389

合計	広域連合本部	1				41		41	41		41	47		47	88		88
	方面消防本部	6				85		85	85		85				85		85
	消防局・本部	15	201	4	205	▲101	▲4	▲105	100		100	▲100		▲100			
	署所	40	222	721	943	▲18	4	▲14	204	725	929		53	53	204	778	982
	消防学校への派遣等			57	57					57	57					57	57
	計		423	782	1,205	7	0	7	430	782	1,212	▲53	53	0	377	835	1,212

[注1] 広域連合本部には、消防職員34名の他、県及び市町村からの派遣職員7名を追加。 [注2] 中央方面消防本部37名（消防団担当5名他を含む）、5方面消防本部48名の合計。

[注3] 高知市消防局の現場系4名（日勤救急隊）は署所へ移行。 [注4] 指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局36名、単独消防28名、消防組合等36名の計100名）

[注5] 高知市消防局の指揮指令要員29名、単独消防から抛出される指令要員8名、消防組合等から抛出される10名の合計。 23



現行15消防本部別内訳

役割分担を反映させた職員配置に関する試算は以下のとおり (第2回専門部会から更新)

単位:人

消防本部	現行(R7)	全県での一次統合時			二次統合時			【参考】指令統合時の増員見込み案(人役)	
	実員(A)	実員(B)	増減(旧本部単位)(B-A)	増減(方面単位)	実員(C)	増減(旧本部単位)(C-B)	増減(方面単位)		
広域連合本部		41	41	41	88	47	47		
中央	中央方面消防本部		37	37	▲19	44	7	7.0	
	高知市	392	336	▲56		300	▲36		▲29
安芸	安芸方面消防本部		9	9	0	9	-	▲3	
	安芸市	38	35	▲3		34	▲1		1.5
	室戸市	48	46	▲2		45	▲1		3.0
	中芸	37	33	▲4		32	▲1		1.4
中央東	中央東方面消防本部		11	11	▲8	11	-	▲5	
	南国市	66	61	▲5		59	▲2		5.4
	香南市	50	44	▲6		43	▲1		2.6
	香美市	58	51	▲7		50	▲1		4.6
	嶺北	37	36	▲1		35	▲1		1.6
中央西	中央西方面消防本部		9	9	0	9	-	▲3	
	土佐市	49	46	▲3		45	▲1		1.6
	高吾北	48	46	▲2		45	▲1		1.9
	仁淀	58	54	▲4		53	▲1		5.1
高幡	高幡方面消防本部		9	9	▲3	9	-	▲3	
	高幡	144	132	▲12		129	▲3		6.3
幡多	幡多方面消防本部		10	10	▲4	10	-	▲4	
	幡多中央	80	73	▲7		71	▲2		5.2
	幡多西部	63	59	▲4		58	▲1		4.2
	土佐清水市	37	34	▲3		33	▲1		1.1
総計	1,205	1,212	7	7	1,212	-	-	52.5	



▶ 広域化後に新たな広域異動の対象となるポスト数は、
全県での一次統合時：15人程度、二次統合時：18人程度の計33人程度 (全体の約3%) を仮置き。

- <前提>
- ・広域異動のポスト数は各消防本部外への異動人数 (消防学校の初任科生(新規採用職員)及び中央方面消防本部から広域連合本部への異動は除く)
 - ・現行の派遣等による広域異動は据置き
 - ・本試算は、現時点での暫定的シミュレーションに基づくものであり、今後変動を生じることがある

広域異動のポスト数 (想定)

(B)(C)は広域連合本部への異動

方面 消防本部	現行					全県での 一次統合時の 広域異動数 (B)	二次統合時の 広域異動数 (C)	合計 (A+B+C)
	消防本部	職員数 (R7)	派遣					
			派遣等先	派遣数	方面本部 小計(A)			
安芸	安芸市	38	県 (消防防災航空C)	1	1	-	3	4
	中芸	37		-				
	室戸市	48		-				
中央東	南国市	66	県 (消防学校)	1	6	8	5	19
	香南市	50	県 (消防防災航空C)、市防災部局	2				
	香美市	58	県 (消防防災航空C)、市防災部局	2				
	嶺北	37	県 (消防防災航空C)	1				
中央	高知市	392	国1、県7(消防政策課2、消防防災航空C3、消防学校2)、他消防本部2(土佐市、幡多中央)、その他3(高知医療センター、救命救急東京研修所等)	13	13	-	-	13
中央西	土佐市	49	県 (消防学校)、他消防本部 (高知市)	2	5	-	3	8
	高吾北	48	県 (消防防災航空C)	1				
	仁淀	58	県 (消防防災航空C、消防学校)	2				
高幡	高幡	144	県 (消防防災航空C)	1	1	3	3	7
幡多	幡多中央	80	他消防本部 (高知市)	1	1	4	4	9
	幡多西部	63		-				
	土佐清水市	37		-				
合計		1,205		27	27	15	18	60



<新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（案）>

- 広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、**広域連合が一括して実施することを基本**とし、あわせて、地域に根ざした人材の確保を図るため、**一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討してはどうか。**
- 地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方で、採用時の地域選択で第2希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討してはどうか。

地域採用方式（方面消防本部単位）のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域毎の枠を適切に設定できれば、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用、配置が可能 ・ 地域の実情に応じた職員を長期・安定的に配置でき、災害時等のきめ細かな対応が期待される ・ 採用時の地域選択において第2希望を認める等、緩やかな運用 →県全体として粒ぞろいの優秀な人材確保が可能 ・ 採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める運用 →本人の希望に応じたスキルアップ等のための広域異動等により組織力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少等により地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性 ・ 配置職員の経験知が均質化し、想定外の危機事象に適切に対応できる多様な経験を有する人員配置が困難となる恐れ ・ 地域別採用を完全分離する運用 →地域毎で志望状況の差により採用可能な人材の水準に格差を生じる可能性 ・ 採用後の選択変更を認めない厳格な運用 →かえって本人の希望に応じた配置を妨げる可能性

地域枠の設定の例

- ・ 方面本部単位の職員配属比率の1/2程度で設定。
- ・ 広域連合本部所在の高知市からの通勤が困難と見込まれる方面本部のうち希望がある地域に設定。
- ・ 採用選考時には一定程度の優先的な配慮も検討。

採用予定枠をすべて地域枠とすることは人事の硬直化を招く恐れがあり、一般的な配属先の調整は採用後の人事配置希望調査等で本人の意向を反映していくことを基本として、それだけでは十分な人員確保に懸念がある中山間地域等に限定して採用選考時からの枠設定を検討することとしてはどうか。

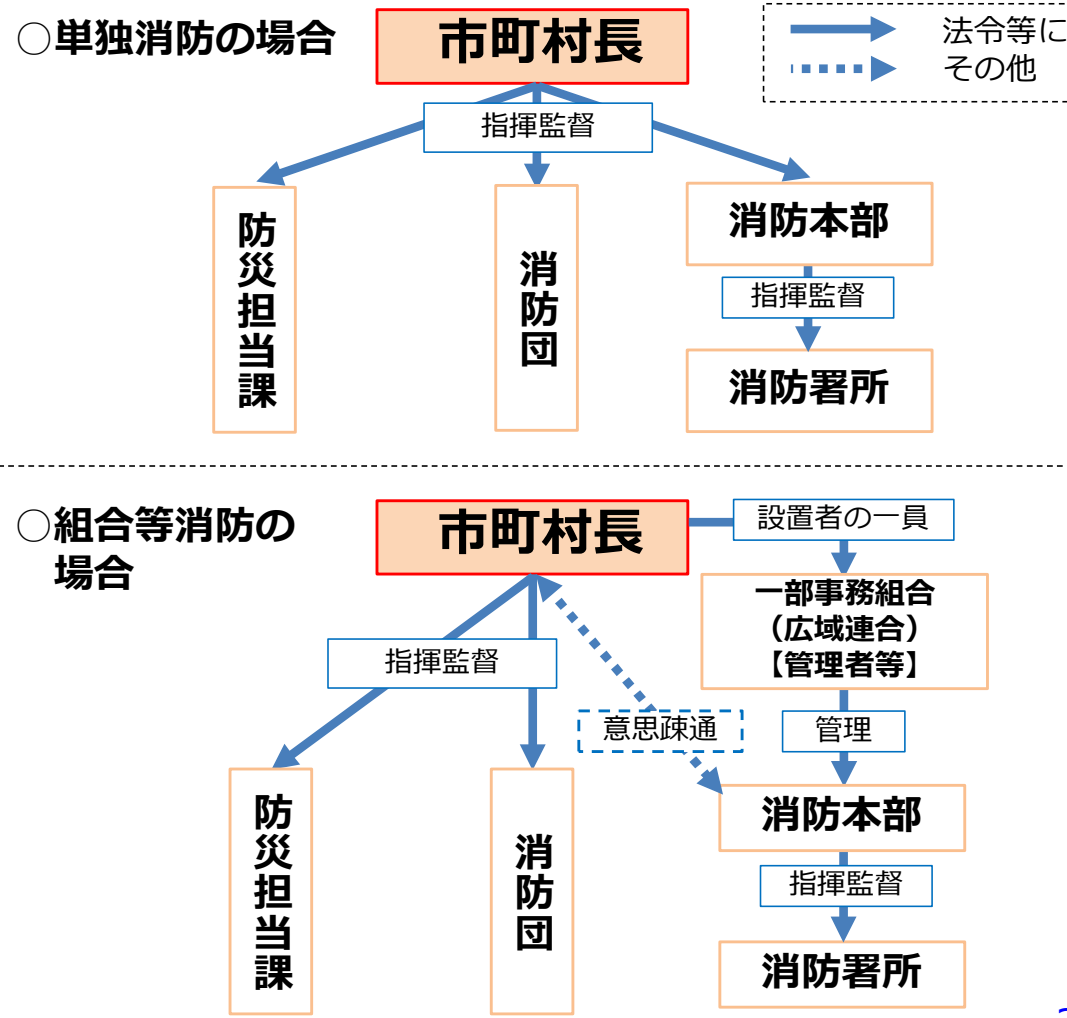
(イメージ)

方面本部	R7職員数	⇒	配属数	⇒	地域枠
安芸	123	仮に、定員据置き、かつ職員が40年勤務するとして、配属数(採用数)を推計(職員数を1/40)	3	配属数の1/2程度とした上で、地域を限定	2
中央東	211		5		-
中央	392		10		-
中央西	155		4		-
高幡	144		4		2
幡多	180		4		2
合計	1,205		30		6

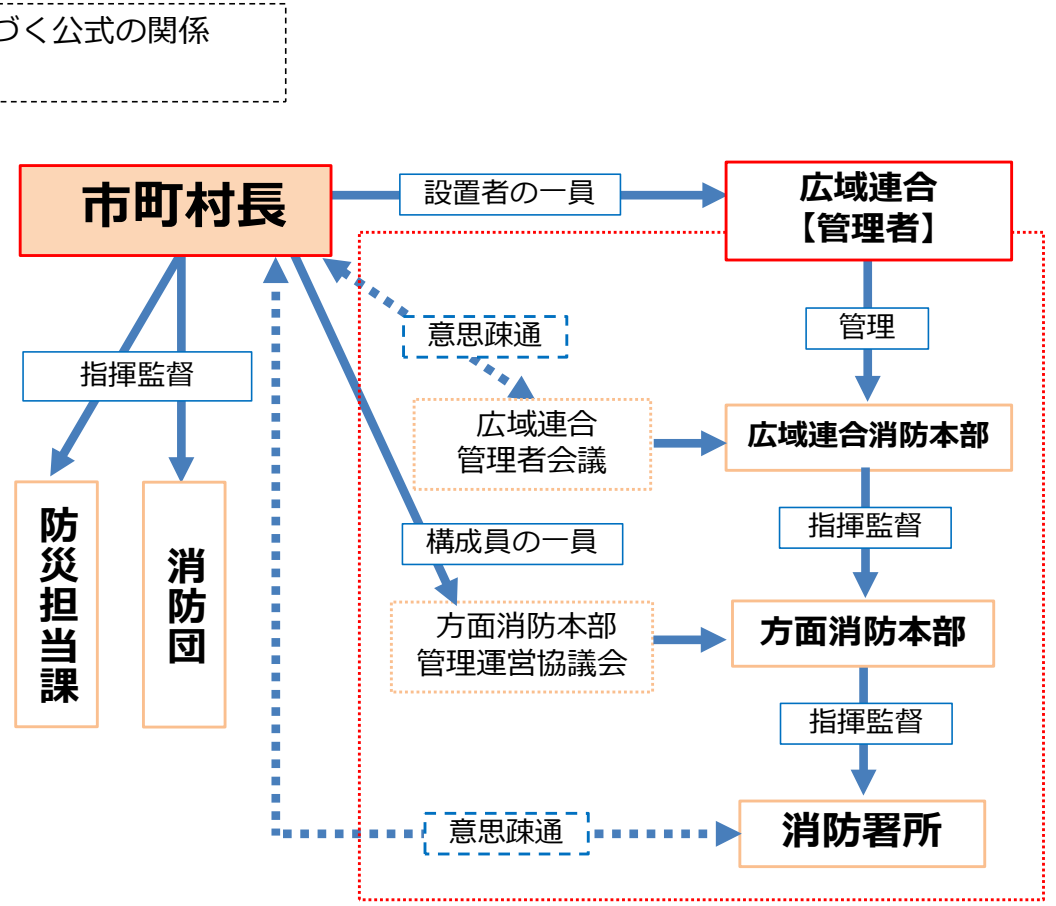


- 現行15消防本部が担う本部機能は、広域化後は基本的に広域連合本部に移行することとなる。
- このため、条例・予算等消防行政の企画立案に係る重要事項や施策の執行管理に関し広域的に共通する課題等については、広域連合管理者会議や方面消防本部管理運営協議会の場を通じて、市町村長の意見が反映されることとなる。
- 他方で、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処については、引き続き消防署所において処理されるため、こうした事案処理に係る市町村長の意見については、消防署所が窓口となって調整に当たることとなる。

<現行>



<広域化後>

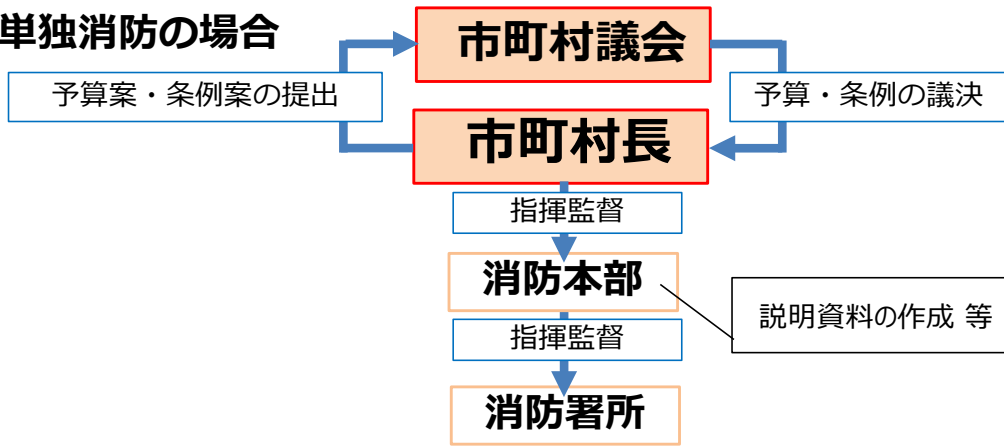




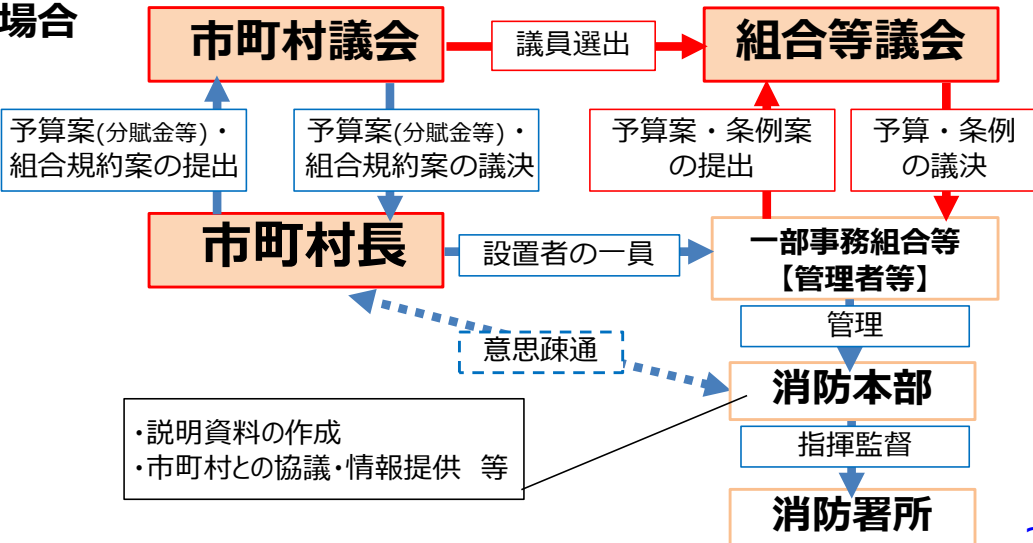
- 広域化後は、議決機関として広域連合議会を設置し、消防（消防団・消防水利を除く）に関する条例案・予算案等の提出権は広域連合長が、その議決権は広域連合議会が有することとなる。
- その際、市町村長は、県全体の消防サービスのあり方に関して意見があるときは、広域連合長や管理者会議の構成員に意見を申し出ることが想定される。
- また、広域連合議会議員に選出された市町村議会等の議員は、条例や予算等の審議を通じて意見し、その他の市町村議会等の議員は、市町村長又は広域連合議会議員に対して自分の意見を申し出ることにより、意見の反映を図ることが想定される。

<現 行>

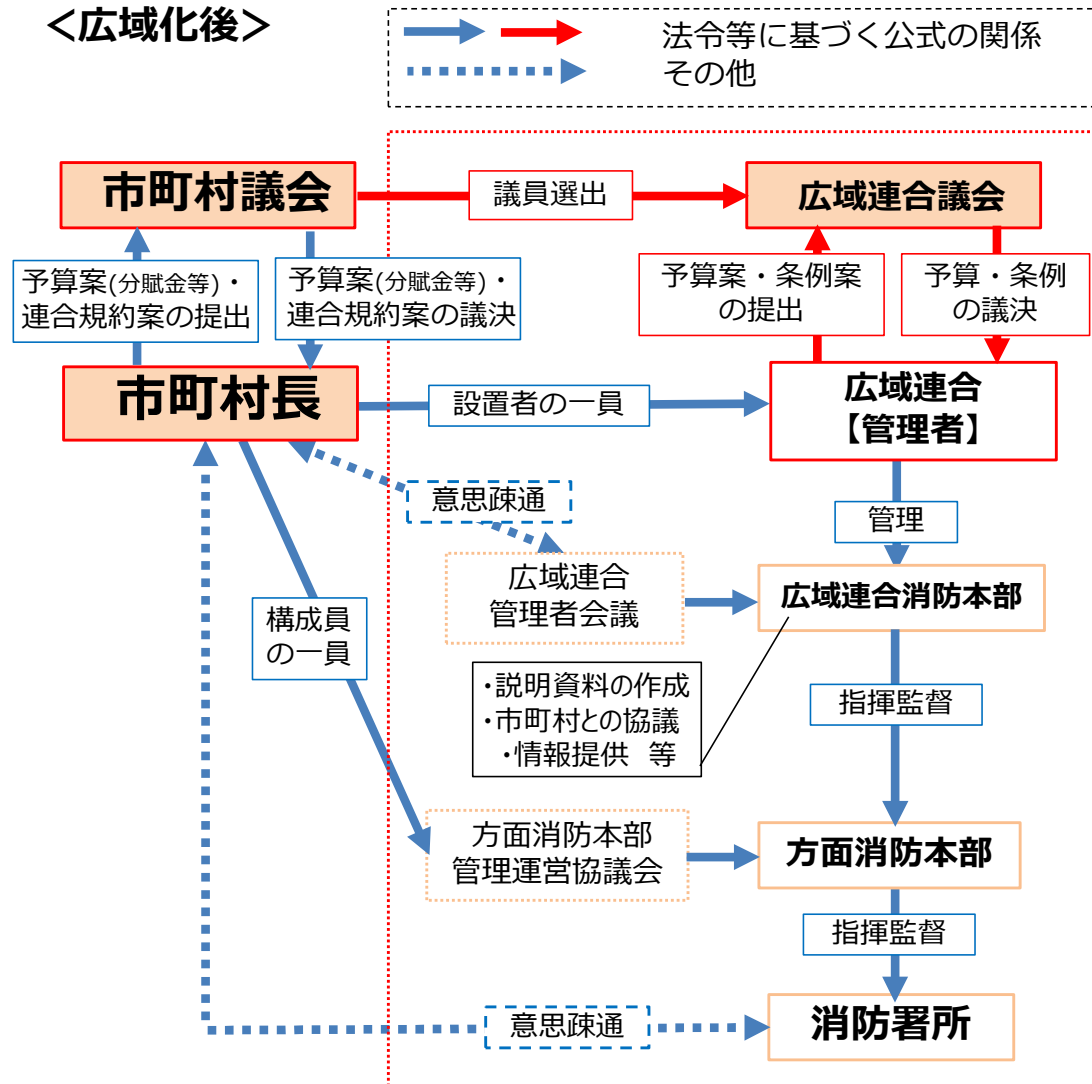
○単独消防の場合



○組合等消防の場合



<広域化後>





1 基本スタンス

職員の処遇等について、(A) 多様性尊重型、(B) 均一化推進型のいずれの方向性を基本とすべきか。

基本スタンス	基本的考え方	市町村の財政負担	基準財政需要額との関係
(A) 多様性尊重	市町村消防の原則に鑑み、処遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重	均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的	交付税は用途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重
(B) 均一化推進	同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化	現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる	交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出

県の考え方

当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、連合発足時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システム統一等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てるのと併行して、残る均一化の課題解決を検討してはどうか。



基本計画の骨格案の記載

職員の処遇等については、当面は「多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では**必要最小限の均一化を図った**後、消防指令システム統一等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討する。

必要最小限の均一化として想定している事項（給与関係）

- ①高知市に準拠した給料表に統一した上で、現行給料水準の直近上位に位置付け
- ②新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ
- ③新規採用職員初任給引き上げに伴う若年職員の逆転調整
- ④退職手当の広域化前後の在職期間を通算
- ⑤職員手当の統一(※1)

追加で必要な財政負担

- ①大きな影響なし
- ②+10百万円程度/年（累増）
- ③+120百万円程度/年
- ④大きな影響なし
- ⑤+19百万円程度/年 ※今回の専門部会で新たに提示

(※1) 実施計画において定めるよう検討が必要。特に、特殊勤務手当等についてはどのように統一するのか検討が必要。

<参考> 給料表の格付けのイメージ

<基本計画の骨格案の記載（抜粋）>

- ・既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うこと基本として、高知市に準拠した新給料表に移行【①】
- ・新規採用職員については、高知市に準拠した給料表及び格付基準を適用【②】
- ・新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額の調整を行う方向で検討【③】

高知市以外の給料表（行政職6級）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額					
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700

高知市の給料表（消防職8級）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	205,100	260,900	273,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	206,600	261,700	274,200	300,300	323,100	356,900	410,300	462,900
3	208,200	262,600	275,100	301,800	324,900	358,500	412,300	466,500
4	209,700	263,700	276,600	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	211,200	264,600	277,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500

③若年職員の逆転調整の範囲のイメージ

初級の初任給の188,000から直近上位の205,100に位置づけると、2年目は211,200（4号級昇給）だが、新採の初任給と同額になるので、調整を行う。

②新採職員の初任給イメージ

※参考：高知市初任給基準（R7.4.1）
（初級）211,200（中級）229,200（上級）251,700



720本部中241本部で
共同運用 (33.5%)

- 令和7年4月1日現在、**56地域 (241本部)**において、消防指令センターの共同運用が行われている。
(例：ちば消防共同指令センター(千葉市他19本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市他19本部・管轄人口約200万人))

- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実等**を図ることができる。

【メリットの例】

・整備費の削減

共同整備を行った19本部の平均**整備費 ▲49.8%**

北はりま消防本部 整備費が **半減** (11.4億円→5.8億円)
ちば消防共同指令センター 整備費が **4割減** (61.2億円→38.3億円)

・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**3分の1**
(現状29人体制)にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

・メンテナンス費の削減

整備費に比例するとされる**メンテナンス経費**についても**削減可能**。

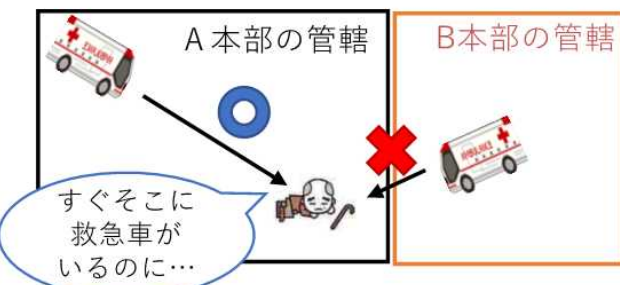
消防指令センターの高度な運用

- 一方、**直近指令、ゼロ隊運用**などの**高度な運用**（共同運用のメリットの**最大限の利活用**）を行っている地域は少ない
→ **直近指令**：約**27%**（15地域）、**ゼロ隊運用**：約**46%**（26地域）、**双方とも実施**：約**21%**（12地域）

高度な運用をしていない場合

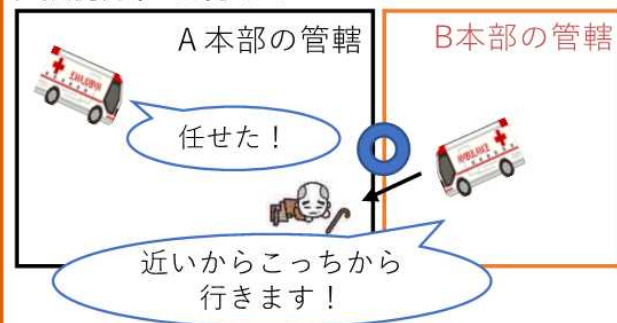
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。

➡ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



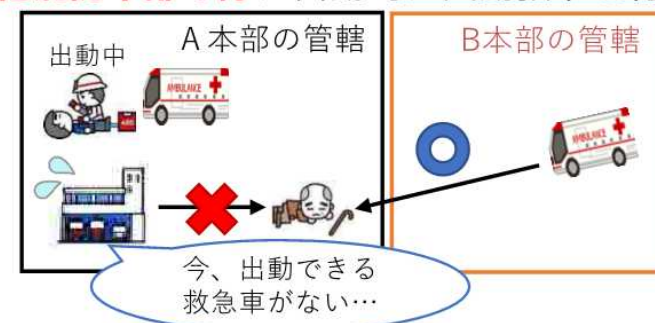
1. **直近指令**

現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



2. **ゼロ隊運用**

出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動的に出動指令を行う。



到着時間の短縮を図ることができる。

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、**約400件 (CPA)**の直近指令・**約250件**のゼロ隊運用を実施しており、**到着時間の短縮**が図れた。



【参考】 消防指令システムの区分と指令台台数の目安

区分	管轄人口	指令台台数の目安
I型	管轄人口10万人未満	指令台2席
II型	管轄人口10万人以上、 40万人未満	指令台3席、指揮台1席
III型	管轄人口40万人以上	指令台5席、指揮台1席

※消防庁の高機能消防指令センター総合整備事業は、地理的事情、市町村の人口規模、都市構造等を勘案してI型、II型、III型に区分



南国市消防本部
I型、指令台2



高知市消防局
II型、指令台4、指揮台1



嶺北広域行政事務組合消防本部
指令システムなし(電話)



「住所が分からない」「目標物が何も無い」「山の中」などでも、GPS機能がONの状態では通報すると位置情報を取得でき、消防車や救急がいち早く向かうことができる。

GPS機能ONの場合

1 (GPSにより位置情報が取得できた場合)

管制員の地図画面に、以下のように表示される。

(10～50m程度の範囲まで絞り込める)



GPS機能OFFの場合

2 (GPSの位置情報が取得できなかった場合)

管制員の地図画面に、以下のように表示される。

(300m～数Kmの通知となる)



※ 上記の地図情報は、現地に向かう車両でも確認できる。

→ 指令システムにより取得した位置情報と、通報者から聴取した情報を組み合わせることで、地元の地理に精通していない職員であっても、通報者の位置特定は可能と考えられる。

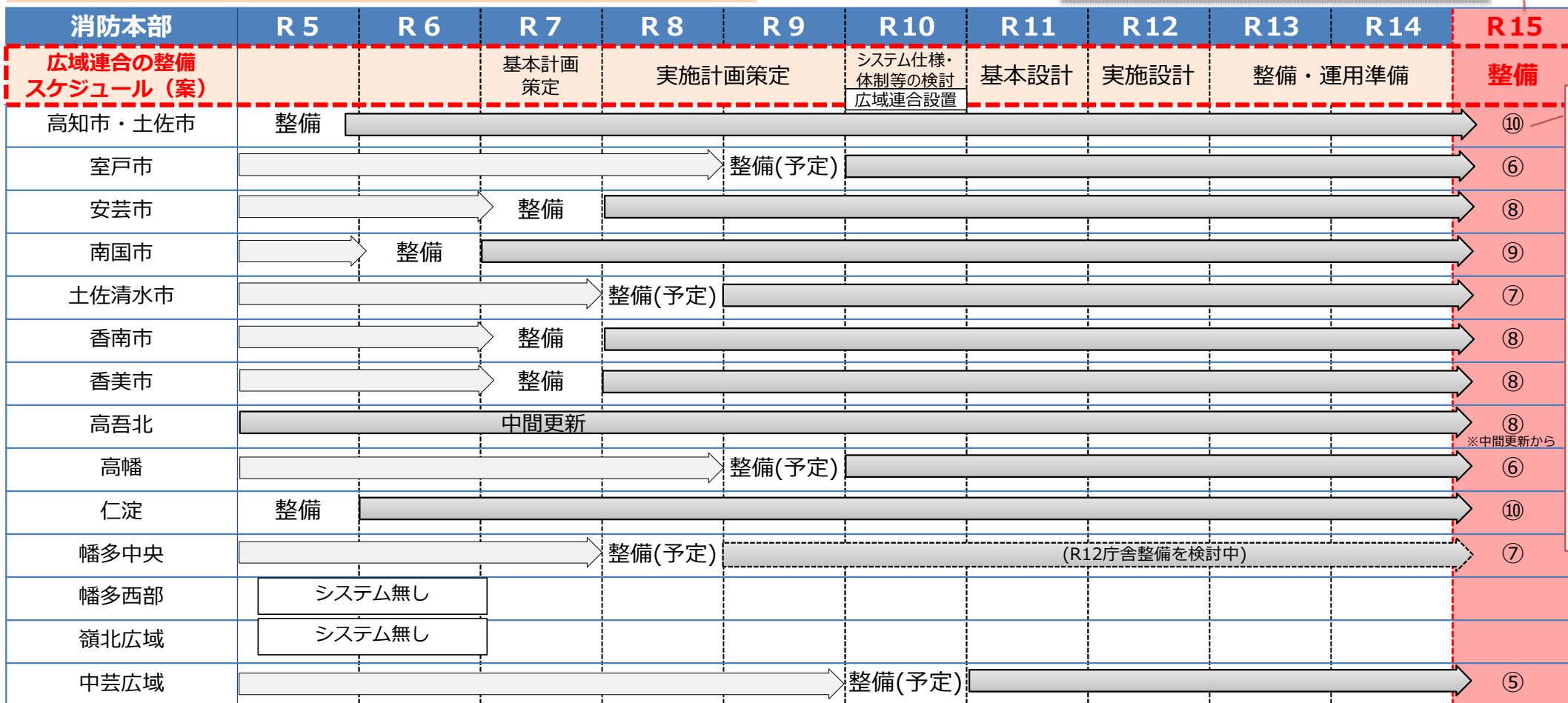


<検討の方向性>

- 消防指令システムについては、更新時期に違いがあることや、財政負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して集約化する必要があることから、**高知市・土佐市の現行システムの更新時期となる令和15年度を目途に整備する方針でよい**か
※全県エリアでの共同運用を実施している大分県や高知市・土佐市の共同運用の実例から、実際の運用の共同化を図る協議や設計作業には多くの時間を要している
- その際には併せてデジタル無線設備の再整備も行うことを前提に検討作業を進めることとしてはどうか。
- 現行システムが令和15年度以前に更新期を迎える消防本部については、最小限の更新作業等により、効率的に移行する計画を実施計画において定める。

県内消防本部の消防指令システムの更新時期（見込み含む）

県一消防指令センター整備予定



数字は前回整備からの経過年数



<検討の方向性>

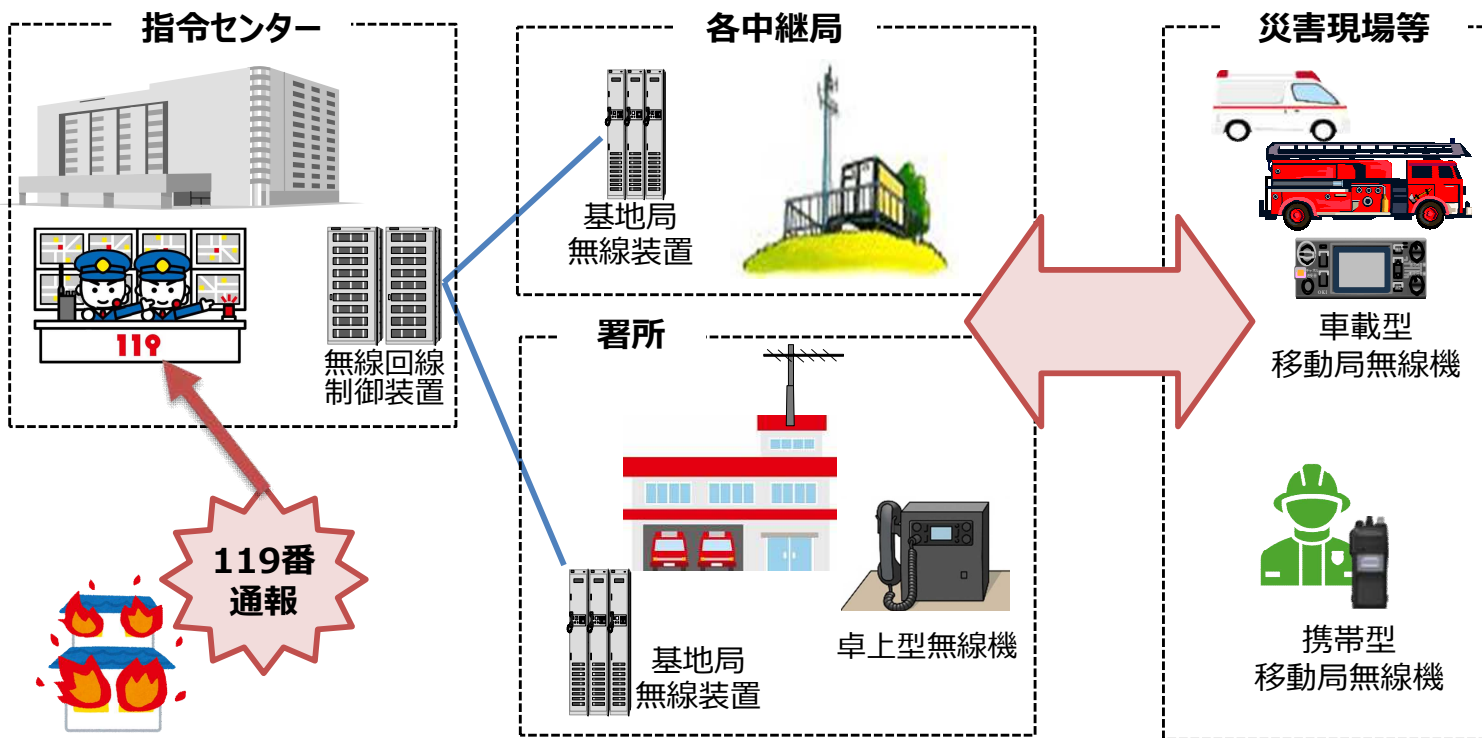
- 消防救急デジタル無線については、現行15消防本部ごとの単独整備と比較して、消防広域化による共同整備により、費用の削減効果が見込めることから、**消防指令システムと併せて令和15年度を目途に整備する方針としてはどうか。**
- **令和15年度以前に無線設備の更新期を迎える消防本部は、最小限の更新により、効率的に移行する計画を実施計画において定める。**

県内消防本部の整備について（案）

<デジタル無線の概要イメージ図>

デジタル無線を共同化した場合のイメージは以下のとおり。

- 運用の例**
- ・ 指令センターは、各署所や車両、個別の部隊と的確な無線通信を行う。
 - ・ 災害現場では、移動局無線装置(車載型、携帯型、可搬型)により、それぞれ無線通信を行う。
 - ・ 現行消防本部の中継局を活用することで、県内における無線通信を可能とする。



<費用の節減効果>

- ・ 装置の集約、機器保守費の節減、国の財政措置の活用などにより **初期整備費や運用経費の節減効果を見込む**ことができる。

⇒ **節減効果額の試算：34.3億円**

※整備費用と10年間の維持管理費用の合計による試算

※共同化した場合の指揮命令系統や部隊運用を含む運用等の検討に時間を要することに留意が必要

<スケジュールのイメージ>

- ・ R9,10 仕様・体制等の検討
- ・ R11 基本設計
- ・ R12 実施設計
- ・ R13,14 整備・運用準備
- ・ **R15 整備完了**



<デジタル無線費用の暫定的試算> 現行の無線を個別に再整備した場合と、新たな無線を県一で共同整備した場合を試算

<主な前提条件>

- 整備費用については、移動局無線装置（車載型、携帯型等）など現行の数量を反映させて、現在の定価ベースで試算。※数量は各消防本部に照会
- 10年間の費用総額（表②および表④）については、整備費用に、10年間の維持管理費用（整備費用×1%×10年）を合算した額を試算。
- 国の財政措置を反映した実質的な負担額（表③および表④）については、有利な起債を充当して試算。
 - ・個別整備は、過去の整備実績を踏まえて過疎債（実質負担30%）又は防災対策事業債（実質負担77.5%）を充当
 - ・共同整備は、緊急防災・減災事業債を充当（実質負担30%）

①整備費用の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
無線	104.2億円	89.8億円	△14.4億円
指令システム ※前回部会試算再掲	35.3億円	36.6億円	1.3億円
合計	139.5億円	126.4億円	△13.1億円

③整備費用の比較（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
無線	59.7億円	26.9億円	△32.8億円
指令システム	23.6億円	11.0億円	△12.6億円
合計	83.3億円	37.9億円	△45.4億円

国の財政措置を活用



無線の試算の前提条件に合わせて再度試算
※一部の市町村を過疎債充当で再試算

②10年間の費用総額の比較（実額ベース）

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
無線	114.6億円	98.8億円	△15.8億円
指令システム ※前回部会試算再掲	70.7億円	73.2億円	2.5億円
合計	185.3億円	172.0億円	△13.3億円

国の財政措置を活用



④10年間の費用総額（国の財政措置を反映した実質的な負担額）

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
無線	70.2億円	35.9億円	△34.3億円
指令システム	54.2億円	42.1億円	△12.1億円
合計	124.4億円	78.0億円	△46.4億円

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算
※2 緊急防災・減災事業債充当で試算

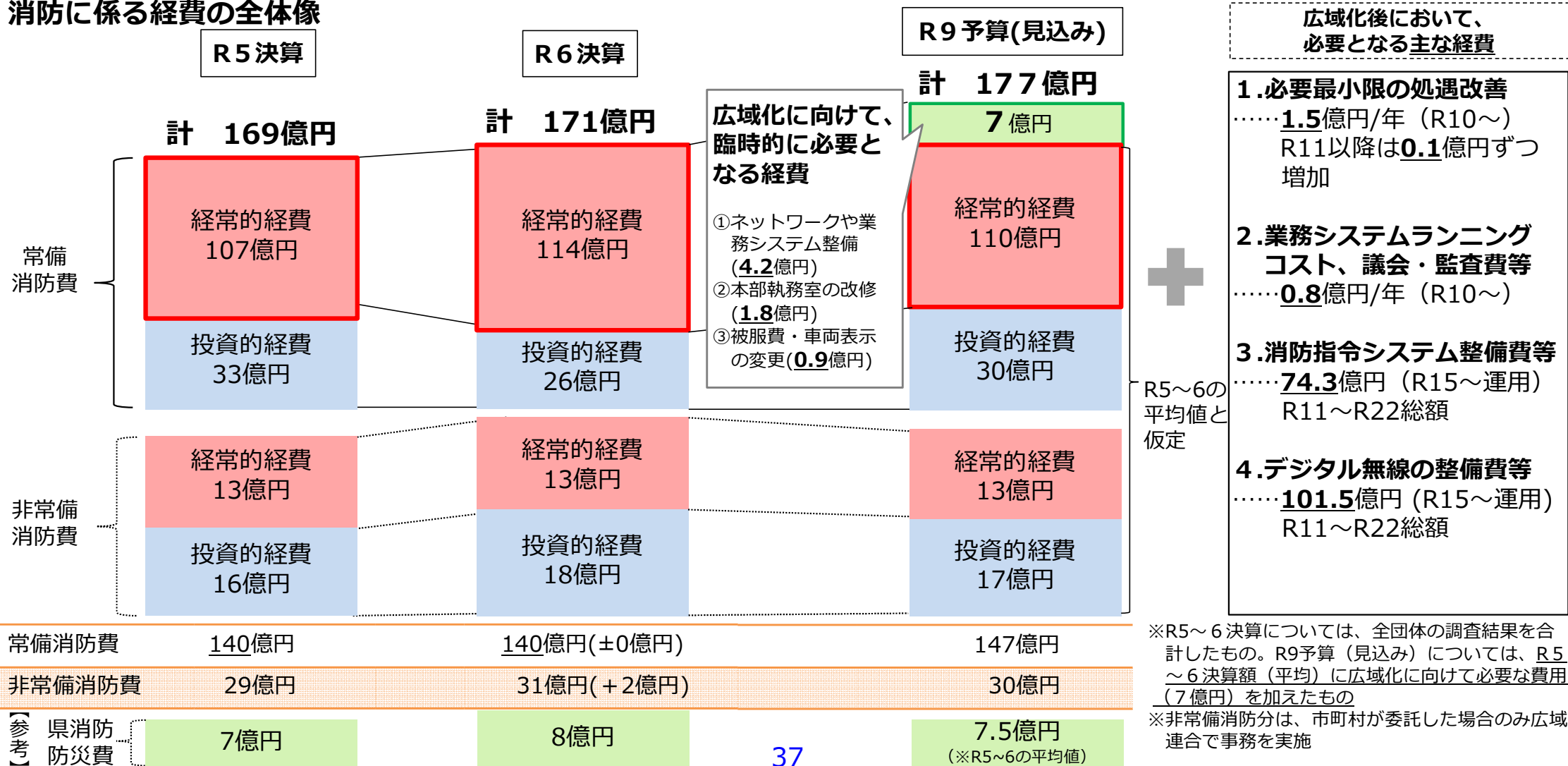


本日の議題

1. 分賦金の算定

- ……総務部会における人員配置のシミュレーションや広域化に伴い必要となる経費（臨時的に必要なシステム等の整備や必要最小限の職員の処遇統一に要する経費等）や令和6年決算調査を踏まえ、歳出の全体像を提示
- ……令和6年決算額及びアンケート結果を踏まえ、分賦金の算定についての方向性を議論。
- ※投資的経費の負担は将来の事業量に左右されるため、シミュレーションには含めていない。
- ※非常備消防に係る経費は市町村が委託した場合のみ広域連合で事務を実施するため、シミュレーションには含めていない。

消防に係る経費の全体像



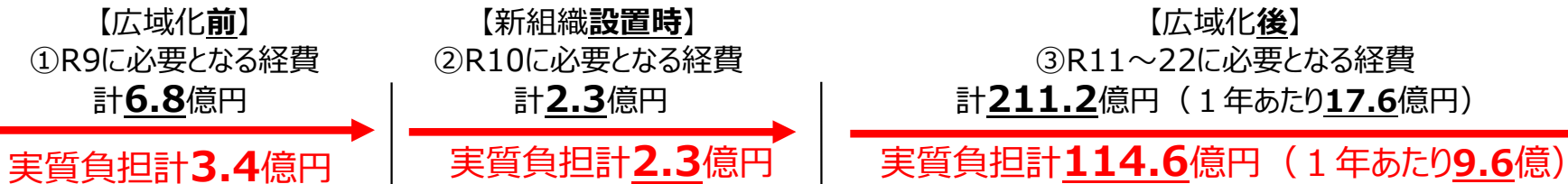
※R5～6 決算については、全団体の調査結果を合計したもの。R9 予算 (見込み) については、R5～6 決算額 (平均) に広域化に向けて必要な費用 (7億円) を加えたもの

※非常備消防分は、市町村が委託した場合のみ広域連合で事務を実施



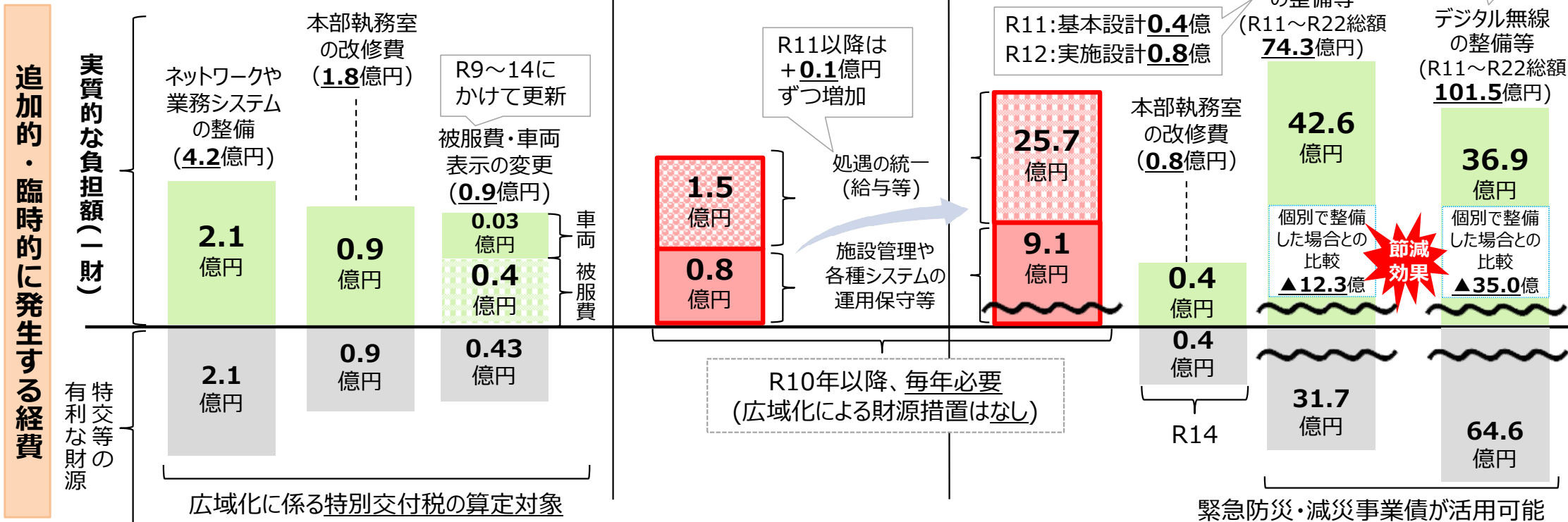
1. 分賦金の算定

歳出の全体像



R9~R22までに追加的・臨時的に発生する経費の合計は**220.2**億円(実質負担**120.3**億円)

- 広域化による特別交付税の活用や緊急防災・減災事業債を活用することが可能
- 広域化しない場合と比べて、消防指令システムなどの節減効果額等を踏まえると、実質的な負担額は**▲6.5**億円



毎年度の消防に係る経費





試算の基本的な考え方

- 広域連合を設置する場合に、**現状と比較して、追加・臨時的に必要なと想定される主な経費について、現時点の金額を試算。**(※1)
なお、臨時的な経費については、広域化による国の有利な財政措置を活用するとともに、更新水準の平準化を図るなど、可能な限り抑制する方針で試算。
- **発足時まで（R9・R10）の追加・臨時的に必要なとなる経費の実質的な負担額は、+ 5.6億円程度。**（下表の赤下線の金額の合計）
- **消防指令システムなどの節減効果額を踏まえた、単年度当たりの実質的な負担額(※2)は ▲0.5億円程度。**

<追加・臨時的に必要なとなる経費の内訳>

(単位：百万円)

区分	事項	説明（試算の考え方）	追加・臨時的経費の実質的な負担額 (※1)	【参考】 単年度当たりの実質的な負担額 (※2)	財政措置	
					特交	緊防債
経常	処遇の統一（給与等）	必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきもの (①新規採用職員の増、②若年職員の逆転調整、③職員手当の増)	R10～：+149/年 ※R11以降毎年+10	+194/年	-	-
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	施設管理、業務システムやネットワーク等の運用保守に要する経費	R10～：+73/年	+68/年	-	-
	広域連合事務局経費	議会、監査等の執行に要する経費	R10～：+3/年	+3/年	-	-
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	ネットワークの構築、給与や財務関係事務に係る行財政システムや消防関係システムの導入、パソコンの更新・導入などに要する費用	発足時：+207	+15/年	○	
	本部執務室の改修	広域連合本部の執務室の改修経費	発足時：+88 指令システム共同化時： +37	+9/年	○	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	・被服等の変更に要する経費（R14まで平準化することで財政負担を軽減） ・車両表示等の変更に要する経費	発足時：+43	+3/年	○	
	消防指令システムの整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む	(節減効果) ▲1,231	▲88/年		○
	消防デジタル無線の整備	R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む	(節減効果) ▲3,497	▲250/年		○
				R9～R22平均 ▲46/年		

(※1) 経費を算出した上で、国の財政措置を反映させた現時点の試算金額を記載

(※2) R9～22の14年間の実質的な負担額の単年度当たり平均。

※R9：広域連合発足の準備 R22：消防指令システム等の更新整備の開始（R23）の前年度



追加・臨時費用の累計額（実質的な負担額 ※一部節減効果）

（単位：百万円）

区分	事項	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	合計 R9~22	平均 R9~22	
経常	処遇の統一（給与等）	-	149	159	169	179	189	199	209	219	229	239	249	259	269	2,717	194	
	施設管理や各種システムの運用保守等経費	-	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	949	68	
	広域連合事務局経費	-	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39	3	
臨時 (イニシャルコスト)	ネットワークや業務システム等の整備	207	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	207	15	
	本部執務室の改修	88	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	125	9	
	被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	3	
	消防指令システムの整備	-	-	1	▲24	▲121	▲121	▲121	▲121	▲121	▲121	▲121	▲121	▲121	▲121	▲121	▲1,231	▲88
	消防デジタル無線の整備	-	-	▲7	▲62	▲343	▲343	▲343	▲343	▲343	▲343	▲343	▲343	▲343	▲343	▲343	▲3,497	▲250
合計		338	225	228	160	▲209	▲162	▲189	▲179	▲169	▲159	▲149	▲139	▲129	▲119	▲648	▲46	
累計 (R9~22)		338	563	791	951	743	581	392	214	45	▲113	▲262	▲400	▲529	▲648			

二次統合時において、消防指令システム等の節減効果額と併せて、その他の処遇統一を検討

R11,12 設計 R13~R15 整備 R22までの費用を試算 (R23に更新整備の開始を想定)

※四捨五入の関係で係数が一致していない場合がある

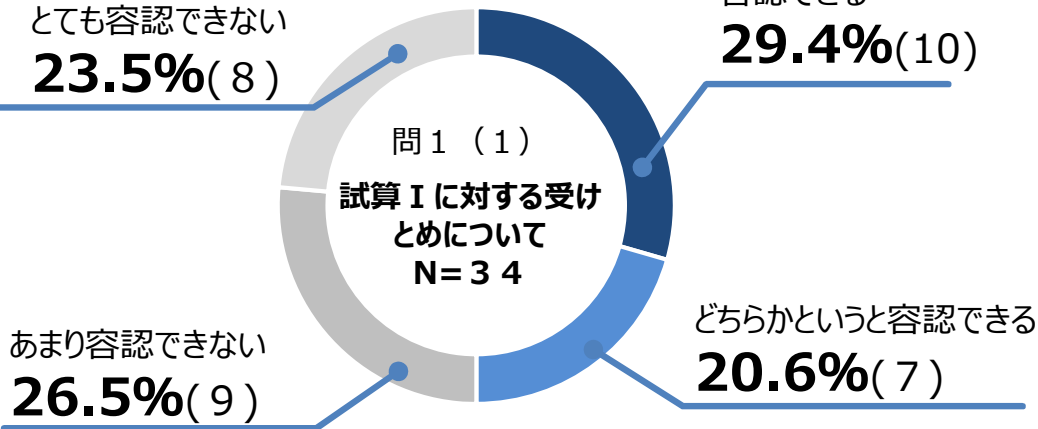


分賦金算定に関する意見聴取

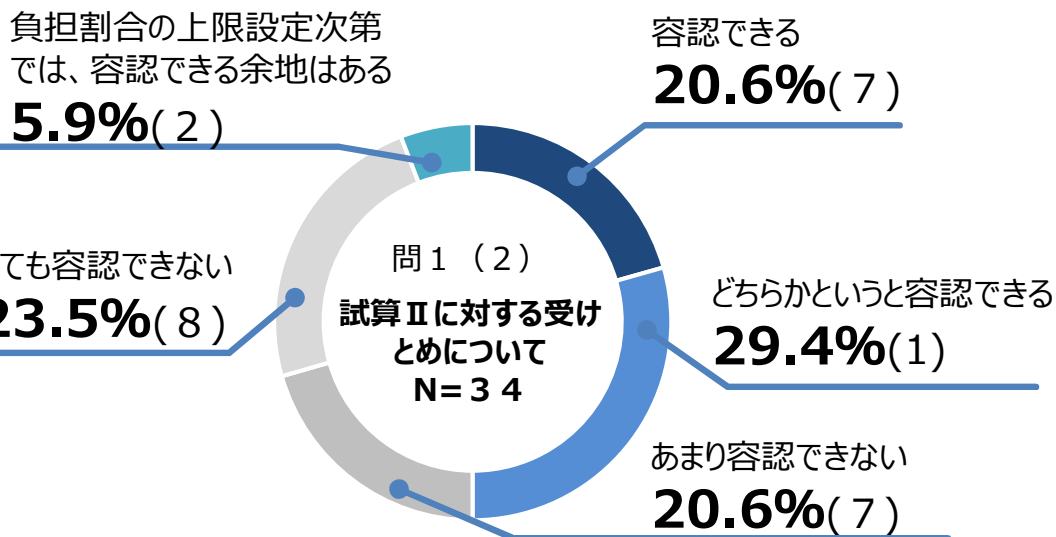
▶ 第2回財務部会（8/7開催）で示した分賦金算定の試算案Ⅰ～Ⅲに対する受けとめ等について、各市町村からの意見聴取を実施

分賦金の算定に関する意見聴取のとりまとめ結果

試算案Ⅰ：基準財政需要額に応じて案分



試算案Ⅱ：広域化前負担額に応じた案分額から基準財政需要額に応じた案分額に10年間かけて移行



● 問1 (1) 及び (2) 「あまり容認できない」、「とても容認できない」とした主な理由

- ・各消防署の実態にそぐわず、運営努力をして費用を抑えている団体に不公平感が生じてしまうと思われる。
- ・試算された増額負担分を支払う財政的余裕がない。
- ・一律的な基準財政需要額での案分ではなく、応益分について各自治体で負担するのが当然であると考える。
- ・普通交付税は一般財源であり、現在の負担規模を考慮せず当該数値に準じた負担額を設定することは、各自治体財政への影響を十分に慮っているとは言い難い。
- ・応能負担ということだが、財政力指数や実際の財源余力までは加味されないため、財源が脆弱な団体にとっては、なお負担感が大きい場合があると考える。
- ・激変緩和の考え方は容認できるものの、経費の9割弱の人件費を全体で案分すると、消防職員の少ない郡部が市部の負担を担うことになると思われる点、容認しがたい。



分賦金の算定に関する意見聴取のとりまとめ結果

試算案Ⅲ：連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分

算定指標の設定次第では、
容認できる余地はある

5.9%(2)

容認できる
20.6%(7)

とても容認できない
14.7%(5)



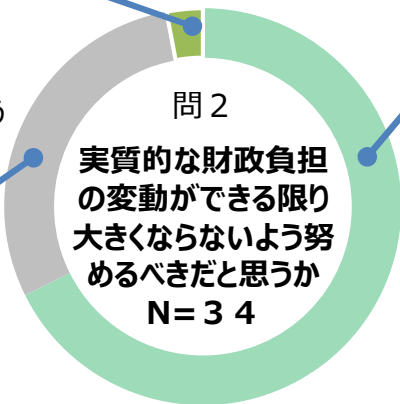
どちらかという容認できる
41.2%(14)

あまり容認できない
17.6%(6)

そう思わない
2.9%(1)

そう思う
67.6%(23)

どちらかというと思う
29.4%(10)



● 問1 (3) 「あまり容認できない」、「とても容認できない」とした主な理由

・広域化の趣旨から、分賦金についても区域で分けず全体で負担することが望ましいと考える。

・常備消防を運営するための費用の見積もりである基準財政需要額を用いて負担金は算定すべきと考える。

・財政状況が厳しい以上、不安要素が多く、分賦金を出してまで得られるメリットがあるのか分からなくては、試算案を容認する以前の状態であると認識している。

・決算額による割合を維持してほしい。

・基準財政需要額の測定単位も人口であり、これに加えて人口案分を導入することは適当ではないと考える。(出動件数も同様の考え。人口が多い場合は出動件数も多いと考えられるため、その分は基準財政需要額の算定に含まれていると考えるべき。)

● その他分賦金の算定に対する主な意見等

・中長期的な財政を見込む上で分賦金の平準化は重要であるため、分賦金の算定方法の検討はもちろんのこと、算定の基となる経費（人件費・広域化に不可欠なイニシャル・ランニングコスト等）について、各市町村様々な意見を持っていると思われるので、今後より具体的な協議の場が必要である。

・広域化に伴う経費の上昇幅を許容できる判断材料が十分でない。

・今後も物価高騰や人件費増が見込まれていることもあり、示された試算額以上の負担になるのではないかと懸念している。

・標準的な消防サービスを行う上で必要な金額を積算する基準財政需要額での案分が最も公平だと考える。

・現在の財政負担をベースとして、全市町村の変動幅を少なくする「平等」の制度設計ではなく、論理的な案分方法に基づいた「公平」な制度設計を望む。



1. 分賦金の算定 ※第3回財務部会の内容を更新

分賦金の算定に関する基本的な考え方

各市町村が、その負担能力や受益の程度に応じて費用を負担する形になるよう、分賦金を算定。

- 全市町村に共通する便益をもたらす支出：「基礎サービス分」…全市町村が基準財政需要額等に応じて負担
- 専ら特定市町村に便益をもたらす支出：「付加サービス分」…受益する市町村が負担

案分に用いる指標及び割合については、今後、設置する協議会において議論

経費の種類ごとの分賦金の算定方法

別添試算は次の割合等で仮試算

- ・ 基準財政需要額：50%
- ・ 救急出動件数：50%

分賦金の算定方法

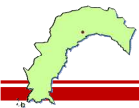
	経費の種類	サービス分類	分賦金の算定方法
市町村負担分	【全市町村が受益する経費】 ・ 連合本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費、指令システム・業務システム関係経費等)	基礎サービス分	✓ <u>全市町村で案分</u> 【試算方法】 連合本部の運営に要する経費 高知市消防本部の1人あたり単価@ (経常支出÷職員数=@) × 想定配置職員数
	【方面本部の構成市町村が受益する経費】 ・ 方面本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費等)		✓ <u>方面本部の構成市町村で案分</u> 【試算方法】 方面本部の運営に要する経費 広域化後の方面本部の1人あたり単価@ (経常支出÷職員数=@) × 想定配置職員数
	【署所の所在市町村が受益する経費】 ・ 署所の運営に要する経費 (人件費、装備品を含む経常的経費、署所の改修を含む投資的経費)		✓ <u>署所の所在市町村で案分</u> 【試算方法】 消防署所の運営に要する経費 現在の消防本部の1人あたり単価@ (経常支出÷職員数=@) × 想定配置職員数
	【専ら特定市町村に便益をもたらす経費】 (非常備消防の経常的経費(委託した場合)等)	付加サービス分	✓ <u>受益する市町村</u> の分賦金として算定
	・ 投資的経費、公債費 (専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの)	"自賄い"	✓ 受益する市町村が負担(分賦金として算定しない)
県負担分	・ 消防学校に要する経費 ・ 航空センターに要する経費	—	✓ 県が負担(分賦金として算定しない)

【試算結果】分賦金シミュレーション ※第3回財務部会の内容を更新(案Ⅲのみ表示)

(※)高知市の給与水準に再計算する場合の400,961千円から初任給引き上げに伴う若年職員の逆転調整120,000千円を除いた金額で試算
(単位:千円)

資料2 令和7年11月14日
第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会
(単位:千円)

市町村	現在の消防本部	【R5~6平均】 歳出額(決算) 常備消防分の歳出のうち充当一般財源等(投資的経費除く) ①	【R6】 基準財政需要額(常備消防分)	【R5】 救急出動件数	(ア) 毎年度の消防にかかる経費					(イ) 広域化に伴い追加的・臨時的に必要な経費							(ア)+(イ)			(ウ) 三交替制を採用する場合	(エ) 高知市の給与水準に再計算する場合	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)			
					広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村でそれぞれ案分 (※1) 広域連合本部、方面消防本部は基準財政需要額(50%)及び救急出動件数(50%)の割合に応じて案分 (※2) 消防本部内の案分については、歳出額(R5~6年度平均)の割合に応じて案分					基準財政需要額(50%)及び救急出動件数(50%)の割合に応じて案分 (※1) 必要最小限の処遇の統一については、広域化前の職員数の割合に応じて案分 (※2) 消防本部内の案分については、歳出額(R5~6年度平均)の割合に応じて案分							全県での一次統合時					全県での一次統合時			
					全県での一次統合時		二次統合時			実質負担額累計(R9~R22)		経常経費		臨時経費			負担額	R5~6平均歳出額との比較				1年あたり負担額	1年あたり負担額	負担額	R5~6平均歳出額との比較
					負担額	R5~6平均歳出額との比較	負担額	R5~6平均歳出額との比較	単年度あたりの負担額	必要最小限の処遇の統一(給与等)	施設管理費や各種システムやネットワーク等の運用保守等経費等	ネットワークや業務システム等の整備等	消防指令システム+無線の整備及び運用	県で整備した場合の削減効果(広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較)	A=②+②	B=A-①		B/①(%)	C=A+⑦+⑧						
②	③=②-① ③/①(%)	④	⑤=④-① ⑤/①(%)	⑥=①/14年	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	A=②+②	B=A-①	B/①(%)	⑭	⑮	C=A+⑦+⑧	C-①							
高知市	高知市	3,472,219	3,246,711	21,052	3,380,083	▲92,136	▲2.65	3,280,771	▲191,448	▲5.51	▲60,602	▲4,329	0	368,459	139,782	2,981,968	▲568,843	3,375,754	▲96,465	▲2.8	0	0	3,375,754	▲96,465	
室戸市	室戸市	302,504	272,780	1,340	303,982	1,479	0.49	307,108	4,605	1.52	▲25,219	▲1,801	115,914	22,217	8,434	176,825	▲171,784	302,181	▲323	▲0.1	36,793	11,925	350,899	48,396	
東洋町	東洋町	128,623	85,724		127,674	▲949	▲0.74	128,443	▲180	▲0.14	▲22,306	▲1,593	49,286	8,073	3,069	65,492	▲82,734	126,081	▲2,542	▲2.0	15,644	5,070	146,795	18,172	
安芸市	安芸市	266,639	315,169	1,500	281,028	14,389	5.40	285,285	18,646	6.99	▲181,421	▲12,958	105,861	27,469	10,430	211,972	▲325,181	268,070	1,431	0.5	43,964	14,152	326,186	59,547	
芸西村	芸西村	51,390	128,198		57,682	6,293	12.24	59,751	8,362	16.27	▲6,985	▲498	20,403	8,346	3,167	64,625	▲38,901	57,184	5,795	11.3	8,473	2,727	68,384	16,995	
奈半利町	中芸広域連合	107,198	104,128	830	97,621	▲9,577	▲8.93	97,940	▲9,258	▲8.64	27,238	1,946	41,250	7,319	2,778	63,189	▲24,109	99,567	▲7,631	▲7.1	11,203	4,250	115,020	7,822	
田野町		86,779	81,269		78,867	▲7,912	▲9.12	79,072	▲7,707	▲8.88	20,899	1,492	33,393	5,798	2,196	50,181	▲20,488	80,359	▲6,420	▲7.4	9,069	3,440	92,868	6,089	
安田町		85,034	89,626		77,804	▲7,230	▲8.50	78,188	▲6,846	▲8.05	24,294	1,735	32,721	6,123	2,324	52,375	▲16,874	79,539	▲5,495	▲6.5	8,886	3,371	91,796	6,762	
北川村		48,530	62,068		44,973	▲3,557	▲7.33	45,395	▲3,135	▲6.46	18,036	1,288	18,675	3,978	1,514	33,390	▲6,131	46,261	▲2,269	▲4.7	5,072	1,924	53,257	4,728	
馬路村		30,866	43,176		28,798	▲2,068	▲6.70	29,133	▲1,733	▲5.61	12,892	920	11,878	2,704	1,026	22,420	▲2,716	29,718	▲1,148	▲3.7	3,226	1,224	34,168	3,303	
南国市	南国市	566,466	584,441	3,153	575,472	9,006	1.59	582,890	16,424	2.90	▲415,192	▲29,656	200,517	59,618	22,619	482,926	▲697,946	545,816	▲20,650	▲3.6	0	17,603	563,419	▲3,047	
香南市	香南市	397,050	593,342	2,014	394,000	▲3,050	▲0.77	405,750	8,700	2.19	320,248	22,874	154,585	48,009	18,223	365,972	99,431	416,874	19,824	5.0	0	10,859	427,733	30,683	
香美市	香美市	514,783	510,727	1,943	478,090	▲36,693	▲7.13	487,364	▲27,419	▲5.33	214,292	15,306	185,832	43,524	16,523	341,539	▲31,587	493,396	▲21,387	▲4.2	0	23,557	516,953	2,171	
本山町	嶺北広域行政事務組合	84,932	130,495	919	88,440	3,508	4.13	89,760	4,828	5.68	43,663	3,118	37,154	8,671	3,291	61,573	▲5,453	91,558	6,626	7.8	25,773	4,568	121,899	36,967	
大豊町		98,403	151,609		102,483	4,080	4.15	104,020	5,617	5.71	50,744	3,624	43,047	10,062	3,820	71,472	▲6,185	106,107	7,704	7.8	29,861	5,292	141,260	42,857	
土佐町		97,224	156,011		101,507	4,284	4.41	103,140	5,917	6.09	52,511	3,750	42,530	10,218	3,882	72,607	▲4,119	105,257	8,034	8.3	29,503	5,229	139,989	42,766	
大川村		15,666	23,284		16,281	616	3.93	16,509	844	5.38	7,746	553	6,853	1,560	593	11,102	▲1,260	16,834	1,169	7.5	4,754	842	22,430	6,765	
土佐市	土佐市	401,545	382,457	1,678	409,742	8,198	2.04	415,967	14,423	3.59	▲184,525	▲13,180	168,264	34,944	13,263	290,354	▲400,996	396,562	▲4,983	▲1.2	44,946	19,658	461,166	59,622	
いの町	仁淀消防組合	339,763	402,993	1,697	356,835	17,073	5.02	363,589	23,827	7.01	25,224	1,801	128,264	31,122	11,819	256,738	▲145,981	358,636	18,874	5.6	48,790	4,940	412,366	72,604	
日高村		129,730	147,133		135,955	6,226	4.80	138,411	8,682	6.69	7,043	503	48,975	11,570	4,396	95,869	▲57,898	136,458	6,729	5.2	18,629	1,886	156,973	27,244	
仁淀川町	高吾北広域町村事務組合	121,110	186,238	1,588	127,559	6,449	5.32	130,635	9,525	7.86	▲102,787	▲7,341	56,243	13,533	5,137	108,785	▲177,700	120,218	▲892	▲0.7	18,344	8,171	146,733	25,623	
佐川町		165,037	253,249		173,802	8,765	5.31	177,985	12,948	7.85	▲140,286	▲10,020	76,642	18,408	6,990	148,070	▲242,326	163,782	▲1,255	▲0.8	24,998	11,135	199,915	34,878	
越知町		109,505	166,866		115,269	5,765	5.26	118,023	8,519	7.78	▲93,522	▲6,680	50,853	12,168	4,617	97,873	▲161,160	108,589	▲916	▲0.8	16,586	7,388	132,563	23,059	
須崎市	高幡消防組合	400,772	322,675	3,632	409,057	8,285	2.07	411,388	10,616	2.65	▲49,114	▲3,508	135,241	26,390	10,019	229,482	▲220,764	405,549	4,777	1.2	75,215	17,668	498,432	97,660	
中土佐町		218,773	185,657		223,807	5,034	2.30	225,256	6,483	2.96	▲23,169	▲1,654	73,825	14,833	5,633	128,320	▲117,460	222,153	3,380	1.5	0	9,645	231,798	13,025	
梶原町		104,413	143,455		109,766	5,353	5.13	111,471	7,058	6.76	9,919	708	35,234	9,542	3,629	78,818	▲38,486	110,474	6,061	5.8	19,596	4,603	134,673	30,260	
津野町		156,715	177,260		162,702	5,987	3.82	164,559	7,844	5.01	344	24	52,883	12,623	4,795	106,105	▲69,957	162,726	6,011	3.8	29,412	6,909	199,047	42,332	
四万十町	幅多西部消防組合	415,791	369,023	1,735	426,226	10,436	2.51	429,278	13,488	3.24	▲37,844	▲2,703	140,308	28,925	10,983	249,059	▲218,060	423,523	7,733	1.9	78,034	18,331	519,888	104,098	
宿毛市		319,764	328,225		337,894	18,130	5.67	343,287	23,523	7.36	▲82,558	▲5,897	142,070	25,922	9,843	184,245	▲260,393	331,997	12,233	3.8	68,292	11,548	411,837	92,073	
大月町		136,066	157,498		144,610	8,544	6.28	147,235	11,169	8.21	▲28,312	▲2,022	60,454	11,830	4,493	84,113	▲105,089	142,588	6,522	4.8	29,060	4,914	176,562	40,496	
三原村	幅多中央消防組合	70,295	60,282	2,743	73,731	3,437	4.89	74,696	4,402	6.26	▲22,696	▲1,621	31,232	5,161	1,961	36,696	▲61,050	72,110	1,816	2.6	15,013	2,539	89,662	19,368	
土佐清水市		282,146	281,200		288,534	6,389	2.26	290,325	8,180	2.90	32,136	2,295	123,916	23,205	8,811	182,584	▲123,796	290,829	8,684	3.1	0	12,642	303,471	21,326	
四万十市	幅多中央消防組合	543,866	556,934	998	540,221	▲3,645	▲0.67	545,354	1,488	0.27	▲23,625	▲1,687	203,698	45,240	17,179	378,460	▲289,742	538,534	▲5,332	▲1.0	41,706	15,972	596,212	52,346	
黒潮町		237,622	258,121		236,716	▲906	▲0.38	239,233	1,612	0.68	▲14,641	▲1,045	88,999	20,436	7,761	160,110	▲131,837	235,671	▲1,951	▲0.8	18,222	6,979	260,872	23,251	
合計		10,507,211	10,958,024	46,822	10,507,211	0	-	10,507,211	0	-	▲647,575	▲46,256	2,717,000	988,000	375,000	7,945,309	▲4,727,575	10,460,955	▲46,256	-	779,064	280,961	11,520,980	1,013,769	



I 高知県消防広域化基本計画の位置付け

- 平成20年に策定した「高知県消防広域化推進計画」を全部改定し、消防組織法第33条第1項に掲げる「推進計画」として県が策定。
- 消防広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の15消防本部が共通認識をもって計画的に取り組むための基本的な方針を定める。
- 今後策定される「高知県消防広域化実施計画」（法第34条第1項に掲げる「運営計画」）の骨格案であり、**県全域で常備消防組織の一元化を目指す。**



II 基本計画（案）の構成と主なポイント

- 構成は、法令の他、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での検討経過を踏まえ、次のとおりとする。

構成（案）	主なポイント
第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防広域化の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に先駆けて人口減少が進む中、中山間地域の小規模消防本部では人材確保が著しく困難な状況。 ・ 「スマート・シュリンク(賢い縮小)」の考え方にに基づき、消防署所の統廃合を行うのではなく、消防本部の管理機能を統合し、生まれた余力を現場の消防力に再配分する。
第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本県における消防の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少下においても、高齢化に伴う救急出動や、南海トラフ地震対応といった消防需要は増加。 ・ 全国的に見ても小規模消防本部が多く、指令システムの共同化等による全県的な消防体制の強化が必要。 ・ 中山間地域の小規模消防本部では、既に人材確保に困難をきたしている。
第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 県一での広域化が統合メリットを最も大きくすることができ、県全体の人口減少に打ち勝っていくために不可欠。 ✓ 消防広域化重点地域 ・ 全市町村 (P) ✓ 広域化の方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町村及び県で構成する「広域連合」を設置し、段階的な移行も含め、県一での広域化を実現。 ✓ 新体制への移行スケジュール ・ R10年度に広域連合設置、R16年度に指令業務の共同化を開始。
第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の策定に向けて、市町村や消防本部等との協議に積極的に関与し、必要な情報提供や調整等を行う。 ・ 県の消防事務の現場機能を持ち寄って広域連合の構成員となり、職員を派遣して運営に主体的に関与していく。
第5章 広域化後の消防の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 広域化後の円滑な運営 ・ 実施計画の骨格案として記載。 ※詳細は後述
第6章 防災関係機関との連携の確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防団や市町村との連携 ・ 広域化後も消防団や市町村防災部局との連携を維持し、必要な取組を推進。
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会の関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村長及び市町村議会の意見の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合議会や管理者会議等の場を通じて、市町村長や市町村議会の意見を広域連合の運営に反映。

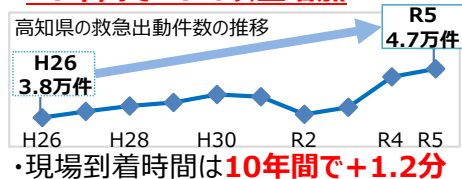
高知県消防広域化基本計画（案）の概要

Ⅲ 現状の課題と消防広域化によるメリット

メリット1 住民サービスの向上

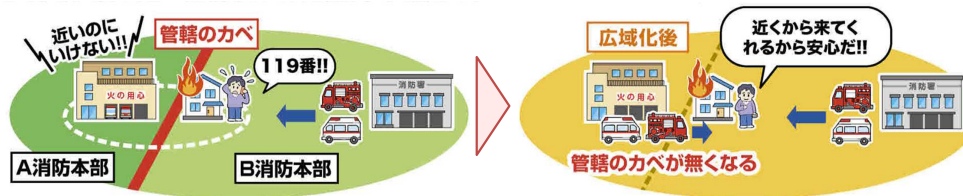
課題 救急出動件数の増加、現場到着までの時間の延伸等

・人口減少下でも救急出動件数は**10年間で20%以上増加**



(1) 初動対応車両の充実、救急車・消防車の到着時間短縮

・現在の消防本部の「管轄のカベ」が無くなることで、初動対応の出動車両の充実や、現場に最も近い消防署からの救急車・消防車の出動が可能となる。



(2) デジタル化による業務効率化や住民の利便性向上

・ハイスPEEDドローンの導入等のデジタル技術を活用した消防サービスの高度化や業務効率化を図る。
・各種許可・届出の電子申請化等による利便性向上を図る。

【期待される効果】 ※消防防災科学センターのシミュレーション

- ・23市町村で到着時間が短縮
- ・救急車の到着時間は、最大31.3分短縮

メリット2 消防力の強化

課題 高知県は消防本部数が多く、余りに小規模

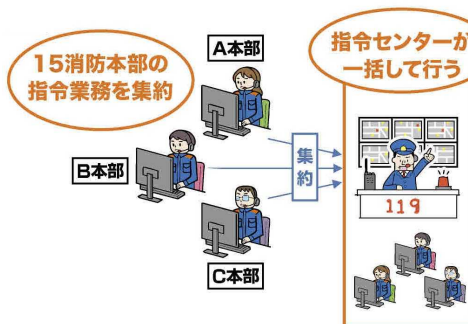
・小規模消防本部の管理部門に多くの職員が従事

区分	全国	高知県
消防本部数	720	15
総人口	12,489万人	65万人
1本部当たり人口	17.3万人	4.3万人
消防署数	1,716	20
1本部当たり署数	2.4署	1.3署

(R6.4.1時点)

(1) 指令センターの共同運用による現場力強化やコスト節減

・指令センターを整備し、指令業務を一括して行うことで、出動時間短縮や、指令要員を半減させて消防署所に再配置し、現場力を強化。
・指令システムやデジタル無線を共同整備することで、各消防本部が個別に整備する場合よりも整備・運用コストを節減。



【期待される効果】 ※现阶段の試算

- ・現場業務への再配置
50人役程度
 - ・コスト節減効果 ▲46億円
- ※デジタル無線の整備を含む10年間の節減効果

(2) 高度な部隊の創設や救急隊の増強

・指令業務の共同運用により生じる余力により、例えば、特別高度救助隊といった高度な部隊の創設や、救急隊の増強を行い、消防力を強化。

(3) 南海トラフ地震などの大規模災害時における統一指揮体制

・県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を実施。
・緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指す。

(4) 装備や車両等の計画的な整備

・装備等は、消防署所間での重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備。

メリット3 人材の確保

課題 中山間地域の消防本部での人材確保が困難

・消防職員の応募者数は、**10年間で約30%減**



(1) 広域的・計画的な職員配置、地域に根ざした人材の確保

・県域全体で新規職員を一括採用することで、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化。
・地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討。



(2) 安心して働ける職場環境づくり

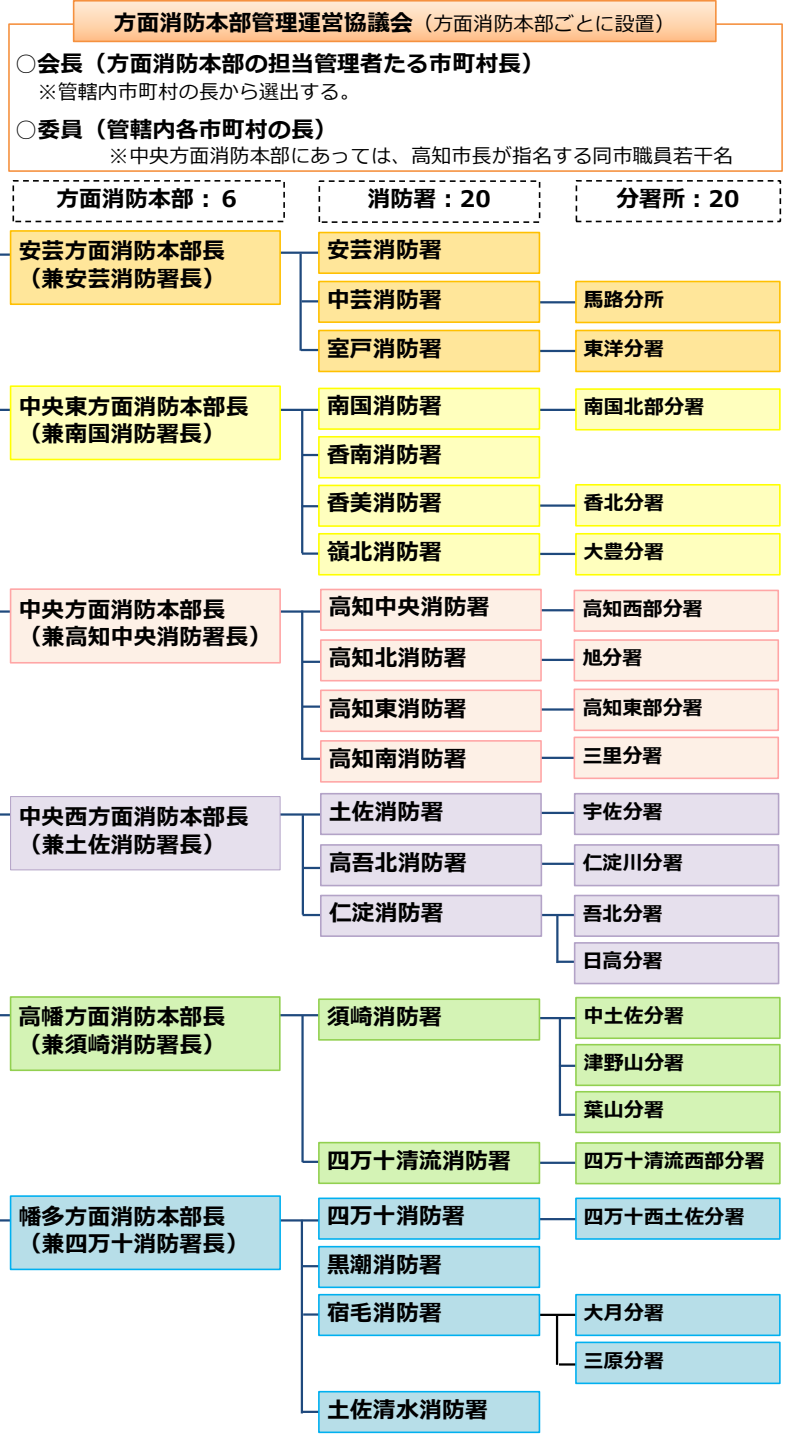
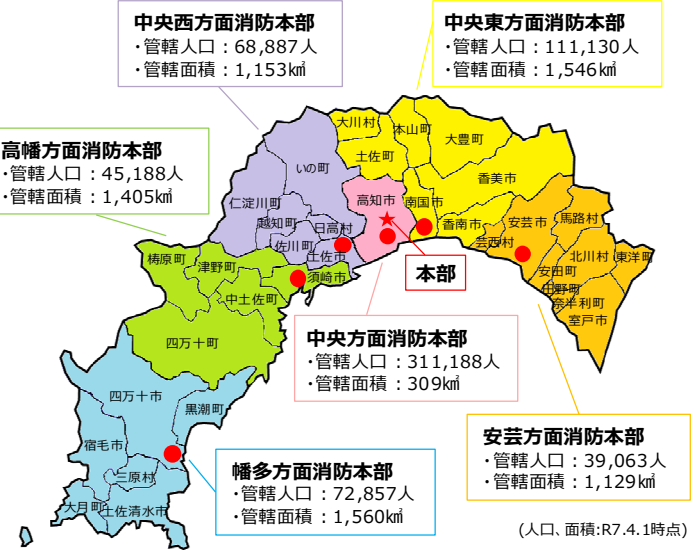
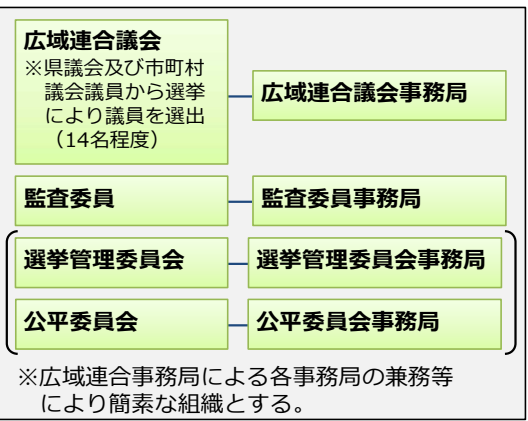
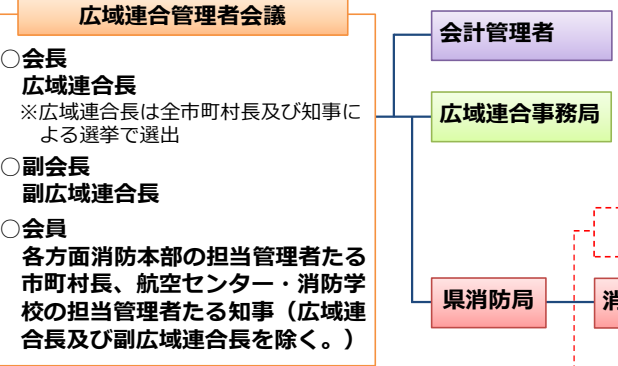
・コンプライアンス推進室（仮称）を設置して、パワハラ防止や安心して働ける環境づくりに取り組む。
・魅力的な職場となることで担い手を確保し、離職防止や定着促進につなげる。



高知県消防広域化基本計画（案）別添 組織図（案）

高知県消防広域連合 組織図（案）

※名称は全て仮称





高知県消防広域化基本計画（案）別添 『県内消防本部の現況』 ※R7.3.26基本構想資料

消防本部名	構成市町村名	管内人口	管内面積	消防職員					消防財政（令和5年度）					消防需要（令和4年）			消防指令システム			消防団（令和6年度）		
				指針による算定数（令和4年度）	実員数（令和4年度）	消防費基準財政需要額に応じた標準的な職員数（令和6年度）	勤務体制（令和6年度）	給与水準（高知市消防局をしたときの指数）（令和5年4月1日時点）	消防費基準財政需要額（百万円）	決算統計における消防費（百万円）			火災出動件数	救助出動件数	救急出動件数	システム整備年度	システム更新予定年度	更新（予定）金額	条例定数	消防団員数	消防団事務	
										経常的経費（普通建設事業費以外）	うち一般財源等充当額	投資的経費（普通建設事業費）										
高知市消防局	高知市	316,676人	309.00km ²	532人	395人	412人	3部制	100.0	3,530	5,798	3,848	3,676	1,950	101件	83件	20,432件	2023年度（R05）R05.11	2033年度（R15）	28.00億円	900人	698人	消防本部
室戸市消防本部	室戸市、東洋町	12,573人	322.24km ²	73人	51人	45人	2部制	92.4	396	813	694	541	119	17件	5件	1,433件	2014年度（H26）	2027年度（R9）	4.00億円	409人	365人	室戸市：消防本部 東洋町：役場
安芸市消防本部	安芸市、芸西村	18,777人	356.76km ²	50人	37人	56人	2部制	90.2	485	646	404	352	242	11件	19件	1,554件	2013年度（H25）	2025年度（R07）	2.40億円	372人	310人	安芸市：消防本部 芸西村：役場
南国市消防本部	南国市	45,724人	125.30km ²	104人	70人	75人	3部制	94.1	645	1,031	727	592	304	25件	33件	3,010件	2024年度（R06）R07.02	2034年度（R16）	2.62億円	350人	339人	消防本部
土佐市消防本部	土佐市	24,951人	91.50km ²	76人	49人	49人	2部制	92.8	424	1,037	571	494	466	14件	7件	1,716件	2023年度（R05）R05.11	2033年度（R15）	高知市に含む。	331人	331人	消防本部
土佐清水市消防本部	土佐清水市	11,243人	266.01km ²	76人	37人	36人	3部制	92.2	314	491	354	347	137	4件	6件	896件	2014年度（H26）H27.03	2026年度（R08）	0.64億円	425人	362人	消防本部
香南市消防本部	香南市	31,904人	126.46km ²	71人	49人	73人	3部制	95.3	629	1,877	516	459	1,361	24件	15件	1,977件	2012年度（H24）	2025年度（R07）R07.06	0.90億円	315人	229人	消防本部
香美市消防本部	香美市	25,479人	537.86km ²	102人	57人	64人	3部制	92.4	553	896	619	568	277	19件	17件	1,734件	2015年度（H27）	2025年度（R07）R08.01	2.30億円	400人	310人	消防本部
高吾北広域町村事務組合消防本部	仁淀川町、佐川町、越知町	20,727人	545.75km ²	87人	50人	77人	2部制	89.7	670	677	581	566	96	8件	31件	1,624件	2015年度（H27）	2025年度（R07）	1.5億円	633人	548人	役場
高幡消防組合消防本部	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町	46,906人	1,404.99km ²	295人	141人	152人	2部制	92.3	1,313	2,465	1,815	1,692	650	30件	39件	3,527件	2014年度（H26）	2027年度（R09）	未定	1,262人	1,101人	消防本部 各団該当署所 各団該当役場
仁淀消防組合消防本部	いの町、日高村	24,813人	515.82km ²	93人	59人	69人	2部制	95.5	598	1,002	798	716	204	18件	18件	1,665件	2023年度（R05）R06.01	2033年度（R15）	0.69億円	553人	425人	いの町：消防本部 日高村：役場
幡多中央消防組合消防本部	四万十市、黒潮町	40,590人	820.78km ²	139人	80人	105人	2部制	94.3	899	1,631	1,202	1,103	429	14件	40件	2,424件	2013年度（H25）H25.10	未定	未定	886人	816人	消防本部
幡多西部消防組合消防本部	宿毛市、大月町、三原村	23,287人	474.27km ²	117人	63人	70人	2部制	92.6	611	999	922	683	77	11件	20件	1,746件	なし	-	-	708人	661人	消防本部
嶺北広域行政事務組合消防本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村	9,693人	756.68km ²	58人	38人	46人	2部制	92.3	515	494	455	446	39	11件	24件	907件	なし	-	-	740人	599人	役場 一部消防本部
中芸広域連合消防本部	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	9,082人	449.47km ²	56人	40人	59人	2部制	91.9	415	598	410	402	188	7件	10件	831件	2015年度（H27）	2028年度（R10）	未定	241人	201人	消防本部
計		662,425人	7,102.89km ²	1,929人	1,216人	1,388人			11,997	20,455	13,916	12,637	6,539	314件	367件	45,476件				8,525人	7,295人	本部：24団体 役場：10団体



IV 広域化後の消防の円滑な運営に関する事項（第5章）

1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項

(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所

- 組織形態 広域連合
- 名称 高知県消防広域連合（消防本部：高知広域消防局）
- 設置場所 高知市に設置
※広域連合事務局及び消防局の事務所は、財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討

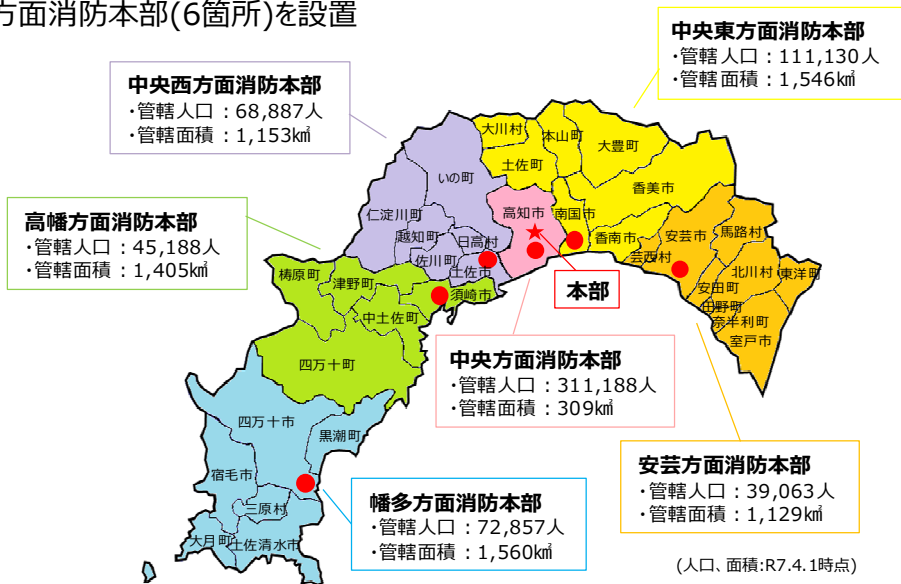
(2) 主たる意思決定機構

円滑な意思決定と地域事情を踏まえた対応を可能とする体制を構築

- 執行機関 広域連合長(1名)、副広域連合長(1名)、担当管理者(7名)、消防局長(1名)
※広域連合長は市町村長、副広域連合長は広域連合長が任命、担当管理者は方面消防本部の市町村長6名+知事から選出を想定
- 議決機関 広域連合議会(14名程度)
- 審議機関等 広域連合管理者会議（正副広域連合長、担当管理者で構成）
方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部の市町村長）

(3) 方面消防本部の設置

消防署所(県内40箇所)と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため、方面消防本部(6箇所)を設置



(4) 新法人の所掌事務の範囲

- 市町村の消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）
※消防団、消防水利施設の設置・維持管理の事務を受託可能
- 県の消防事務（消防防災航空センター・消防学校）

(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

年度	スケジュール
R7	・基本計画策定
R8	・任意協議会設置・開催
R9	・広域連合・法定協議会設置の合意（市町村・県議会での議決） ・実施計画策定
R10	・広域連合発足（消防指令システムの再整備事業・共同事業開始） ・消防本部機能の統合に向けた実施計画改定、連合規約改正
R10～	・消防本部の全県一斉での一次統合（※1）（R11） 又は方面消防本部単位の段階的な統合（R10、13、16）
R16	・消防本部の二次統合（※2）（消防指令システム共同化・運用開始）

(※1) 通信指令業務を除く消防本部機能の統合

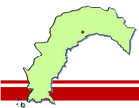
(※2) 通信指令業務を含む全ての消防本部機能の統合

(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性和狙い

広域化により、効率的で高度な消防体制が構築され、地域事情に対応しつつ持続可能な組織運営が実現するとともに、現場活動の強化や職場環境の改善を通じ、住民サービスの向上が図られる。

<主なポイント>

- ① 高知県は人口当たりの消防本部数が多く、余りに小規模
- ② 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編し、本部機能は広域連合本部に集約
- ③ 消防本部機能は原則として広域連合本部に集約し、専門化・高度化
- ④ 特に指令業務は広域連合本部への集約により大幅にスリム化し、余力を生かした消防署所の現場力強化
- ⑤ 中山間地域の小規模消防本部における人材確保強化



2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項

(1) 新組織の構成

広域化後においては、本部と現場業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、県内の消防行政の管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場力強化を目指す。

組織名	基本的な役割と広域化の意義
広域連合本部	○現行15本部の本部機能を集約し、消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等
方面消防本部	○広域連合本部と消防署所間の連絡調整、消防署所の支援 ○管理運営協議会を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化
消防署所	○消防サービスや災害への対応など住民に最も身近な現場活動 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整

(2) 職員配置

○全県での一次統合時

現行15消防本部の管理・総務部門などの本部機能（通信指令業務を除く）を広域連合本部に統合し、人員を再配置。

○二次統合時（令和16年度～）

通信指令業務を統合することで、余力を生み出し、これを現場業務に振り向け、警防・救急・予防など現場力の強化を図る。

(3) 人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針

消防力の整備指針に基づく人員充足率の改善、三交替制勤務や欠員補充への対応について、消防指令システムの共同化等による費用節減効果の見直しも精査しつつ、取組方針を検討。

人員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

一次統合

- ・広域連合本部の新設 40名強程度（管理、総務、警防、予防等）
- ・方面消防本部の新設 85名程度（6方面消防本部）
- ※現行本部機能を集約し人員を確保。署所の現場業務の人員は現行を維持

二次統合

- ・指令センター設置（指令業務の統合） 47名程度
- ※統合により、消防署所で53人役(※1)分の現場力強化に充当。
- (※1)防災行政無線等の業務が含まれる場合や兼務の状況が異なる場合があるため、今後、運用等について検討が必要

3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項

(1) 人事制度・運用

任用について、広域化前に勤務していた職員は、一旦退職手続きを行い、広域連合において新たに採用。勤務継続年数は広域連合に引き継ぐ。職名及び階級については、高知市の現行制度をベースとして統一。

(2) 新規採用職員の採用・配置等

採用は、人材確保や計画的な配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施。また、地域の人材確保のため、「地域枠」を設定することを検討。

(3) 既存職員の人事異動

広域化後、一部の職員は、広域連合本部等への人事異動の増加が見込まれるが、大多数は、引き続き管轄区域内での異動が中心。異動は、職員の希望及び所属側の意向を踏まえて検討。

広域異動の試算

広域異動の対象ポストは、現時点で、全県での一次統合時で15名程度、二次統合時(R16～)で18名程度、合計33名程度(全体の約3%)を想定。

4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項

(1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

一次統合時には、職員の処遇について必要最小限の統一を図り、当面は「多様性尊重」に軸足を置く。その後、消防指令システム統一などにより財源確保の目処を立て、残る均一化の課題を解決することを想定。

(2) 給与等の勤務条件

給与や勤務条件は、高知市消防局の現行制度をベースに統一する方向で検討。

(3) 給料表の取扱い

新規採用職員には、高知市に準拠した給料表と格付基準を適用。新規採用職員の初任給引き上げに伴い、若年職員との逆転を防ぐための調整実施。既存職員は、移行前の給与月額を下回らないよう、広域化後の新給料表に格付け。

(4) 諸手当・福利厚生

諸手当や福利厚生も高知市をベースに統一する方向で検討。退職手当は広域化前後での在職期間を通算し、不利益が生じないよう配慮。



5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

(1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

歳入は以下の内容を基本とする。

- ・県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源

歳出は以下の内容を基本とする。

- ・構成市町村における前年度の常備消防に係る経費の総額
- ・消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要な経常経費
- ・新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）
- ・なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととする。

【令和6年度決算額等による新組織の財政規模に関する暫定的試算】

- ①新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費
 - ・構成市町村における常備消防に係る経費(令和5～6年度平均値)：169.8億円
 - ・消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費：7.5億円
 - ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）：2.3億円
- ②新組織の立ち上げ時に必要となる経費(ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等):6.8億円
- ③新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等に係る経費（本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費）：176.6億円

(2) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用。

6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する消耗品等は、広域連合が所有。

(2) 不動産及び償却資産

市町村所有

- ・広域化後も専ら当該市町村が受益するもの(消防署所の土地、建物等)は、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は当該市町村に存置。
- ・広域化後に複数の市町村が受益するものは、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担。

一部事務組合所有

- ・消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務は、構成市町村で分割所有するか、広域連合に無償譲渡し当該組合構成市町村の分賦金として負担するか、を選択可。

7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

(1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得する財産が、専ら特定の市町村が受益するもの(消防署所の建物、車両等)である場合は、当該市町村が所有し、費用を負担。
 複数の市町村が受益するものである場合は、広域連合が所有し、費用は、受益市町村が分賦金として負担。

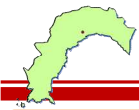
(2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用は、各市町村において起債等により資金を調達。複数の市町村が負担する場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達。

8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

- ・消防署所の運営に要する経費は、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域で選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本。
- ・広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請。
- ・今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める。

【分賦金算定の方向性】広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討。



9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

広域化後においては、本部と現場業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、県内の消防行政の管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場力強化を目指す。

組織名	基本的な役割と広域化の意義
広域連合本部	○現行15本部の本部機能を集約し、消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等
方面消防本部	○広域連合本部と消防署所との連絡調整 ○応援職員の派遣など消防署所を支援 ○管理運営協議会を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化
消防署所	○消防サービスや災害への対応など住民に最も身近な現場活動 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整

10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

消防団及び消防水利に関する事務は、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たる。

受託する事務の範囲については、市町村の意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村の対応方針を実施計画において定める。

主な消防団事務等	標準形（案）
1 消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施
2 団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
3 消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
4 消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施

11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項

(1) 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化後も、地域の消防署所において、この連携を維持。

連携の例	広域化に伴う対応
定例的な連絡会議の開催	本部→署所 (高知市に限り方面消防本部)
合同訓練等の実施	
連絡通信手段の確保	デジタル技術の活用により高度化

(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村と緊密な連携を図っており、広域化後も、地域の消防署所において、この連携を維持。

連携の例	広域化に伴う対応
協議会や定例的な連絡会議の開催	本部→署所 (高知市に限り方面消防本部)
構成市町村の災害対策本部への職員派遣等	
市町村との情報通信手段の充実	デジタル技術の活用により高度化

12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

(1) 出動体制・部隊運用の改善

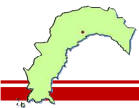
消防指令システムを共同化し、現場に最も近い消防署所から部隊を出動させる「直近指令」や、署所での対応が不可となった場合に他の署所から部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」の導入により、迅速な出動体制の実現を目指す。

大規模災害時、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うなど、迅速な災害対応の実現を目指す。

(2) 各部門における消防サービスの充実・高度化

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、消防サービスの充実・高度化につながる施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現。

- (例) ①コンプライアンス推進室(仮称)の設置 ②デジタル化推進室(仮称)の設置
③効率的な部隊運用(中継搬送の活用) ④直近指令・ゼロ隊運用
⑤迅速かつ高度な救助活動の実現 ⑥人員再配置による現場体制の強化



13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項

(1) 消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針

通信指令業務を集約化するため、消防指令システムを備える消防指令センターをR15年度末を目途に整備し、県全域の119番通報へ対応。
また、既存の無線施設等を活用し、消防救急デジタル無線を併せて整備。

(2) 整備スケジュールと現行システムからの移行計画、スペースの確保

R15年度末目処に整備するまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、R15年度末までに現行システムの更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行う。

また、消防指令センターの設置場所は、広域連合本部の事務室と同一施設内で整備する方向で検討。

(3) コスト削減効果の試算

暫定的試算では、各消防本部が個別で整備する場合と比較して、県一で共同整備する場合は大きな節減効果（△46.4億円）が見込まれる。
※具体的な試算は以下のとおり

14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

(1) 業務システム整備の基本方針

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入も併せて検討。

(2) 最新デジタル技術の活用

ハイスペックドローンやAVM(車両動態管理システム)など、最新技術を活用して消防業務の高度化と効率化を図る。広域連合本部に「デジタル化推進室」(仮称)を設置し、デジタル化に関する企画立案及び進行管理を強化。

消防指令システム及びデジタル無線の整備費の比較

<10年間の費用総額の比較 ※整備から10年程度で必要な経費を想定>

区分	各消防本部が個別整備 (A)	県一で共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
デジタル無線	114.6億円	98.8億円	△15.8億円
指令システム	70.7億円	73.2億円	2.5億円
合計	185.3億円	172.0億円	△13.3億円

国の財政措置を活用



<左に国の財政措置を反映した実質的な負担額>

区分	各消防本部が個別整備 (A) ※1	県一で共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
デジタル無線	70.2億円	35.9億円	△34.3億円
指令システム	54.2億円	42.1億円	△12.1億円
合計	124.4億円	78.0億円	△46.4億円

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算

※2 緊急防災・減災事業債充当で試算



国（消防庁長官）が定める「基本指針」 消防組織法に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定。

都道府県が定める「推進計画」
(消防組織法第33条)

※高知県における「基本計画」

- **県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。**

【推進計画に掲げる主な事項】

・**広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項**

- ＜以下、基本指針から引用＞ 組合の方式による場合
以下を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定める。
例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。
- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
 - ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
 - ③ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
 - ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
 - ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
 - ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

- ・広域化対象市町村の組合せ
- ・防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- **推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。**
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

市町村が定める「運営計画」
(消防組織法第34条)

※高知県における「実施計画」

- **広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成する。**

【運営計画に掲げる主な事項】

- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

- ＜以下、基本指針から引用＞
広域化に係る協議の際に**これらの事項（左記①～⑦）について十分協議の上、可能な限り運営計画において定めること。**

- ・消防本部の位置及び名称
- ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 運営計画作成のため、地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

消防組織法や基本指針の考え方を踏まえ、

- 今年度策定する「基本計画」への記載事項
- ➡ **すでにお示ししている「基本計画の骨格（素案）」の内容をベースとする。**
- これ以上の詳細な事項
- ➡ **来年度以降の策定を予定している「実施計画」等において定める。
(協議会を設置して、実施計画を策定)**

高知県消防広域化基本計画 (案)

令和8年●月策定

高 知 県



高知県イメージキャラクター
くろしおくん

目次

はじめに	1
第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	2
1 消防広域化の必要性	
2 国の取組	
3 県の取組と考え方	
第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し	9
1 市町村の消防の現状	
2 市町村の消防の将来見通し	
第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	19
1 基本的な考え方	
2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次	
第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けた県の役割	24
1 基本的な考え方	
第5章 広域化後の消防の円滑な運営	26
1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	
2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	
3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	
4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	
5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項	
6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	
7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	
8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項	
9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項	
10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項	
11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	
12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	
13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	
14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項	
第6章 防災関係機関との連携の確保	53
1 消防団との連携	
2 市町村の防災・国民保護担当部局との連携	
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会との関係	55
1 市町村長との関係	
2 市町村議会との関係	

はじめに

本県では、県内に15の消防本部があり、高知市以外の14消防本部が管轄人口10万人未満の小規模消防本部であり、消防・救急・救助などの各分野で課題を抱えている状況や、人口減少が進み、消防財政に与える影響などを考え合わせて、将来にわたり維持できるような消防体制にしていくために、平成19年4月に「高知県消防広域化推進検討委員会」を設置して議論を重ねた上で、平成20年3月に「高知県消防広域化推進計画」を策定しました。

しかしながら、それから令和5年度まで約16年の間は、具体的な取組に確たる進展は見られませんでした。

一方で、この計画における本県の人口減少の推計を見ると、当時の直近の国勢調査が行われた平成17年は約80万人いた人口が、平成37年（令和7年）には74万人に減少、つまり約6万人の減少という前提で計画を立てていましたが、実際には、現在の令和7年までの間に約15万人の減少、つまり約2.5倍のペースで減少してきており、当時の想定よりも遙かに早いスピードで人口減少が進行している状況となりました。

こうした人口減少の状況を踏まえて、県内の消防力を維持するためには消防広域化の議論が必要と考えた消防長会の発案により、令和5年11月から年度末にかけて、県と全ての消防本部の長による「消防広域化検討会」を計3回開催しました。その結果、将来にわたり必要な消防力を確保していくためには常備消防組織を一本化することが必要だという方向性について、全ての消防本部の長がおおむね共通の理解に達しました。

これを受けて、県では、県内の市町村や消防本部とともに、消防広域化の議論を展開していくため、消防広域化の趣旨や新たな組織の骨格、新体制への移行スケジュールについて、県として最も望ましいと考える試案として「高知県消防広域化基本構想」を令和7年3月に策定しました。

その後、令和7年4月に、有識者や県内全ての市町村長、消防本部の長による「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」を初めて開催し、基本構想を基に議論を開始しました。

また、5月からは、総務、財務、消防業務、通信・システムの4つの専門部会を設けてテーマごとの議論も始め、実務担当課長とのワーキンググループでも協議を重ねてまいりました。

このような会での議論を経て、消防組織法上で、県が定めるよう努めなければならないとされている「推進計画」に相当する「高知県消防広域化基本計画（案）」を取りまとめました。

今後は、この基本計画（案）を基に、県民の皆さんをはじめ、市町村や県の議会のご理解を得ながら、次のステップに進むことを目指して、消防広域化を着実に進めてまいりたいと考えています。

令和7年11月

第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方

消防は、住民の生命、身体、財産を守るために、火災に対する消火活動、急病等に対する救急活動、交通事故等からの救助活動、火災等を未然に防ぐための予防活動、さらには台風や地震等の自然災害に対する活動など、あらゆる災害から住民生活の安全を確保することを目的とし、市町村は当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有しています。

また、本県では全国に先駆けて人口減少が進行しており、特に郡部・中山間地域の小規模消防本部では、人材確保が著しく困難な状況となっており、このままで消防力を確保できるのかという大きな危機感から、将来にわたって消防力を確保していくための抜本的な取組が求められています。

加えて、切迫度が年々高まっている南海トラフ地震による甚大な被害への備えに加え、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、高齢化に伴う救急需要の増加への対応も急務となっており、消防に対する県民の期待は一層高まっています。

このような本県の状況下では、人口減少によって効率が低下した地域の出張所等を単に切り捨てるような従来型の「シュリンク（縮小）」ではなく、新たな発想で消防の現場力を確保していく取組が必要です。

このため県では、「スマート・シュリンク（賢い縮小）」の考え方に基づき、現場機能を担う消防署所の統廃合を行うのではなく、県内15箇所に分立している消防本部の管理機能を一つに統合することによって、生まれた余力を現場の消防力に再配分するといった改革を行う消防広域化に活路を見出すべきと判断しました。

この「スマート・シュリンク」の理念は、単なる組織再編ではなく、限られた人材と財源を生かし、県全体で持続可能な消防体制を確立しようとするものです。

現場力を減らすのではなく、管理機能を集約して現場を守るという発想の転換であり、人口減少社会における新たな公共サービスのモデルとなることを目指しています。

さらに、広域化により職員任用を行う組織の規模が拡大することで、若者に魅力ある職場環境を提供でき、優秀な人材の確保やキャリア形成の機会を拡充できるようになります。

こうした取組を通じ、本県全域において将来にわたり安定的な消防力の維持が可能となり、県民生活の安全・安心につなげることができます。

【参考：消防広域化の定義】

消防広域化は、消防組織法第31条において「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとする」と又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされています。

1 消防広域化の必要性

(1) 県内消防本部の状況

本県には15の消防本部（単独8、一部事務組合6、広域連合1）が設置されており、このうち高知市消防局を除く14本部は、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部と位置付けられています。

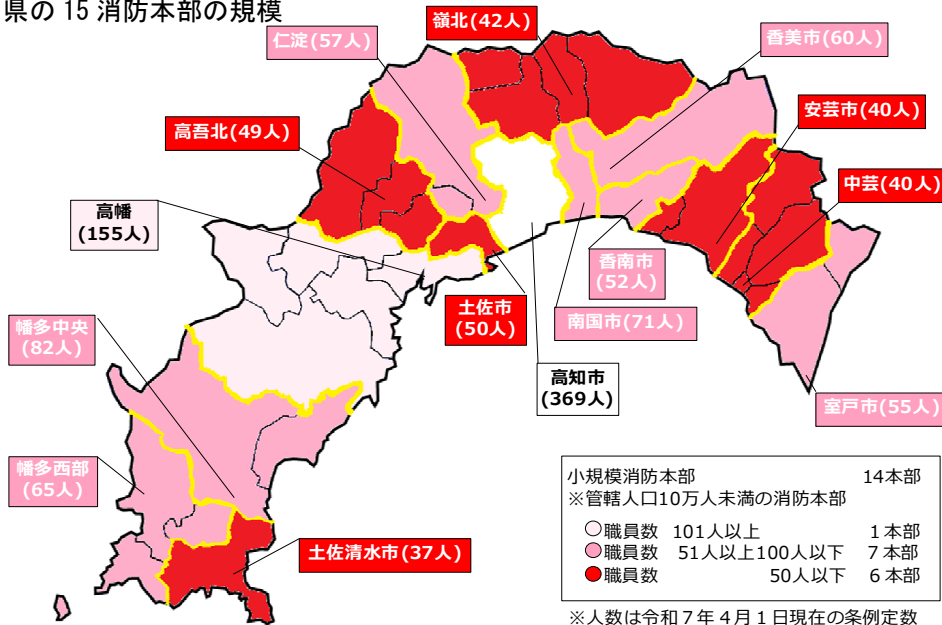
また、消防職員数別で見ても、高知市消防局（369人）を除くと、職員数101人以上が1本部、51人以上100人以下が7本部、50人以下の特定小規模消防本部が6本部となっており、小規模な組織が多い状況です。「消防力の整備指針（令和6年消防庁告示第8号）」に基づく職員充足率については、全国平均約79.5%に対し、本県平均は約63%と依然として低い水準にあります。

このような県内の小規模消防本部では、限られた職員が総務・通信指令・消火・救急・救助などの業務を兼務しており、現場活動と事務を両立しながら、業務を遂行しています。

また、当直職員数が少ないことから、同時災害や大規模火災、さらに救急出動が多発した場合には、非番職員を招集して対応せざるを得ない場合も多く、職員の負担増が課題となっています。

加えて、財政規模が小さいため老朽化した車両や資機材の更新等が遅れ、地域間で装備水準に格差が生じています。

【図1】高知県の15消防本部の規模



(2) 消防サービスの需要増大

本県では、人口減少が進む一方で、高齢化の進行により救急需要が増大しています。また甚大な被害が想定されており、切迫度が高まっている南海トラフ地震や、激甚化・頻発化している風水害への備えが求められる中で、より柔軟かつ機動的な部隊運用や、高度な技術を持った部隊による人命救助など消防が担う役割は多様化するとともに消防への期待度は高まっています。

こうした状況は、職員数や装備の不足が顕著な小規模消防本部にとって特に大きな負担となっており、将来にわたって、必要な県内消防力を確保していくためには、体制の再構築が急務となっています。

(3) 人口減少に伴う財源制約

本県では、今後さらに人口減少が進むと推測される中において、各市町村の将来的な税収見通しは不透明となり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があります。

消防サービスを賄うための主要な財源は地方交付税であり、市町村の消防費の基準財政需要額は、人口を測定単位として算出されることから、人口減少はこの算定に大きな影響があります。

一方で、前述のとおり、人口減少が進行する中であっても、消防需要は当面の間は増加すると予想されることから、消防体制を維持するために必要な消防署所や消防職員を確保した上で、より効率的な財政運営が求められます。

(4) 消防職員の採用状況等

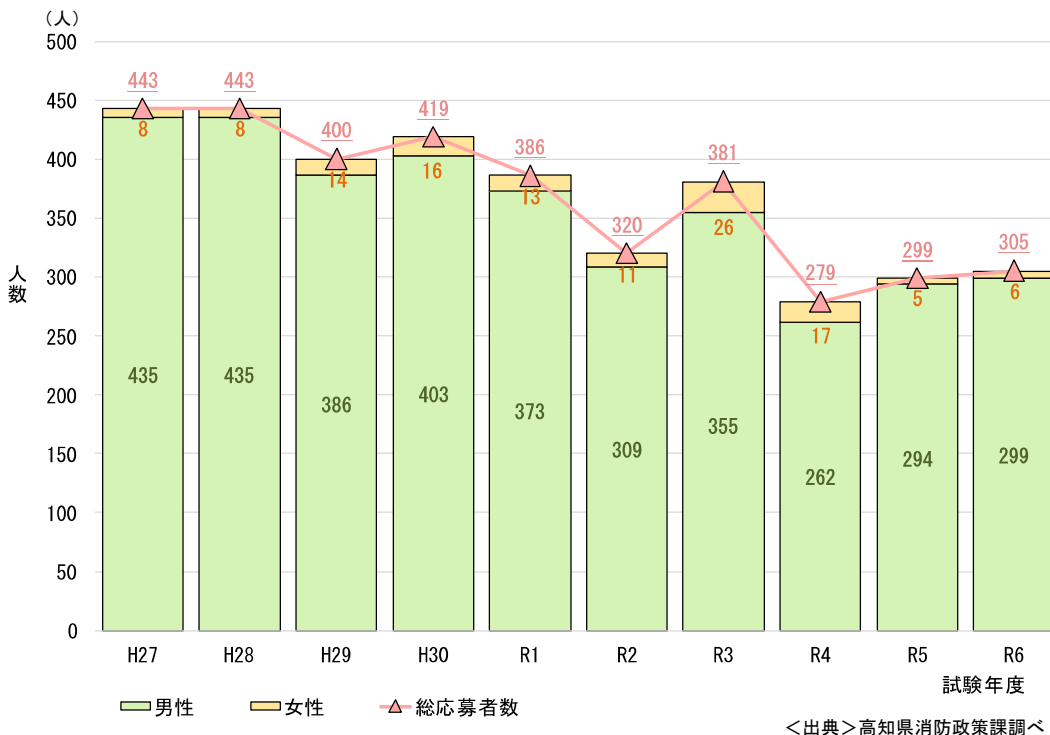
現状として、消防職員数は人口減少下でも維持されている一方で、応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では新規採用職員の確保が厳しくなっています。

加えて、退職者のうち自己都合による退職者の割合も増加しており、職員定着の観点からも、魅力ある職場づくりが求められます。

また、女性消防職員は22名（令和7年4月1日現在）で、全職員に占める割合は1.8%と全国平均3.7%（令和6年4月1日現在）を下回っています。

このような中、消防広域化により組織の規模を拡大させ、県全体での計画的な職員の一括採用や、職員にとって魅力ある職場づくりを進めることで、組織の持続可能性を向上させることができます。

【図2】高知県の消防本部の新規採用職員の応募状況



(5) 消防広域化のメリット

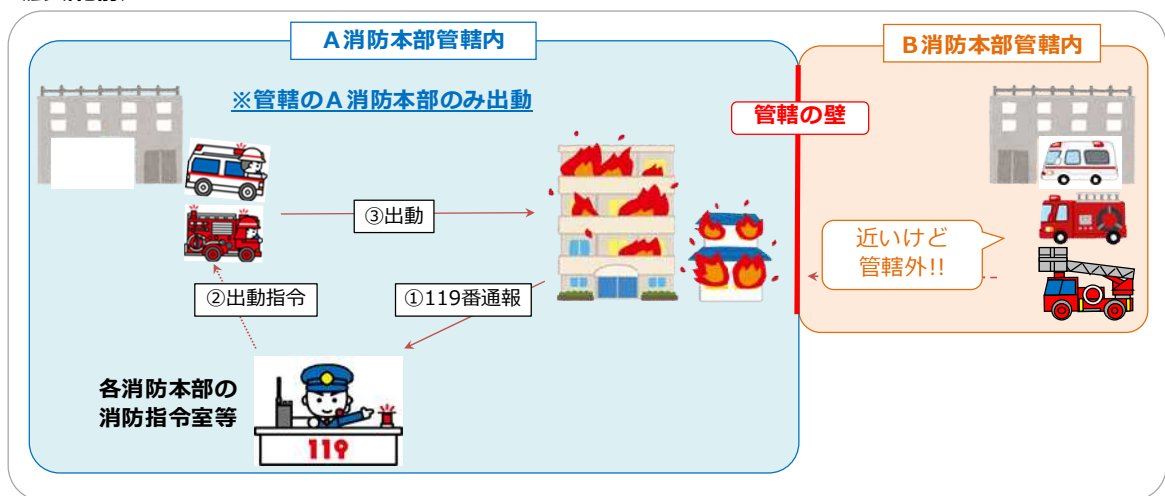
消防広域化マニュアル（平成26年3月消防庁消防・救急課）やこれまでに全国各地で広域化が行われた先例などによると、消防広域化には次のようなメリットがあるとされています。

① 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

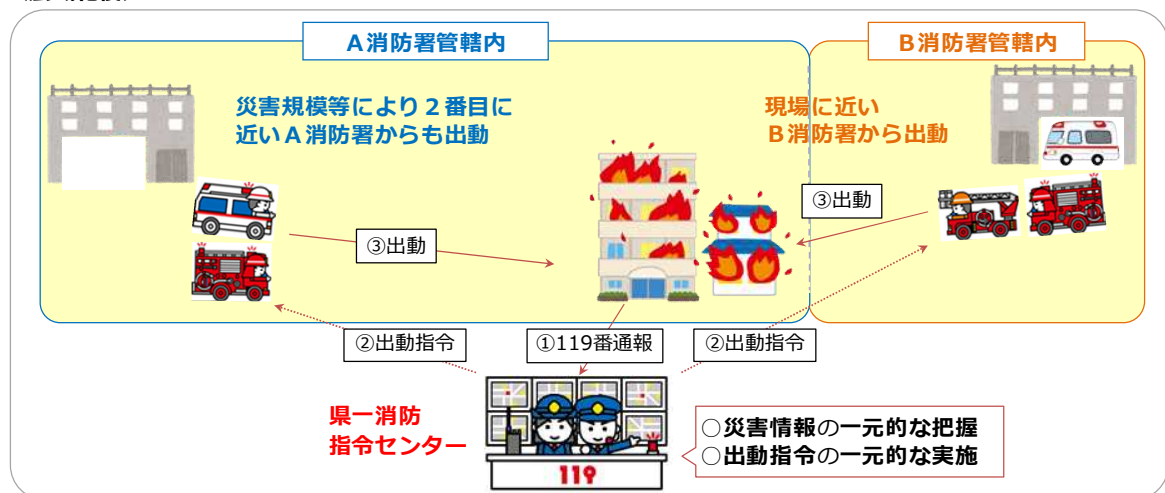
広域化により、従来の消防本部の管轄を越えて出動することが可能となり、初動の出動台数の充実を図ることで、大規模災害時等への対応力が強化され、迅速で効果的な災害対応が可能となります。

【図3】初動体制及び増援体制の強化のイメージ

<広域化前>



<広域化後>



② 現場到着時間の短縮

災害が発生した地点が、当該地点を管轄する消防署よりも、隣接する消防署の方が近い場合、隣接する消防署から災害現場に出動する方が、災害発生地点を管轄する消防署から出動するより、現地に早く到着することができます。

※広域化後の運用効果については、第3章に記載。

③ 統一指揮下での部隊の効率的な運用

南海トラフ地震などの大規模災害時において、統一指揮下で部隊を効率的に運用することができるようになり、人命救助などの活動を強化することができます。

④ 現場活動要員の増強

管理業務や企画立案等の総務業務及び通信指令業務等の各消防本部が担っている間接部門の集約による効率化によって生じた人員を、現場業務（直接部門）に配置したり、小規模消防本部で行われている間接部門と直接部門との兼務を解消することで、現場活動要員を増強し、現場力を強化することができます。

⑤ 救急業務・予防業務の高度化・専門化

各消防本部の間接部門を集約することで人員配置を効率化することができ、救急業務や予防業務について、担当職員の高度化・専門化を図ることができます。

例えば、救急救命士の資格を取得させる人数を確保し育成することにより重度の疾病者に対して高度な救急処置が可能になるとともに、予防業務に携わる職員を専従させることで予防査察や防火管理指導を充実させることが可能になります。

⑥ 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実

広域化により消防の財政規模が拡大され、安定的な財政運営を行うことができるようになることにより、小規模消防本部では整備が困難であった高度な車両や資機材については、重複整備を避けて計画的に共同で一元的に整備することで、組織全体として高度化を図ることが可能になります。

⑦ 人事異動・研修の充実など組織の活性化

消防の規模が大きくなり、組織全体の職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が比較的容易になり、職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消されます。

また、研修への職員の派遣も容易になり、職員のモチベーションや能力の向上、組織全体のレベルアップを図ることができます。

2 国の取組

国では、全国的に多い小規模消防本部を広域的に再編し、小規模消防本部が抱える課題を解決していく必要があるとして、平成6年に「消防広域化基本計画策定指針」を策定し、消防の広域化を推進してきました。

平成18年には、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化をさらに推進するために消防組織法（昭和22年法律第226号）を改正し、次の事項を定めました。

- (1) 市町村の消防の広域化の定義及び理念（第31条）
- (2) 消防庁長官による基本指針の策定（第32条）
- (3) 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事による調整、援助等（第33条）
- (4) 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成（第34条）
- (5) 国の援助及び地方債の配慮（第35条）

そして、同法に基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）」（以下「基本指針」という。）により、平成19年度までに都道府県において推進計画を策定し、その後5年以内に広域化を実現することと定められました。

その後、基本指針の改正により、広域化の推進期限が令和6年4月1日に延長されましたが、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には広域化の進捗はまだ十分とは言えませんでした。

しかしながら、人口減少や高齢化が進展する中、大規模災害や新たな感染症等に備え、人材確保の必要性などを踏まえると、消防本部規模の拡大等によるスケールメリットを生かし、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが必要であるとして、令和6年3月に基本指針の改正を行い、広域化の推進期限を令和11年4月1日に再度延長しました。

あわせて、国は広域化や連携・協力に係る取組に、所要の地方財政措置を拡大し講じています。

3 県の取組と考え方

(1) 本県におけるこれまでの取組

本県では、平成20年3月に「高知県消防広域化推進計画」を策定し、これに基づき、平成20年度以降、各消防本部や市町村と協議や勉強会等を行ってきましたが、広域化した場合の財政負担や消防力の低下等を懸念する意見があり、消防広域化の取組が進んでいない状況でした。

しかしながら、人口減少が全国に先駆けて進行している本県の実情を鑑みて、令和5年度に、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたり消防力を維持していくための消防体制のあり方についての検討を求める消防長会の提案により、県内全ての消防長と県が参加する「高知県消防広域化検討会」を設置し、議論の結果、県一での消防広域化を推進していくことについて、共通の理解に達しました。

令和6年度には、消防広域化の必要性等について、市町村長への説明や市町村担当課長等との会議を重ね、令和7年3月に県として望ましいと考える消防広域化のあるべき姿を示した「高知県消防広域化基本構想」をパブリックコメント等も経て策定しました。

この高知県消防広域化基本構想に基づき、令和7年4月には有識者や全ての市町村長と消防本部消防長を委員とした「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」を設置するとともに4つの専門部会やワーキンググループ等での会議を積み重ねて、本計画の策定に向けて丁寧に議論を行ってきました。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画を全部改定し、消防組織法第33条第1項に掲げる推進計画として、県と市町村との協議を経て県が策定するものであり、市町村や県の消防事務の組織及び業務の一元化を目指し、広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の消防本部が共通認識を持って計画的に取り組むための基本的な方針を定めます。

また、本計画は、今後策定される「高知県消防広域化実施計画」（消防組織法第34条第1項に掲げる「運営計画」）（以下「実施計画」という。）の基礎となる骨格案であり、県全域で常備消防組織を一元化することを目指します。

第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 消防本部の現況

本県では、昭和23年に高知市で最初の消防本部が設置されました。その後、昭和40年代前半になって、主として単独市に、同後半には複数の市町村で構成する組合方式による消防本部の設置が相次ぎ、昭和50年には53市町村のうち49市町村において、現在の15消防本部体制が整備されました。

消防本部を設置していない町村においては、事務委託方式により消防の常備化が進められ、平成4年に東洋町が室戸市に事務委託したことにより、県内全域での消防の常備化が完了しました。

平成の市町村合併により構成市町村の変遷はありますが、現在、8つの単独消防本部と7つの組合等消防本部があり、現場活動の拠点となる消防署所数は40署所となっています。

① 管轄区域（人口・面積）の状況

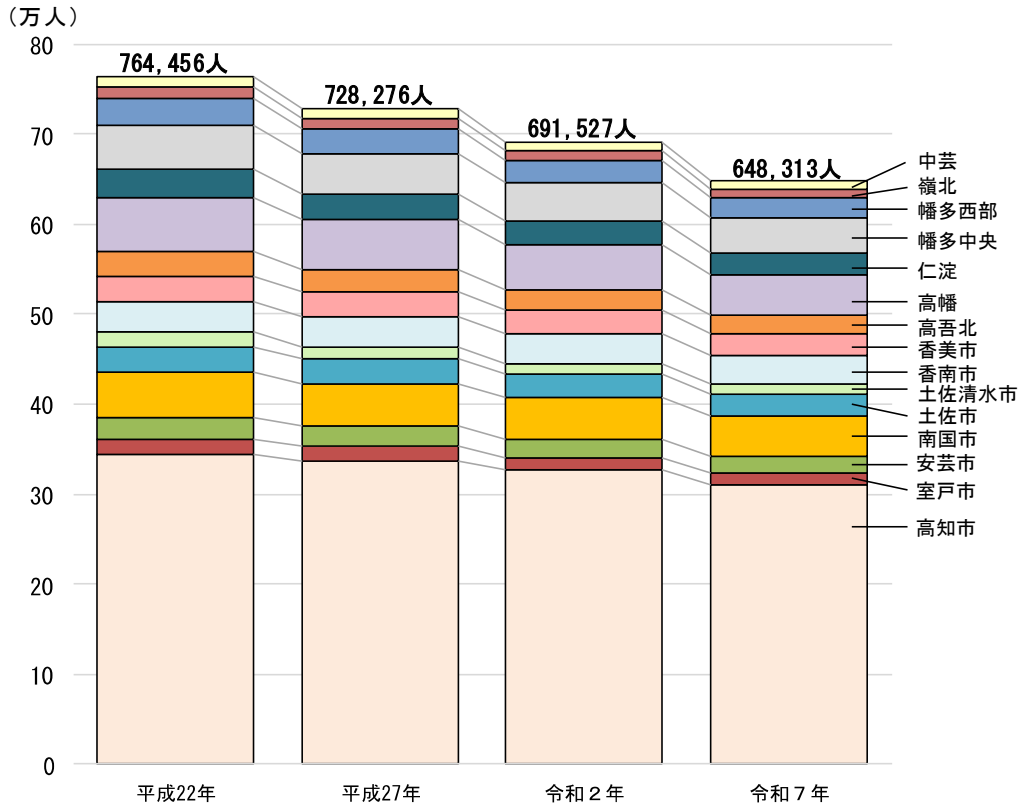
各消防本部の管轄人口は、高知市については、30万人を超えていますが、その他の14消防本部では5万人未満と全て小規模消防本部であり、そのうちの10消防本部は3万人未満となっています。

また、管轄面積については、最も広い消防本部は高幡消防組合消防本部の1,404.99km²、最も狭い消防本部は土佐市消防本部の91.5km²となっており、平均は約470km²となっています。

【表1】消防本部別管轄面積及び管轄人口の推移

	管轄面積 (km ²)	管轄人口(人)				対平成22年 増減率
		平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	
高知市	309.00	343,393	337,190	326,545	311,188	▲9.4%
室戸市	322.24	18,157	16,108	13,936	12,011	▲33.8%
安芸市	356.76	23,595	21,435	19,937	18,301	▲22.4%
南国市	125.3	49,472	47,982	46,664	45,321	▲8.4%
土佐市	91.5	28,686	27,038	25,732	24,524	▲14.5%
土佐清水市	265.42	16,029	13,778	12,388	10,795	▲32.7%
香南市	126.46	33,830	32,961	32,207	31,477	▲7.0%
香美市	537.86	28,766	27,513	26,513	24,961	▲13.2%
高吾北	545.75	26,825	24,460	22,337	20,066	▲25.2%
高幡	1404.99	61,406	56,173	50,797	45,188	▲26.4%
仁淀	515.82	30,509	27,797	26,186	24,297	▲20.4%
幡多中央	820.78	48,299	45,530	42,956	39,573	▲18.1%
幡多西部	474.24	30,074	27,576	24,904	22,489	▲25.2%
嶺北	756.68	13,591	11,928	10,632	9,371	▲31.0%
中芸	449.47	11,824	10,807	9,793	8,751	▲26.0%
合計	7,102.27	764,456	728,276	691,527	648,313	▲15.2%

【図4】高知県の人口の推移



<出典(図4、表1)>

・管轄面積は、令和7年全国都道府県市区町村別面積調(4月1日時点)(国土交通省国土地理院)

・管轄人口は、平成22年～令和2年は国勢調査、令和7年は高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数(令和7年4月1日現在)(県統計分析課)

② 職員数の状況

消防職員は、県全体で1,200人規模となっており、高知市消防局と高幡消防組合消防本部の2本部が100名以上、その他の13本部は100名未満となっています。

令和4年度消防施設整備計画実態調査(総務省消防庁)による消防力の整備指針に基づく市町村が目標とすべき整備水準(算定数)との比較では、いずれの消防本部も職員数が少ない状況にあり、15消防本部の算定数の合計に対する現員数の合計(充足率)の割合は63%となっており、全国平均の79.5%と比べても低くなっています。

【表2】消防本部の職員数

(人)

消防本部	消防職員数	消防吏員数	その他職員数
高知市	395	393	2
室戸市	51	51	
安芸市	37	37	
南国市	70	70	
土佐市	49	49	
土佐清水市	37	37	
香南市	49	48	1
香美市	57	57	
高吾北	50	50	
高幡	141	140	1
仁淀	59	59	
幡多中央	80	79	1
幡多西部	63	61	2
嶺北	38	37	1
中芸	40	40	
合計	1,216	1,208	8

※令和4年4月1日時点

<出典> 令和3年消防年報(高知県消防政策課)

③ 消防用車両数の状況

消防活動に必要とされる主な消防車両の配置状況については、全消防本部で129台が配置されています。

本県の消防用車両の充足率は、消防力の整備指針に基づく基準台数に対し、消防ポンプ自動車は100%、救急自動車が102%、救助工作車が93.3%で、ほぼ充足されている状況ですが、はしご自動車が15.4%、化学消防車71.4%と、基準台数を下回る車両があります。

【表3】消防力の整備指針に対する消防用車両数の充足率（令和4年4月1日時点）

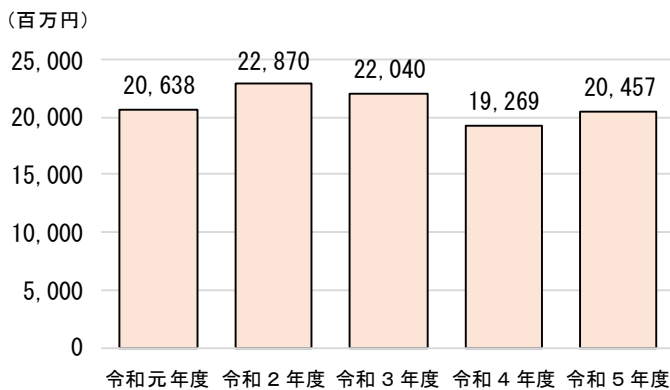
消防本部	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車		
	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
高知市	16	16	100.0%	3	2	66.7%	1	1	100.0%	11	11	100.0%	4	4	100.0%
室戸市	2	2	100.0%	0	0	-	0	0	-	3	3	100.0%	0	0	-
安芸市	2	2	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	1	0	0.0%
南国市	3	3	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%
土佐市	2	2	100.0%	0	0	-	0	0	-	3	3	100.0%	1	1	100.0%
土佐清水市	3	3	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	1	1	100.0%
香南市	2	2	100.0%	1	0	0.0%	0	1	-	2	3	150.0%	1	1	100.0%
香美市	3	3	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	1	1	100.0%
高吾北	3	3	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	0	0	-
高幡	4	4	100.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	7	7	100.0%	2	2	100.0%
仁淀	4	4	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
幡多中央	5	5	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	3	3	100.0%	1	1	100.0%
幡多西部	3	3	100.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
嶺北	3	3	100.0%	0	0	-	0	0	-	2	2	100.0%	0	0	-
中芸	1	1	100.0%	0	0	-	0	0	-	2	2	100.0%	0	0	-
合計	56	56	100.0%	13	2	15.4%	7	5	71.4%	51	52	102.0%	15	14	93.3%

④ 消防費の決算状況

市町村決算状況調（総務省）による県内市町村の消防費の令和5年度歳出決算額は約205億円となっており、ここ数年は横ばい傾向にあります。

また、住民一人当たりの消防費は、令和元年度から令和5年度までの平均が30,379円で、最も低い高知市消防局の15,828円に対し、最も高い室戸市消防本部では、80,426円と大きな差があり、管轄人口が少ない消防本部や管轄面積の広い消防本部では金額が高くなる傾向があります。

【図5】高知県の市町村消防費の推移（決算額）



<出典（図5、表4）>
「市町村別決算状況調」（総務省）及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（総務省）により作成

【表4】住民一人当たりの消防費

（令和元年度～令和5年度決算額の平均）

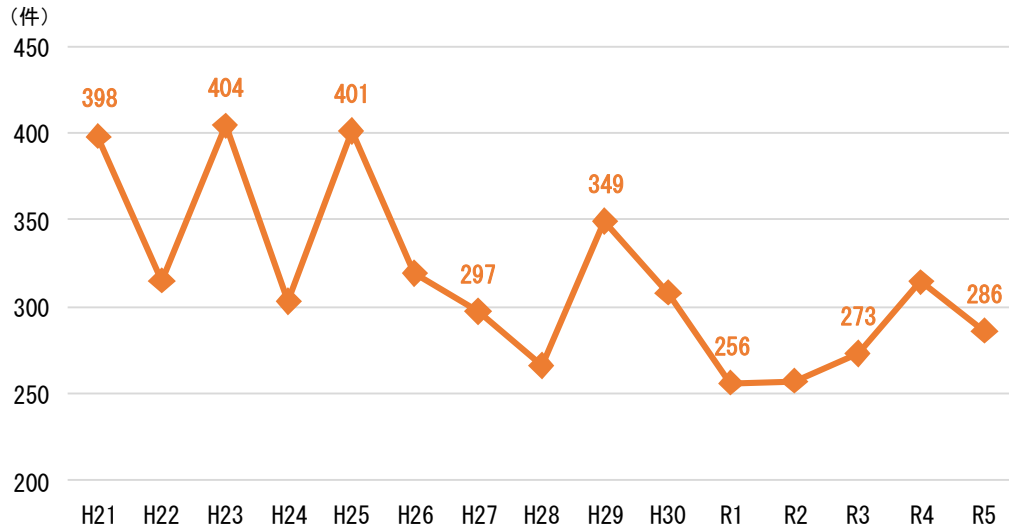
消防本部	金額（円）
高知市	15,828
室戸市	80,426
安芸市	29,035
南国市	23,806
土佐市	42,371
土佐清水市	56,097
香南市	41,490
香美市	34,944
高吾北	35,356
高幡	57,335
仁淀	40,181
幡多中央	43,425
幡多西部	42,521
嶺北	46,082
中芸	63,139
県全体平均	30,379

(2) 消防需要の動向

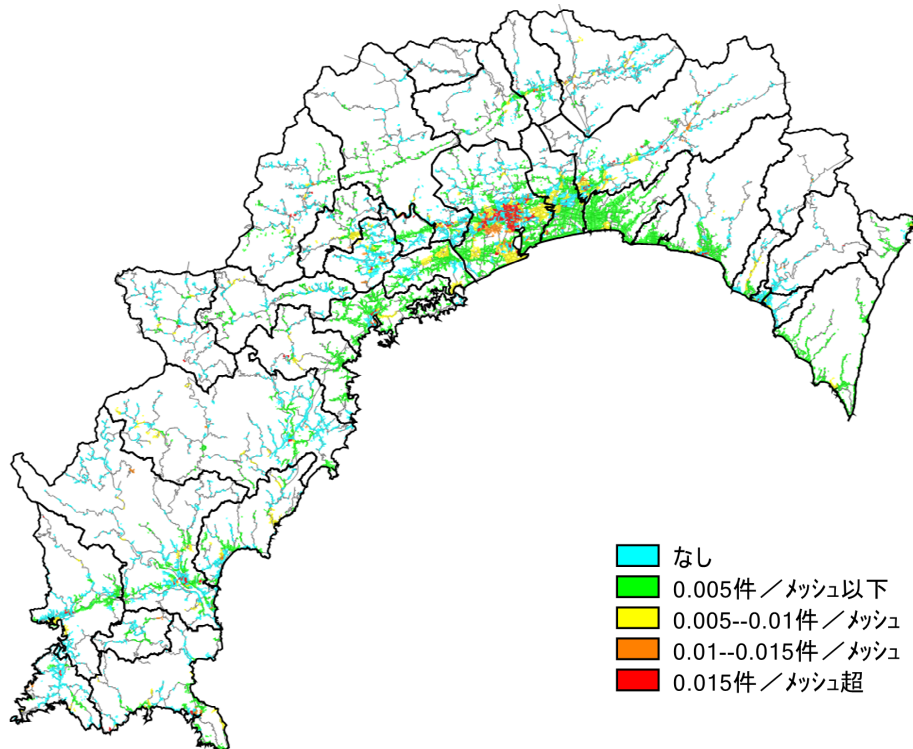
① 火災発生動向

平成21年から令和5年の本県の火災発生件数は、おおよそ250～400件の間で推移しています。年による件数のばらつきはあるものの、概して減少傾向にあります。

【図6】高知県の火災発生件数の推移



【図7】建物火災の発生分布



<出典> (一財) 消防防災科学センターによるシミュレーション

※平成26年～令和5年の建物火災発生件数に基づく発生分布。

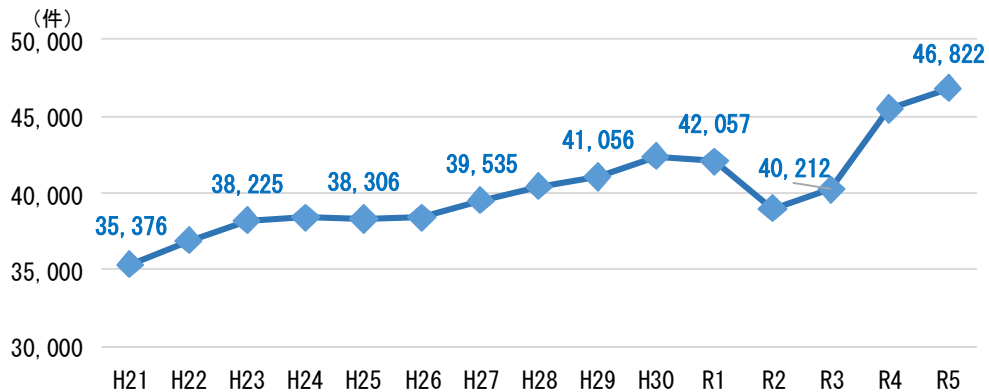
(国勢調査の小地域を基に設定した地区から山や田畑、原野など、建物がないところは対象地域から除外。)

※算定対象として抽出した地域を、1メッシュの大きさを東西約147m、南北約116mとし、一つの小地域の属性は一律に分布すると仮定。(小地域内での発生件数を含有メッシュ数で割ることにより1メッシュ当たりの発生件数分布を設定。(救急件数及び救助件数についても同様に設定。))

② 救急出動の動向

平成21年から令和5年までの本県の救急出動件数は、おおよそ35,000～47,000件の間で推移しています。概して増加の傾向にありますが、令和元年から令和3年までの間は、新型コロナウイルス蔓延に伴い社会生活が著しく制約されたことの要因により、前年より減少又は同程度になったと考えられます。

【図8】高知県の救急出動件数の推移

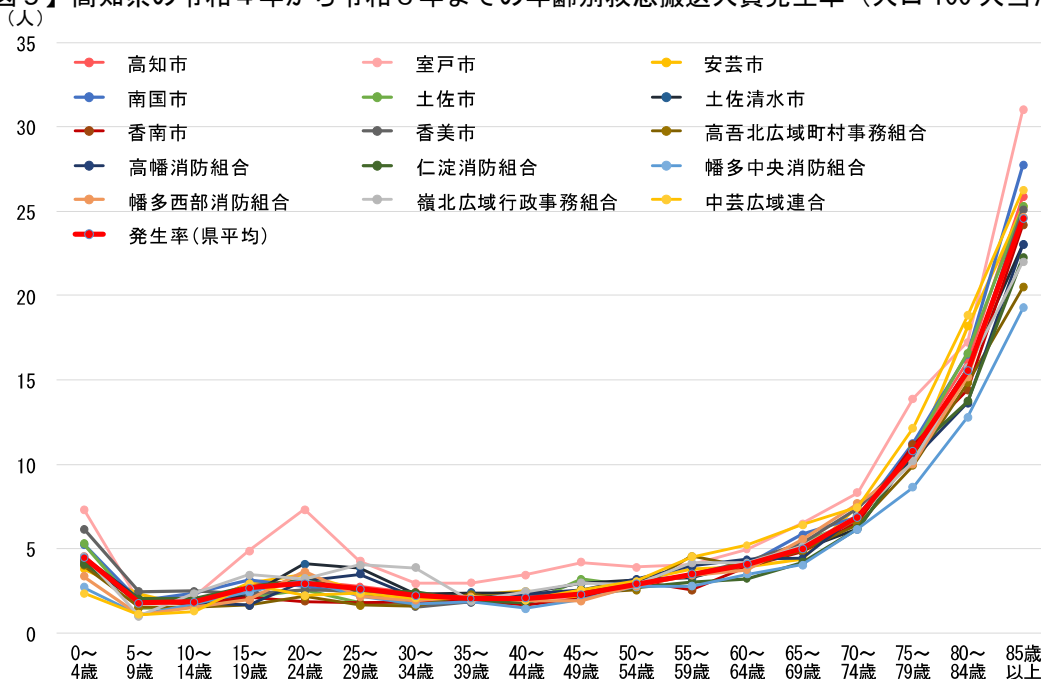


本県の人口は減少しているにも関わらず、救急出動件数が増加している要因については、全ての消防本部において高齢化に伴い単位人口当たりの発生件数が増加していることが考えられます。

令和4年から令和6年までの年齢別の救急搬送人員数と年齢別人口を基に、人口100人当たりの年齢別救急搬送人員発生率を求めると、0～4歳はある程度高いものの、その後の年齢層では相対的に低く、50歳を過ぎると徐々に増加しています。

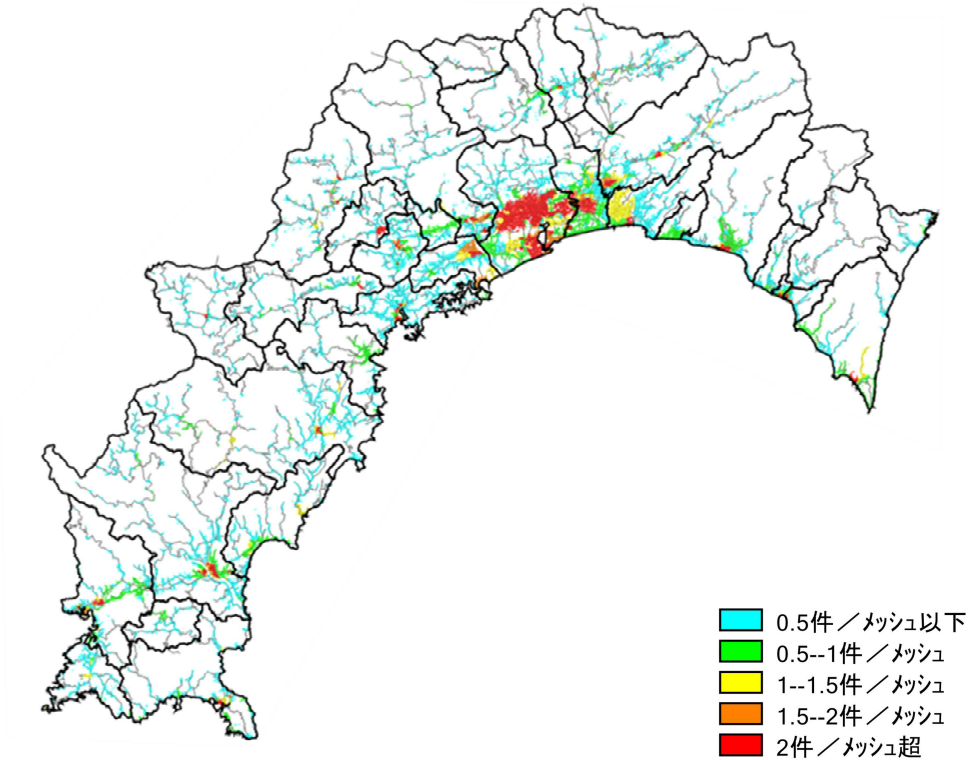
県平均では65～69歳で5人、75～79歳で10人、80歳～84歳で15人、85歳以上で20人を超えており、特に高齢者は年齢が上がるにつれて急激に発生率が高くなっています。

【図9】高知県の令和4年から令和6年までの年齢別救急搬送人員発生率（人口100人当たり）



<出典> (一財) 消防防災科学センターによる推計

【図10】救急出動の発生分布

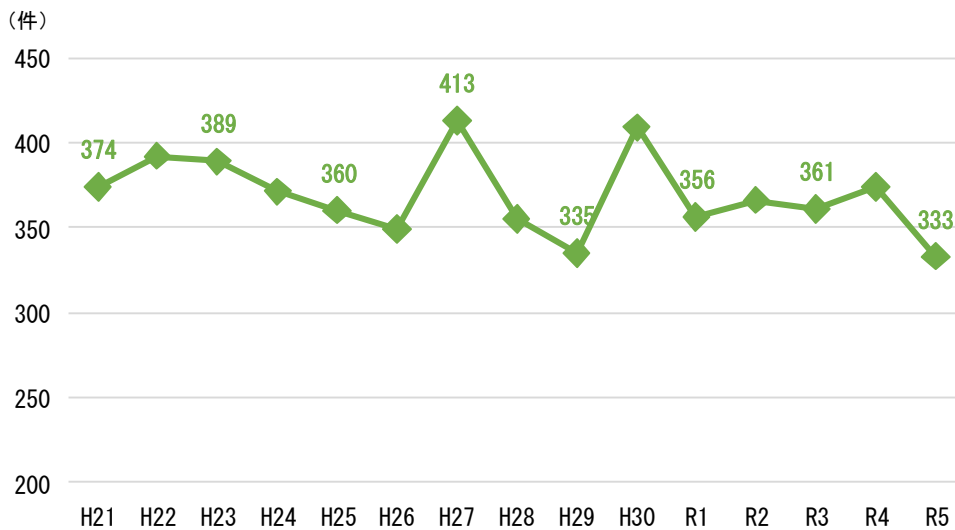


※令和3年～令和5年の救急出動件数に基づく発生分布。

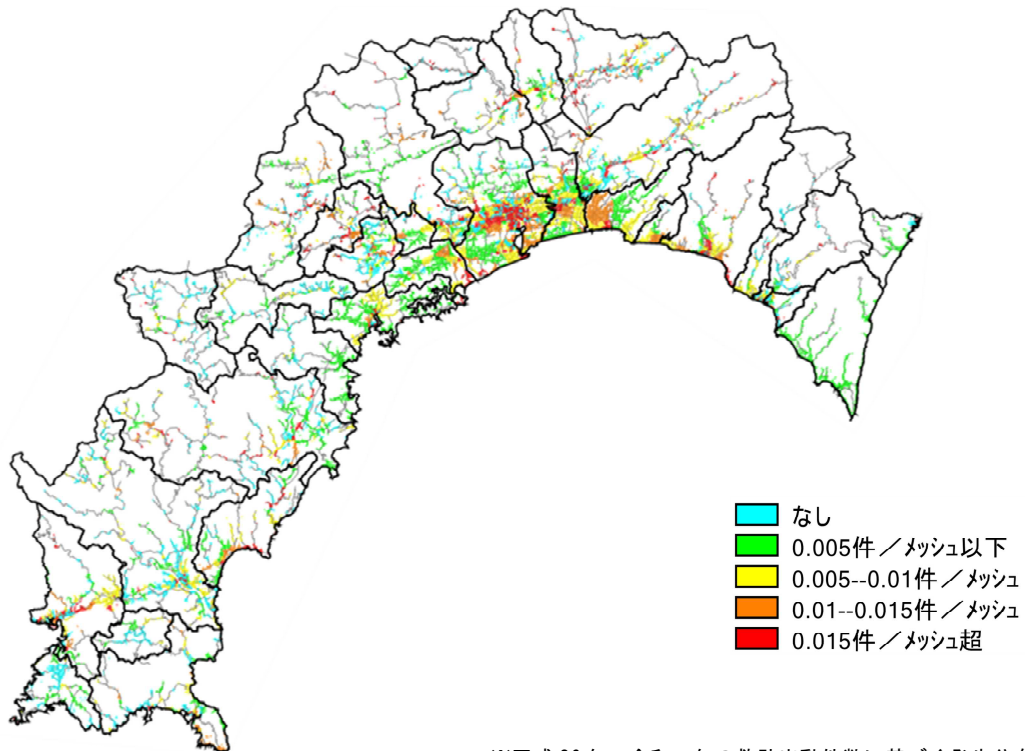
③ 救助出動の動向

平成21年から令和5年までの本県の救助出動件数は、おおよそ300～400件の間で推移しています。消防本部ごとに年による件数のばらつきはあるものの、県全体では、概して毎年同程度発生する傾向にあります。

【図11】高知県の救助出動件数の推移



【図12】救助出動の発生分布



※平成26年～令和5年の救助出動件数に基づく発生分布。

(3) 消防の抱える課題

本県の消防は、「(1) 消防本部の現状」で述べたとおり、消防の体制としては必ずしも十分でなく、以下のような課題を抱えています。

① 小規模消防本部特有の課題

ア 職員の確保

消防職員への応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では新規採用職員の確保が厳しくなっています。

このような状況において、警防・救急・予防の直接部門の業務に従事する職員のうち、約68%が、総務事務、通信指令業務等の間接部門の業務を兼務しています。

イ 出動体制の確保

高知市消防局以外の14消防本部では、非番職員の招集による対応が行われており、火災発生時には即時全職員を招集する消防本部があるほか、救命講習や各種訓練の対応を非番職員が行っている消防本部もあります。

ウ 組織管理の課題

組織が小さいことにより、職員の年齢構成の不均衡や人事の硬直化など、柔軟な人事管理が難しくなっており、組織の活性化が図りにくい状況も見受けられます。

② 救急出動件数増加への対応

火災、救助の年間出動件数が横ばいであるのに対し、救急出動は、平成26年の約3万8千件から令和5年の約4万7千件へとここ数年で大きく増加しています。

また令和5年の人口1万人当たりの出動回数では、室戸市消防本部や高幡消防組合消防本部では、1千件を超えており、郡部や中山間の地域で高い傾向となっています。

救急出動件数の増加により、複数の救急自動車と同時に出動する事態や管外搬送への対応もあり、救急自動車が消防署所に不在となる時間が多くなっています。

このため、現状での当直人員や救急自動車数では出動体制の確保が難しくなっています。

③ 人口減少に伴う財源制約

今後さらに人口減少が進む中、各市町村の将来的な税収の見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があります。

2 市町村の消防の将来見通し

(1) 管轄人口及び高齢化の見通し

本県では、全国に先駆けて人口減少が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（以下、「令和5年推計」という。）によると、令和32年には約45万人となり、令和7年と比べ約30%減少すると推計されています。

消防本部別に見ると、全ての消防本部において管轄人口は減少傾向にあります。減少幅が最も小さいとされる香南市においても約22%減少し、最も大きい室戸市では約61%減少すると推計されています。

また、生産年齢人口の減少は特に顕著であり、令和7年の約34万人が、令和32年には約40%減の約21万人となると推計されており、これは人口全体の減少比率を上回っています。

一方、65歳以上の高齢者は、令和7年は約24万人ですが、令和32年には約21万人となり、令和2年と比べ約14%減少すると推計されています。人口全体と比べ減少比率は小さくなっていることから、65歳以上の人口が占める割合は大きくなり、令和32年には生産年齢人口と同程度となります。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が平成14年に行った推計では、令和7年の本県の人口は約73万人、令和12年は約71万人でしたが、令和7年の人口は約65万人、令和5年推計では令和12年の人口は約61万人となっており、今後も推計を超えて人口減少が進行することも考えられます。

【表5】高知県の人口推計

消防本部	令和2年 国勢調査	令和7年	令和12年 推計	令和22年 推計	令和32年 推計	対令和7年 増減率	
高知市	326,545	311,188	298,280	270,644	241,483	▲22.4%	
室戸市	13,936	12,011	10,152	6,999	4,647	▲61.3%	
安芸市	19,937	18,301	16,703	13,741	10,945	▲40.2%	
南国市	46,664	45,321	42,718	38,120	33,108	▲26.9%	
土佐市	25,732	24,524	22,609	19,352	16,391	▲33.2%	
土佐清水市	12,388	10,795	9,598	7,138	5,124	▲52.5%	
香南市	32,207	31,477	30,026	27,483	24,703	▲21.5%	
香美市	26,513	24,961	23,207	20,015	17,253	▲30.9%	
高吾北	22,337	20,066	18,321	14,786	11,678	▲41.8%	
高幡	50,797	45,188	40,817	32,136	24,569	▲45.6%	
仁淀	26,186	24,297	21,951	17,638	13,594	▲44.1%	
幡多中央	42,956	39,573	36,956	31,043	25,407	▲35.8%	
幡多西部	24,904	22,489	20,284	16,054	12,179	▲45.8%	
嶺北	10,632	9,371	8,281	6,446	4,950	▲47.2%	
中芸	9,793	8,751	7,953	6,372	4,949	▲43.4%	
合計	691,527	648,313	607,856	527,967	450,980	▲30.4%	
	うち生産年齢人口	370,997	341,819	317,517	257,702	205,991	▲39.7%
【参考】	平成14年推計	760,583	734,375	706,095			
	令和5年推計との差	▲69,056	▲86,062	▲98,239			

＜出典＞令和2年は国勢調査、令和7年は「高知県推計人口（令和7年4月1日現在）」（高知県統計分析課）、令和12年～令和32年は「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 救急搬送人員の将来推計

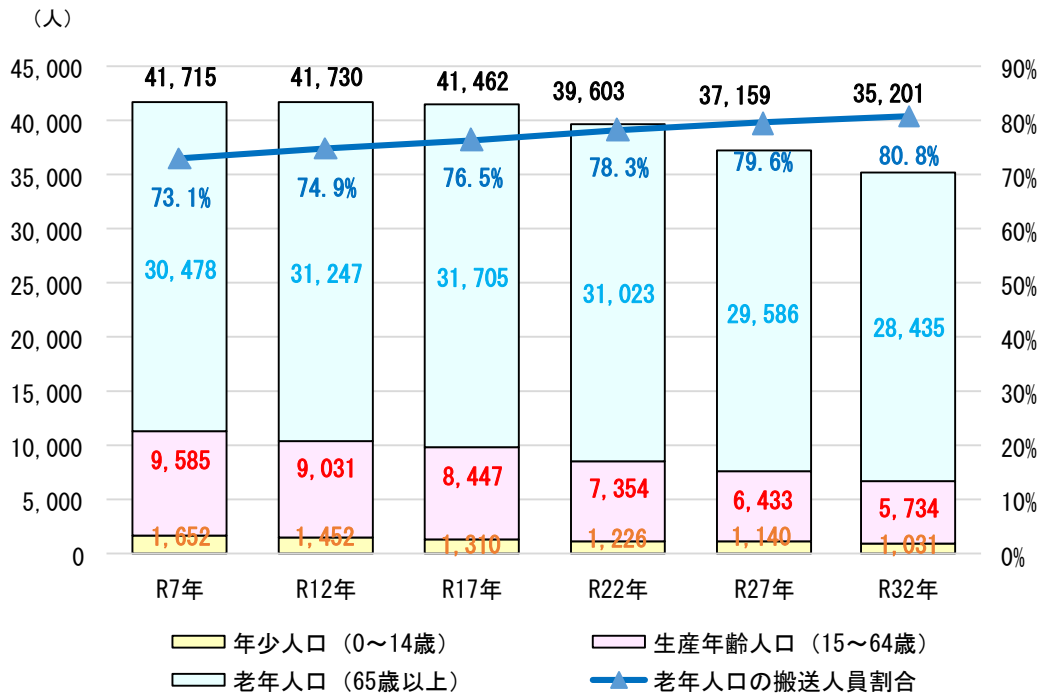
年齢別の救急搬送人員数と年齢別人口を基に算出した人口100人当たりの年齢別救急搬送人員発生率により、将来の救急搬送人員を推計すると、令和7年から令和17年までは4万人を超える見込みとなっています。

それ以降は人口減少に伴い、徐々に減少し、令和32年には3万5千人程度（対令和7年比▲15.6%）になると推計されています。

年齢別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の救急搬送人員推計値は一貫して減少していますが、老年人口（65歳以上）の救急搬送人員は令和17年の約3万2千人がピークとなり、その後は減少し、令和32年には約2万8千人と推計されています。

また、救急搬送人員に占める老年人口（65歳以上）の割合は年々上昇し、令和32年までの間は、高齢化が進むことにより、人口の減少率と比べると、救急搬送人員の減少率は低くなる見込みです。

【図13】高知県の救急搬送人員の将来推計



<出典> (一財) 消防防災科学センターによる推計

第3章 広域化対象市町村の組み合わせ

1 基本的な考え方

(1) 広域化対象市町村の組み合わせ

本県は、全国に先行して人口減少が進んでおり、将来にわたり持続可能な消防体制及び消防サービスを確保していくためには、消防広域化を行いスケールメリットを生かして、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門である現場に振り向けることが有用な方策です。

その観点から考えると統合は広範囲で行うほど効果的であり、一括して広域化することが統合のメリットを最も大きく、かつ速やかに実現できる方法であると考えます。

このため、小規模消防本部がほとんどである本県では、全市町村の常備消防組織に加えて県の消防学校や消防航空隊といった現場機能を担う組織を対象に、県内全域を管轄とする1消防本部体制を目指すことが県全体の人口減少に打ち勝っていくために不可欠であると考えます。

(2) 消防広域化重点地域等の指定

※以下の対応方針としてよいか。

県一消防広域化を推進するため、県は、県内34市町村全てを、国及び県が優先的に支援を行う「消防広域化重点地域」として指定します。

また、本県の実情を踏まえて、国の財政支援を活用する観点から、消防広域化において中核的な役割を果たす消防本部の特定についても、実施計画策定過程において検討します。

(3) 広域化の方式

全市町村及び県で構成する「広域連合」を設置する方式により広域化することとします。

【参考】広域連合について

・ 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13

・ 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。

(4) 消防広域化による消防力の運用効果

県内全域を管轄とする1消防本部体制における消防力については、以下のとおりの運用効果を見込んでいます。

なお、当該運用効果については、県による消防広域化の検討に係る基礎調査及び一般財団法人消防防災科学センターによる検証結果を基に算定しています。

① 消防指令システムの共同化

ア 現状の15消防本部で通信指令業務に従事する消防職員は約100人役程度ですが、県内全域で共同化することにより、約50人役程度で対応が可能になると考えられます。

イ 高機能なシステムにより、通報者の位置情報をより正確に把握でき、その位置情報をリアルタイムに共有することで、災害現場に最先着できる車両を従来の管轄の壁を越えて出動させることが可能となり、より迅速な初動対応につながります。

② 初動対応の車両等の増強

現在の消防本部又は消防署所の管轄を越えて出動が可能となることで、車両の配置台数が少ない消防本部又は消防署所において、大規模な災害の発生や出動の要請が複数箇所重複した場合に、近隣の消防署所からの出動を直ちに行うことが可能となります。

また、一部の消防署所にのみ配置されているはしご車等の特殊車両も管轄を越えて出動可能となります。

【参考：広域化により新たな初動対応車両の出動が期待できる市町村】

- ・現在、救急車を1台又は2台で運用している26市町村では、広域化により近隣の消防署所から新たな救急車を出動させることが期待できます。
- ・現在、消防車を1台又は2台で運用している19市町村では、広域化により近隣の消防署所から新たな消防車を出動させることが期待できます。
- ・現在、はしご車が配置されていない市町村のうち、中高層建物がある16市町村では、広域化により高知市消防局のはしご車を出動させることが期待できます。

③ 現場到着所要時間の短縮

災害発生地域の直近の消防署から、シミュレーションに当たって設定した道路を平均的な速度で走行した場合、次のように多くの市町村で現場到着所要時間の短縮が期待できます。

ア 県内での最大短縮時間：31.3分（土佐清水市有永）

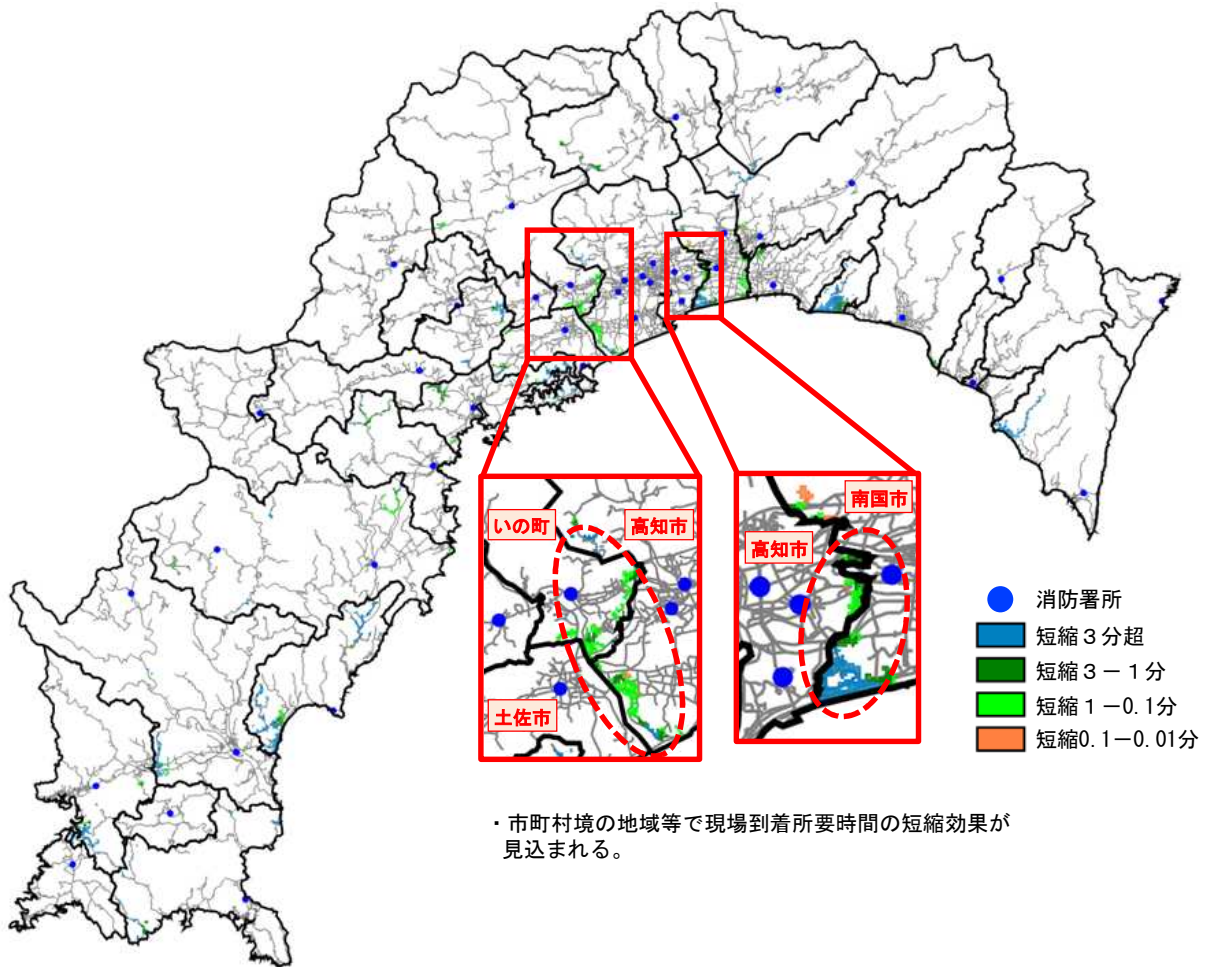
イ 1分以上の短縮が期待できる地域がある市町村：21市町村

ウ 短縮が期待できる地域がある市町村：23市町村

【図14】救急車の現場到着所要時間の短縮時間の分布シミュレーション

※ 直近の消防署所から救急車が出動した場合の走行時間の短縮効果の分布

((一財) 消防防災科学センターによる検証結果)



2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

※以下の対応方針としてよいか。

令和7年度においては、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での議論を踏まえて、県において本計画を策定するほか、翌年度以降の取組方針及び目標年次等について県内市町村・消防本部及び県の間で確認することとします。その上で、基本計画の概要等について、県は県議会に報告し、市町村にはそれぞれの議会に報告することを要請します。

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に向けた実務的な検討を行うため、いわゆる法定協議会の設置に先立って、任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際には、おおむね次の前提条件の下で検討を開始することとします。

- ① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。
- ② それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

- ③ 消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、県内の消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。

令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始することとします。

令和10年度においては、広域連合を発足させ、実施計画案に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始することとします。あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、広域連合規約について市町村議会及び県議会の議決を得て必要な改正を図り、令和11年度からの一斉統合を目指します。

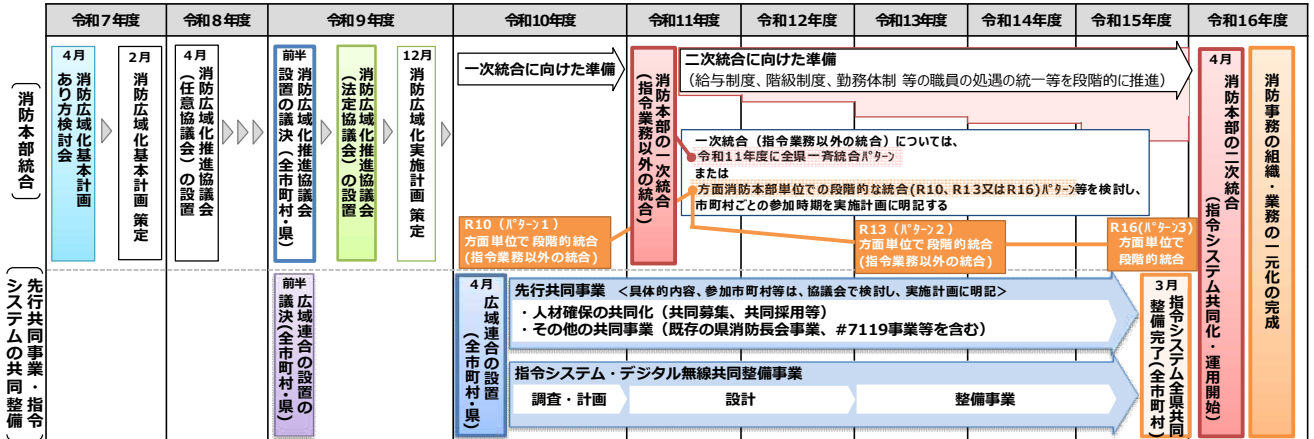
以上のほか、段階的統合方式による共同化については、具体的な形態に応じて必要な広域連合規約の改正を随時に行う対応によることを基本とします。

令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（二次統合）を実現することを目指して、実施計画案の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講じることとします。

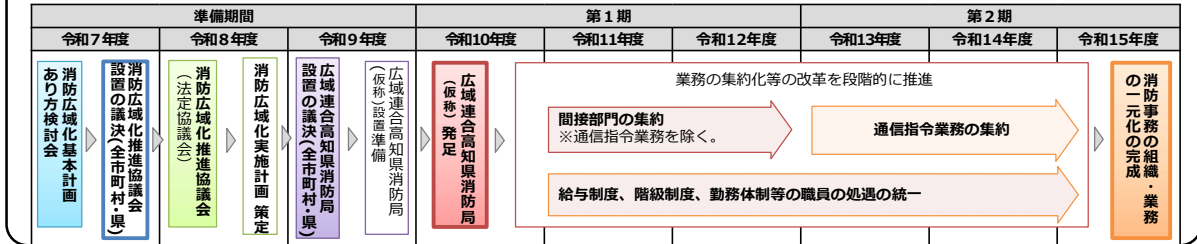
【図15】 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

当面の最終目標

- ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。
- ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合も含めて検討・協議を進める。



【参考】 高知県消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール (案) ※一部レイアウト等を変更



第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けた県の役割

1 基本的な考え方

消防組織法第33条において、県は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていることや、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされていることを踏まえ、広域化の着実な実現に向け、次の取組を行うこととします。

(1) 広域化を推進するための体制の整備

本計画の策定に当たって、令和7年度に、県を事務局とする高知県消防広域化基本計画あり方検討会を設置し、当該検討会において、法令で定められている推進計画の内容よりも、より踏み込んで、広域化後の各種シミュレーション等を提示するなどして、全ての市町村と消防本部と広域化後の消防の円滑な運営（第5章）について議論を重ね、県として基本的な事項を取りまとめました。

今後においても、実施計画の策定に向けて、協議会を設置し、県もこの協議会の構成員となり、市町村、消防本部等との協議に引き続き積極的に関与していきます。

また、消防組織法において県の事務とされている航空消防隊（第30条）及び消防学校（第51条）に関する事務の現場機能を持ち寄って広域連合の構成員となり、将来にわたり必要な県内消防力の確保を図るとともに、広域連合の運営に主体的に関与していくこととします。

(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広報紙やホームページ等に広域化の進め方や狙い、メリット等を掲載するほか、様々な機会を捉え、広く県民等に対する情報提供を適時適切に行い、県民の理解が進むように努めます。

(3) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣及び財政支援等

積極的な情報収集や市町村への情報提供を行うなど、市町村の取組の促進を図るとともに、国の支援制度の拡充や指導・助言、課題解決のための制度等について、必要に応じ国に対する政策提言等を行うこととします。

また、広域化の推進に係る事務手続きや制度、課題等に関する市町村からの相談への対応といった支援を行います。

さらに、県の事務とされている航空消防隊及び消防学校に関する事務が広域連合に加わることや、広域連合の運営に県が主体的に関与していくことが必要であるため、県による職員の派遣を行います。

加えて、広域化に伴う市町村の財政負担が、広域化による受益を大幅に上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合には、消防組織法に定める市町村消防の原則を踏まえつつ、県による財政支援を検討します。

(4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

市町村から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整等を行います。

(5) 広域化に関する調査研究

必要に応じて、先進事例における広域化の効果や課題の調査等を実施し、その結果について、市町村への提供等を行うこととします。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営

1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項

(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所

新たな消防組織は地方自治法第284条第3項に基づく「広域連合」の形態により設置し、その名称は「高知県消防広域連合」（以下「広域連合」という。）とし、消防本部名称は「高知広域消防局」とします。

広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市に設置します。

また、広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討します。

(2) 新法人の主たる意思決定機構

新たに設置される広域連合においては、以下の執行機関や議決機関、協議・審議機関を設置し、円滑な意思決定と地域事情を踏まえた対応を可能とする体制を構築します。

① 執行機関

名称	人数	概要
広域連合長	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務を執行する機関の長 ・ 市町村消防の原則に鑑み、市町村長の中から選任 ・ 全市町村長及び知事により選出
副広域連合長	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合長が任命
担当管理者	7名 (方面消防本部6名、 消防防災航空センター・ 消防学校1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方面消防本部の担当管理者：管轄内市町村の長から選出された市町村長を充てる（※中央方面消防本部は高知市長を充てる） ・ 消防防災航空センター・消防学校の担当管理者：知事を充てる ※広域連合長及び副広域連合長はいずれかの担当管理者を兼ねることを想定
消防局長	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防吏員の長

② 議決機関

名称・構成員	人数	概要
広域連合議会・議員	14名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村及び県の議会議員の中から選出された議員で構成 ・ 条例、予算その他重要事項の審議・議決を行う

任期や選出方法等については、実施計画又は広域連合規約に規定します。

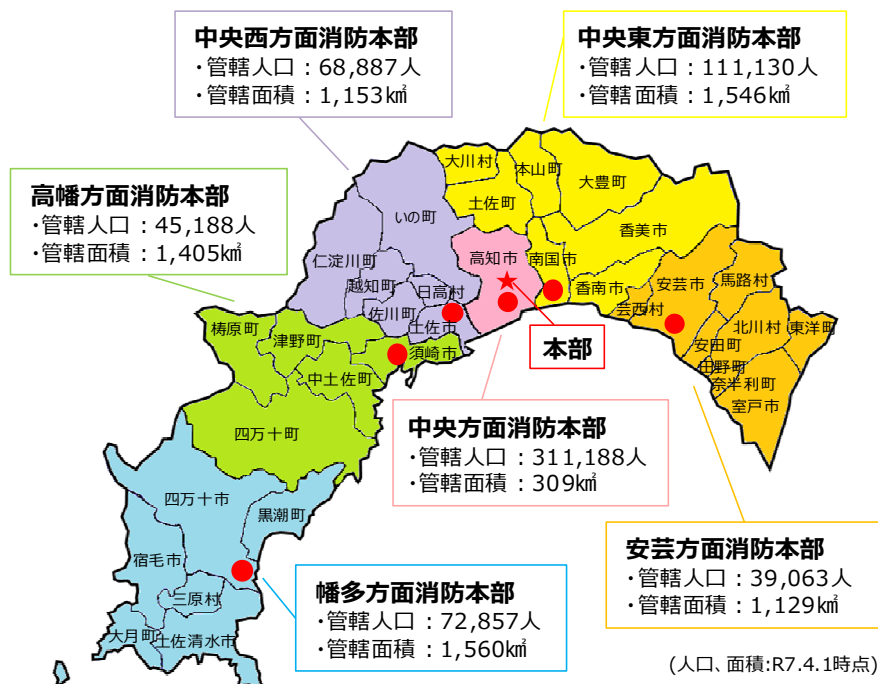
③ 協議・審議機関

名称	構成	概要
広域連合管理者会議	広域連合長、副広域連合長、担当管理者（方面消防本部6名、消防防災航空センター・消防学校1名）	・条例、予算等の重要事項に関する協議を行う
方面消防本部管理運営協議会	方面消防本部担当管理者たる会長（1名）、委員（管轄内各市町村の長。中央方面消防本部は高知市長が指名する市職員若干名）	・方面消防本部単位での消防行政に関する審議機関 ・地域事情を踏まえた調整を行う

(3) 方面消防本部の設置

県内40箇所を設置される消防署所と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため、県の区域を経済社会活動上のまとまりに着目して6つに区分し、各区域に方面消防本部を設置し、連絡調整の事務を分掌させます。区域の設定に当たっては、県や国の地方行政機関の管轄区域等を参考に、以下の6区域とします。

【図16】方面消防本部の区域



(4) 新法人の所掌事務の範囲

新法人は、市町村の消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）及び県の消防事務のうち消防防災航空センター・消防学校の事務を所掌します。

このほか、市町村と協議の上、市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務についても受託することを可能とします（「10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項」に別途記載）。

※第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会で検討**(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次（再掲）**

令和7年度においては、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での議論を踏まえて、県において本計画を策定するほか、翌年度以降の取組方針及び目標年次等について県内市町村・消防本部及び県の間で確認することとします。その上で、基本計画の概要等について、県は県議会に報告し、市町村にはそれぞれの議会に報告することを要請します。

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に向けた実務的な検討を行うため、いわゆる法定協議会の設置に先立って、任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際には、おおむね次の前提条件の下で検討を開始することとします。

① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。

② それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③ 消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。

令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始することとします。

令和10年度においては、広域連合を発足させ、実施計画案に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始することとします。あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、広域連合規約について市町村議会及び県議会の議決を得て必要な改正を図り、令和11年度からの一斉統合を目指します。

以上のほか、段階的統合方式による共同化については、具体的な形態に応じて必要な広域連合規約の改正を随時に行う対応によることを基本とします。

令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（二次統合）を実現することを目指して、実施計画案の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講じることとします。

(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性和狙い

① 消防本部の数と規模

本県では、現在、15消防本部が設置されているが、1消防本部当たりの管轄人口は、全国平均が17.3万人であるのに対し、本県は4.3万人となっており、人口当たりの消防本部数は全国で最も多いです。面積や人口が本県に近い島根県が9消防本部であることも踏まえると、本県では管轄人口に比して消防本部数が非常に多い状況にあります。

また、15消防本部の下に20消防署が設置されており、1消防本部当たりの消防署数は、全国平均が2.4署に対して、本県は1.3署であり、本部機能と消防署の現場統括機能の区分が曖昧になりがちな状況にあります。

なお、東洋町や芸西村においては、消防に関する事務を隣接する室戸市や安芸市に委託しています。

② 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編

消防本部の体制について、消防本部と消防署との機能分担を明確化して再編することとし、広域化後、原則、消防本部の機能については、集約した上で広域連合本部へ移管する一方、消防署の機能については、庶務業務も含め、広域化後も消防署に存置します。

具体的には、広域連合本部の機能としては、市町村や県との連絡調整、人事・給与制度の立案、予算の編成と議会質疑対応、119番通報受電や現場への指令、警防・予防・救急等の制度の企画立案及び法令解釈などを担います。

他方、消防署では現場活動の総括や、経理・契約など予算の執行の実務、現場出動及び個別事案の対処、各種届出の受付などの機能を担います。

③ 消防本部機能の集約による専門化・高度化

消防本部機能を広域連合本部へ集約することで、例えば総務関係では、コンプライアンス機能を強化し、パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進するほか、各業務における企画立案機能の専門性を強化し、デジタル化を含め高度な住民サービスの実現を図ります。

④ 消防本部機能の集約により生じた余力を生かした現場力の強化

現行の15消防本部で行われている通信指令業務に従事する人員のうち、消防指令システムの共同化により約半数を広域連合本部に集約し、残る約半数を消防署所の現場業務に従事させることで、現場力の強化を図ります。

⑤ 中山間地域の小規模本部における人材確保強化

広域化後は、県域全体をカバーする新たな本部体制への移行により、人口減少下での組織の持続可能性向上と規模拡大による職場の魅力向上を図ります。

特に、人口減少に伴い郡部の小規模消防本部では、新規採用職員の確保に困難が生じているため、県域全体で新規職員を一括採用することで、中山間地域等の欠員補充を含め、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化します。

2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項

(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針

① 新組織の構成

広域化後の消防体制においては、従来の1本部1署体制では曖昧になりがちであった本部機能と現場統括業務の役割を明確化し、管理機能を広域連合本部に集約することで、県内全体の消防行政における管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場対応力の強化を目指します。各組織の基本的な役割は以下のとおりとします。

ア 広域連合本部の基本的な役割

広域連合本部は、消防行政全体に関する制度や施策の企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整を担います。また、消防組織法上、県内で唯一の「消防本部」として、現行の15消防本部の本部機能を集約化します。

イ 方面消防本部の基本的な役割

方面消防本部は、広域連合本部と消防署所との間の連絡調整を担うとともに、応援職員の派遣など消防署所の支援を行います。また、「管理運営協議会」の場等を通じ、管内の市町村長との意思疎通を円滑化します。

ウ 消防署所の基本的な役割

消防署所は、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対応など地域住民に最も身近な現場対応を担います。また、消防署所間の運営調整に必要な庶務機能は広域化後も存置するほか、市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整も行います。

【表6】広域化後の役割分担（案） ※通信指令業務を除く

組織名 (箇所数)	基本的な役割と 広域化の意義	主な業務		
		総務	警防・救助・救急	予防
広域連合本部 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ○消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等 ○消防組織法上、県内唯一の「消防本部」として、現行15本部の本部機能を集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者会議の運営 ・条例・施策、組織管理等の企画立案、政策評価 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画、運用方針の企画立案 ・規程等の改廃 ・各種調査、統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防対策 ・建築基準法に基づく消防同意 ・大規模、困難事案等への対応
方面消防本部 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合本部と消防署所との連絡調整 ○消防署所の支援 ○「管理運営協議会」の場等を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の消防署所の支援（応援職員の派遣等） ・管理運営協議会の運営 ・広域連合本部と署所間の連絡調整 ・方面消防本部内の調整 ・消防団事務（高知市から受託） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・消防水利の設置協議、情報集約等 ・救急症例検討会、救命講習等の実施 ・土地開発同意事務 ・車両や資機材の修理等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物や消防用設備に関する申請・届出手続 ・火災原因及び損害の調査 ・行政指導等による消防法違反是正
消防署所 (40)	<ul style="list-style-type: none"> ○消防サービスや災害対応に係る個別事案の対応など地域や住民に最も身近な現場活動 ○消防署所の運営に必要な庶務機能は広域化後も存置 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団事務（市町村から受託） ・署の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・消防団員との訓練等 ・現地調査、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防関係団体との連絡調整（女性防火クラブ等） ・消防法、火災予防条例に基づく届出手続 ・防火対象物、危険物施設の立入検査

② 職員配置

広域連合発足時（令和10年度～）は、実施計画に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始するために必要な人員を広域連合本部に配置することとし、人員数等については、実施計画策定過程において検討します。

全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。

二次統合時（令和16年度～）は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

なお、現行15消防本部の職員を広域連合本部に派遣する場合、人材育成の観点での研修職員も含め、多くの消防本部から職員が派遣されるよう配慮します。

（2）新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）

① 全県での一次統合時

ア 現行消防本部（消防署所の所管部分を除く。）の廃止に伴う消防長や次長などの管理要員及びこれをサポートする総務部門の要員数の減少を見込みます（管理職20名程度減、総務部門40名程度減）。

イ 方面消防本部の新設に伴い必要と見込まれる、方面消防本部長及び総務部門の要員数の増加を見込みます。

【職員配置イメージ（日勤職員）（計85名程度増）】

・中央方面消防本部

本部長兼署長1名、総務担当17名、警防・救急・予防担当19名 計37名

・その他の方面消防本部

本部長兼署長1名、総務担当4名、警防・救急・予防担当4～6名

5方面消防本部で計48名

ウ 広域連合本部の新設に伴い、同本部に配置すべき要員数を以下（ア）のとおり40名強程度と概算で想定し、これを以下（イ）により、確保することを見込みます。

（ア）概算想定

【広域連合本部の職員配置イメージ（日勤職員）（計40名強程度）】

消防長1名、次長2名、総務担当20名程度（コンプライアンス推進室（仮称）、デジタル化推進室（仮称）を含む。）、警防・救急・予防担当18名程度

（イ）確保する人員見込み

a 現行消防本部において、警防・救急・予防部門に配属されながら、本部事務又は消防署所の事務に係る管理系業務に従事している職員相当数（約160人役）のうち、本部事務に係る管理系業務に従事している人員として広域連合本部への本部機能集約に伴い移管すべき人員数 ……30名強程度

b 広域連合本部の臨時的業務遂行のため、県・市町村等から派遣を求める人員数 ……10名弱程度

エ 上記ウに掲げた見積りは、暫定的な概算値であり、今後以下の観点から各消防本部と協議した結果を踏まえて、必要な見直しを行い、精査後の職員配置案を策定します。

(ア) 現行消防本部において行われている警防・救急・予防業務に係る企画立案・計画策定・困難事案処理等の事務は、デジタル技術の活用等により、原則として広域連合本部に集約することとし、これらの業務の高度化を図ります。

この観点から、広域連合本部への移管人員数はさらなる上積みを目指します。

(イ) 広域化後も消防署所において担うべき警防・救急・予防業務に係る住民への窓口機能やこれらの業務遂行のために必要な庶務機能を果たすために必要な人員（交替制確保のための人員を含む。）については、精査の上、各消防署所に存置します。

(ウ) 上記の結果、広域連合本部において必要と見込まれる人員を上回る余力が生じると見込まれる場合には、各消防署所における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保します。

② 二次統合時（令和16年度～）

ア 現行消防本部における通信指令業務の廃止に伴い、同業務に従事する要員数（100人役程度）の減少を見込みます。

イ 広域連合本部に設置する消防指令センターに必要と見込まれる要員数（47名程度）の増加を見込み、これを踏まえて消防署所から拠出すべき要員数を最近の通報件数比率等に応じて算定（以下のとおり）します。

ウ 以上の結果、消防署所で生じると見込まれる余力（53人役程度）については、各消防署所内における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保します。

【消防指令センターの職員配置イメージ】 計47名

- ・ 指令管理担当5名、指令要員42名（14名×三交替制）

※方面消防本部ごとの拠出要員数

中央：29名（令和10年比で7名の余力） 安芸：3名 中央東：5名

中央西：3名 高幡：3名 幡多：4名

- ・ 現行の通信指令業務の人役数：99.5人役

→ 二次統合時の人役数：47人役 ⇒ 52.5人役の余力

③ 総括表

単位：人役数（高知市のみ実員数）

区分	箇所数	現行 (R7.4.1時点)			全県での一次統合時の 増減			全県での一次統合時			二次統合時の増減			二次統合時				
		管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計		
新組織	広域連合本部	1				[注1] 41		41	41		41	[注5] 47		47	88		88	
	方面消防本部	6				[注2] 85		85	85		85				85		85	
	小計	7				126		126	126		126	47		47	173		173	
現行組織	高知市	消防局	1	91	4	95	▲55	[注3] ▲4	▲59	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	8	27	253	280	▲1	4	3	26	257	283		7	7	26	264	290
		小計	9	118	257	375	▲56	0	▲56	62	257	319	▲36	7	▲29	26	264	290
	単独消防	消防本部	7	50		50	▲22		▲22	[注4] 28		28	▲28		▲28			
		署所	11	85	205	290	▲7		▲7	78	205	283		20	20	78	225	303
		小計	18	135	205	340	▲29		▲29	106	205	311	▲28	20	▲8	78	225	303
	消防組合等	消防本部	7	60		60	▲24		▲24	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	21	110	263	373	▲10		▲10	100	263	363		26	26	100	289	389
		小計	28	170	263	433	▲34		▲34	136	263	399	▲36	26	▲10	100	289	389
	合計	広域連合本部	1				41		41	41		41	47		47	88		88
方面消防本部		6				85		85	85		85				85		85	
消防局・本部		15	201	4	205	▲101	▲4	▲105	100		100	▲100		▲100				
署所		40	222	721	943	▲18	4	▲14	204	725	929		53	53	204	778	982	
消防学校への派遣等				57	57					57	57					57	57	
計			423	782	1,205	7	0	7	430	782	1,212	▲53	53	0	377	835	1,212	

[注1] 広域連合本部には、消防職員34名のほか、県及び市町村からの派遣職員7名を追加。

[注2] 中央方面消防本部37名（消防団担当5名他を含む）、5方面消防本部48名の合計。

[注3] 高知市消防局の現場系4名（日勤救急隊）は消防署所へ移行。

[注4] 指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局36名、単独消防28名、消防組合等36名の計100名）

[注5] 高知市消防局の指揮指令要員29名、単独消防から拠出される指令要員8名、消防組合等から拠出される10名の合計。

(3) 人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針

① 「消防力の整備指針」に基づく人員充足率の改善

消防力の整備指針が示す人員配置数は、市町村が目標とすべき装備、車両等や人員の整備水準を示したもので、国（消防庁）が定める一種の努力目標と位置付けられるものです。

広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の数量自体の減少が見込まれるものであり、全県での一次統合時には新たな消防本部体制の下で必要な整備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示します。

この努力目標達成に向けては、人員増に要する財源の確保が不可欠です。このため、整備指針に基づく人員充足率等の改善に向けては、三交替制勤務への移行、給与水準の均一化などの人件費の増額を伴う他の諸課題の取扱いと併せて、消防指令システムの共同化等による費用節減効果の見通しも精査しつつ、取組方針を検討します。

② 三交替制勤務への移行

三交替制勤務は、職員の労務負担の軽減やワークライフバランスの向上といった観点から、働き方改革を推進する上で有効な勤務形態であり、併せて現場の消防力の強化にも資することから、導入に向けた検討が望まれる課題です。

一方、三交替制勤務の導入に際しては、必要人員の増加や、それに伴う多額の財源確保が

必要となります。

このため、今次の消防広域化に際しては、当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請します。

③ 欠員補充等に要する人員増

消防職員の欠員は、現場対応力の低下や職員の負担増につながることから、広域化に当たり、必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべき課題と位置付けられます。このため、欠員の解消に向けて、必要な財源確保の方策をはじめとする条件整備について、関係市町村において速やかに検討を行うよう要請するとともに、広域連合における支援のあり方について検討します。

3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項

(1) 人事制度・運用に関する基本方針

① 任用

広域化前において市町村の消防本部に勤務していた消防職員は、広域化に際して一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとします。

なお、広域化前の勤務継続年数等については、広域連合に引き継ぐものとします。

② 職名及び階級

職名及び階級については、現行15消防本部で異なるため、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一するものとします。

(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）

広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施することを基本とし、併せて、地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討します。

地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方、採用時の地域選択において第2希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討します。

(3) 既存職員の人事異動等に関する基本方針及び広域異動に関する暫定的試算

① 既存職員の人事異動等に関する基本方針

広域化後の人員配置として、一部の職員については、広域連合本部への配置など広域的な人事異動を求める機会が従来より増加することが見込まれますが、大多数の消防職員の場合、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とした人事異動の運用が想定されます。広域化後の人事異動はこのような見通しを前提として、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討することとします。

② 広域異動に関する暫定的試算

広域化後、新たに広域異動の対象となるポスト数は、現時点での人員配置見通しを前提に試算した場合、全県での一次統合時15人程度、二次統合時18人程度、合計33人程度（全体1,205人の約3%）が想定されます。

ア 全県での一次統合時

本部機能の集約化や、新たに設置する「コンプライアンス推進室（仮称）」、「デジタル化推進室（仮称）」などの業務に対応するための要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ21名程度の広域異動を想定します。

ただし、本試算は、警防、救急、予防部門における人員配置について、現時点での仮算定に基づくものであり、今後変動を生じることがあります。

イ 二次統合時（令和16年度～）

全県での一次統合時の要員に加え、広域連合本部に設置する県一消防指令センターに必要と見込まれる要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ18名程度の広域異動を想定します。

4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項

(1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

職員の処遇等については、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システムの共同化等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討します。

基本スタンス	基本的考え方	市町村の財政負担	基準財政需要額との関係
(A) 多様性尊重	市町村消防の原則に鑑み、処遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重	均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的	交付税は使途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重
(B) 均一化推進	同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化	現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる	交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出

(2) 給与等の勤務条件に関する基本方針

広域連合の職員の給与等の勤務条件については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして統一する方向で検討します。

(3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）

給料表の適用に当たっては、広域化前の実態を踏まえつつ、以下の基本的な考え方に基づき対応します。

- ① 新規採用職員については、高知市に準拠した給料表及び格付基準を適用します。
- ② 既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、高知市に準拠した新給料表に移行することとします。

その際、新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額の調整を行う方向で検討します。

(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域異動時の宿舍提供等）

諸手当及び福利厚生等の取扱いについては、広域化前の実態を踏まえ、現状の職員数が最も多い高知市をベースとして統一する方向で実施計画において定めるよう検討します。

また、退職手当については、職員の在職期間を広域化前後で通算し、退職手当の不利益が生じないように取り扱います。なお、退職手当の支給事務の取扱いについては、現行15消防本部で方式が異なるため、今後、対応を検討し、実施計画において方向性を定めます。

広域異動する職員については、住居手当の支給等により住居の確保を支援します。

5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

(1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

① 歳入

歳入は以下の内容を基本とします。

ア 県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源とします。

② 歳出

歳出は以下の内容を基本とします。

ア 構成市町村における前年度の常備消防に係る経費の総額

イ 消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要となる経常経費

ウ 新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）

エ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）

オ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）

カ なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととします。

【上記に基づいた令和6年度決算額等による新組織運営に要する財政規模の暫定的試算】

① 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費

ア 構成市町村における常備消防に係る経費（令和5～6年度平均値）

： 169.8億円

イ 消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費

： 7.5億円

ウ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）

： 2.3億円

② 新組織の立ち上げ時に必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）

： 6.8億円

③ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等に係る経費（本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費）

： 176.6億円

(2) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則（高知市予算規則（昭和54年5月15日規則第45号）、高知市会計規則（昭和39年4月1日規則第11号の2）、高知市契約規則（昭和40年3月15日規則第4号）等）を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用することとします。

(3) 指定金融機関

新組織における指定金融機関は、高知市における指定金融機関と同様とします。

6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する既存の不動産又は償却資産以外の財産は、広域連合が所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）することとします。

(2) 不動産及び償却資産

① 市町村が所有する既存の財産・債務

市町村が所有する既存の財産及び債務の取扱いは以下のとおりとすることを基本とします。

ア 消防署所の土地、建物等、広域化後も専ら当該市町村が受益するものについては、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は、当該市町村に存置することとします。

イ 広域化後に複数の市町村が受益するものについては、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担することとします。

② 一部事務組合が所有する財産・債務

消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択できることを基本とします。

ア 当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担することとします。

イ 当該組合から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、当該組合の構成市町村が分賦金として負担することとします。

7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

(1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担することとします。

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担することとします。

(2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用については、各市町村において起債等により資金を調達することとします（(1)後段の場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達することとします）。

8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

(1) 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的な内容

- ① 専ら消防署所の運営に要する経費については、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域において選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本とします。
- ② 広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請します。
- ③ 今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努めることとします。

【分賦金算定の方向性】

広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討することとします。

ア 全市町村が受益する経費

広域連合本部の運営に要する経費（人件費を含む経常的経費、指令システム・業務システム関係経費等）については、全市町村で案分。

イ 方面消防本部の構成市町村が受益する経費

方面消防本部の運営に要する経費（人件費を含む経常的経費等）については、方面消防本部の構成市町村で案分。

ウ 消防署所の所在市町村が受益する経費

消防署所の運営に要する経費（人件費、装備品を含む経常的経費、消防署所の改修を含む投資的経費）については、消防署所の所在市町村で案分。

エ 専ら特定市町村に便益をもたらす経費

非常備消防の経常的経費（委託した場合）等については、受益する市町村の分賦金として算定。

9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

広域化後は、消防行政に関する制度や施策の企画立案、国、県、市町村との連絡調整など消防組織法上の県内唯一の消防本部としての役割を「広域連合本部」が担い、広域連合本部と管内消防署所との調整を「方面消防本部」が分掌します。

「消防署所」は消防サービスや災害対応に係る個別事案への対処などの現場活動、地域や住民に最も身近な業務に責任を持って従事する体制とします。

(1) 広域連合本部の主な業務

消防行政全体に係る施策、組織体制や人事管理等に関する制度の企画立案及び執行統括、条例案や予算案の作成、警防・救助・救急・予防等、各分野における計画の策定など、広域連合全体としての意思決定に係る事務のほか、消防署所での対処が困難な事案への対応など、高度な技術を要する専門性の高い業務を担います。

(2) 方面消防本部の主な業務

管内の消防署所の人事や予算などに関し、広域連合本部及び消防署所間との連絡調整窓口として情報伝達・集計等の業務を処理するとともに、応援職員の派遣といった消防署所の支援を行うなど、管内の消防行政の円滑な運営に寄与します。

(3) 消防署所の主な業務

主として消火・救急・救助などの現場における個別事案の対処活動に当たります。あわせて、消防団との連携、消防団事務や消防水利の管理（市町村から委託された場合）、火災予防業務（許認可・査察・防火指導等）を通じ、地域に密着したサービスを提供するとともに、地元市町村等との緊密な連携により、地域の安全を支える役割を果たします。

(4) 市町村から委託された業務

消防団事務及び消防水利の管理を市町村から委託された場合は、消防署又は方面消防本部で実施します。

10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

消防団及び消防水利に関する事務は、現状、市町村からの委託等により消防本部が担っている場合が多いことを踏まえ、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たることとします。

受託する事務の範囲については、実務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担方式の「標準形」を以下のとおり設定します。

「標準形」と異なる取扱いを希望する市町村については、その意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村の対応方針を実施計画において定めることとします。

<消防団に関する事務の標準形（案）>

消防団事務等	標準形（案）
消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施
団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
消防団と常備消防に共通する事務、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出 (各市町村は広域連合に分賦金を支出)

<消防水利事務等の標準形（案）>

消防水利事務等	標準形（案）
消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施
水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償	各市町村
消防水利の指定、標識の掲示	広域連合予算に計上して収入、支出 (市町村は広域連合に分賦金を支出)

11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項

(1) 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。具体的には、消防団と消防署所の連携について、以下の取組を推進します。

- ① 定例的な連絡会議の開催
- ② 連絡調整担当職員の配置
- ③ 合同訓練の実施
- ④ 連絡通信手段の確保
- ⑤ 災害発生時等における連絡体制の確保

(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、以下の取組を推進します。

- ① 市町村長及び危機管理担当幹部と、消防署長及び幹部による定期的な協議の場の設置
- ② 防災・国民保護担当部局と消防署所間の人事交流
- ③ 構成市町村の災害対策本部への消防署所職員の派遣
- ④ 夜間・休日等における相互の連絡体制の確保
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 情報通信手段の整備による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線端末を消防署所に設置し、24時間体制を確保

12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

(1) 出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針

広域化後、消防指令システムの共同化を図り、現行15消防本部の管轄区域を越えて、現場に最も近い消防署所から必要な部隊を出動させる「直近指令」や、出動可能な部隊が近くの消防署所にいなくなった場合に他の消防署所の部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」体制を構築します。

これにより、火災・救助・救急事案への現場到着時間を短縮し、迅速な出動体制の実現を目指します。

南海トラフ地震などの大規模災害時には、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うとともに、他県からの緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指します。

(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

全县での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く）の広域連合本部への集約に伴う人員の再配置を進め、広域連合本部及び方面消防本部における組織体制を整備します。

二次統合時（令和16年度～）は、通信指令業務の広域連合本部への集約化により、通信指令業務を担当する人員を減少させて余力を生み出し、それを各消防署所の現場へ再配置することで、消火・警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針

各部門における装備・車両等については、重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備を進めます。

県全域を通じた整備水準の平準化については、10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討します。

① 消火・警防部門

ア 高性能ドローンや走破性に優れた小型救助車など、最新技術を活用した資機材・車両については、広域連合本部においてデジタル技術の進展を踏まえた技術戦略を検討した上で、計画的に整備を進め、狭隘地や山間部をはじめとする本県の特徴的な様々な現場において、迅速かつ的確に対応できる警防体制の構築を目指します。

イ 広域化に伴う人員再配置による現場力強化や、「直近指令」や「ゼロ隊運用」による火災現場への初動部隊の迅速投入などを通じて、火災の拡大を防ぎ、早期消火を可能とする体制のさらなる充実を図ります。

② 救急部門

ア 郡部から高知市内への長距離搬送については、複数の救急隊がリレー方式で搬送を分担する「中継搬送」を活用することで、郡部の救急隊が早期に自地域へ戻り、次の救急要請に備える体制を確保し、救急の空白時間帯が生じないように取り組みます。

イ 広域化に伴う人員再配置によって現場要員の確保や兼務の解消を進め、増加する救急需要に的確に対応するため、救急要請が多い昼間の時間帯に対応する「日勤救急隊」の

体制拡充を図ります。

日勤救急隊は育児や介護と仕事との両立が必要な職員や、60歳以上の経験豊富なOB職員等で編成し、通常の交替勤務とは異なる勤務形態を取り入れることで、職員の働きやすさを確保しつつ、地域の救急体制の強化を図ります。

ウ 気管挿管や薬剤投与など、救急救命士が行う処置の範囲が年々広がる中、高度な救急資機材については、重複を避けつつ、計画的に整備を進めます。あわせて、広域化による人員再配置を生かして訓練や研修を充実させ、救命率の一層の向上を図ります。

③ 救助部門

ア 南海トラフ地震などの大規模災害に備え、広域化による人員再配置を生かし、例えば、県内から選抜された救助隊員で「特別高度救助隊」を編成するなど、迅速かつ高度な救助活動の実現を目指します。

イ 山岳救助や水難救助、都市部の中高層建物等からの救助など、特殊な条件下における救助技術について、県内各地の様々な訓練施設を活用した合同訓練を行うことで、救助部隊間の連携力強化を図るとともに救助技術全体の底上げを図ります。

④ 予防部門

ア 広域化による人員再配置を生かし、専門性の高い職員を広域連合本部に配置して、困難事案を処理する一方、各消防署では住民や事業者が身近な場所で相談や指導を受けられる体制を充実する。

これにより事案の性質に応じて、より迅速かつ的確に必要なサービスを提供できる予防行政の実現を目指します。

イ 火災予防に関する許認可や届出の電子申請化を推進し、住民や事業者の手続きをより簡便にし、利便性の向上を図ります。

ウ 火災予防条例の全県域での統一をはじめ、制度や運用の標準化を進めることで、予防行政の質を高めることを目指します。

(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立（一部再掲）

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、デジタル化の推進、消防・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現します。

① コンプライアンス推進室（仮称）の設置

パワハラ防止や、消防職員が安心して働ける環境づくりのために、広域連合本部の新たな機能として、コンプライアンス推進室（仮称）を設置します。

この室が機能することにより、若者や女性にとっては魅力的な職場となり、将来の消防の担い手確保につながります。

また、消防職員にとっては職場の悩みが減り離職予防や定着促進につながります。

② デジタル化推進室（仮称）の設置

ハイスペックドローンや電子申請等の消防DXの導入により、組織の業務効率化と住民の利便性向上を図ります。

この室が機能することにより、住民にとっては、例えば、手続きのオンライン化が進み、いつでも、どこでも申請ができ、予防手続きなどの利便性が向上します。

また、消防職員にとっては最新機材の導入による災害対応力の向上や、各種手続きの業務負担を軽減することができます。

③ 効率的な部隊運用（中継搬送の活用）

患者を長距離搬送するときに、途中で別の救急隊に引き継ぐ「中継搬送」を活用することで、早期に自地域に戻り、次の救急出動に備える部隊の運用を効率的に行います。

中継搬送の活用により、住民にとっては、最寄りの消防署に救急車が不在の時間帯が減り、安心・安全につながります。

また、消防職員にとっては非番招集や長距離・長時間出動の負担を軽減することができます。

なお、中継搬送については、傷病者の容態や引継先の消防署の出動体制に支障のない範囲で運用します。

④ 直近指令・ゼロ隊運用

消防指令システムを共同化することで、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させる「直近指令」や「ゼロ隊運用」を行うようにします。

これらにより、住民にとっては、現場に最も近い隊が駆けつけてくれるようになり、被害軽減・救命率向上につながります。

また、消防職員にとっては到着遅れへの不安が減少し、初動対応の迅速化と効率化に貢献できます。

⑤ 迅速かつ高度な救助活動の実現

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に、迅速かつ高度な人命救助を実施することができるよう、特別高度救助隊の創設などを検討します。

こうしたことにより、住民にとっては、専門性の高い隊が活動することへの期待で安全・安心につながります。

また、消防職員にとっては隊における訓練や活動を通じて高い専門性と高度なスキルを身につけることができ、キャリアアップに生かされます。

⑥ 広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化

直接部門と間接部門の兼務の解消を進め、現場体制を強化します。あわせて、救急需要のピーク時間帯である昼間に対応を行う「日勤救急隊」を拡充します。

広域化に伴う人員再配置により、住民にとっては、昼間に運用されている救急車が増えることで、日々の安全・安心につながります。

また、消防職員にとっては育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の選択肢が広がります。

(5) 職員研修体制の充実 ※消防学校・消防大学校での研修を含む

消防職員の教育や研修は、災害の多様化などに対応できる力を身につけるために欠かせない取組です。

また、救急救命士や予防技術資格者など、専門的な資格を持つ職員を計画的に育成していくことも重要です。

広域化後の新しい組織では、より高度で専門的な消防業務を確実にいき、県民の安全と安心を守るため、職員研修の充実や資格取得の支援を進めていくことが求められます。このため、消防学校や消防大学校での研修を含め、今後の研修の進め方や資格取得のあり方については、実施計画の中で方向性を検討していくものとします。

13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項

(1) 消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針

通信指令業務の集約化を実現するため、これに必要な消防指令システムを備える消防指令センターを令和15年度末完成を目途に新たに整備します。

システムの仕様は、消防庁の定めるⅢ型（管轄人口40万人以上）を想定し、具体的に検討を進めます。

消防指令センターでは、本県全域の119番通報を受信し、災害等の発生場所をシステム上で迅速に特定した上で管轄の消防署所に出動指令を行います。

消防指令センターや消防署所、出動部隊の間での通信に必要なデジタル無線については、県や市町村が使用している既存の無線施設や無線設備を最大限活用して基地局の最適化等を行った上で、県全域での通信が可能となるよう、消防指令センター整備と併せて新たに整備します。

(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。

二次統合時は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。

これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

(3) 整備スケジュール及び現行システムからの移行計画に関する基本方針

新たな消防指令システム及びデジタル無線、消防指令センターについては、高知市及び土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる令和15年度末の完成を目途に整備します。

新たに整備されるまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、令和15年度末までに更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行います。

(4) 消防指令センターの整備スペースの確保に関する方針

新たな消防指令センターについては、広域連合本部の事務室と同一の施設内に設置することが望ましいことから、高知市消防局などの既存施設内において整備を図る方向で、実務的な検討を進めます。

(5) システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算

通信指令業務を集約化し、現行15消防本部の全て（現在システムを未整備の2本部を含む。）において使用することとなる新たな消防指令システムを共同して整備する場合について、整備及び運用のコストの削減効果に関する暫定的試算の結果は以下のとおりです。

【暫定的試算の前提条件】

新たな消防指令システムを令和7年度価格で整備し、一般的な耐用年数とされている10年間運用するものとします。

【整備及び運用コストの試算額】

この間に必要な整備費、維持管理費、中間更新費を概算で見積もった上で合計します。

(A) 新たな仕様の消防指令システムを現行15消防本部 共同で整備し運用した場合	73.2億円
(B) 新たな仕様の消防指令システムを現行15消防本部が それぞれ単独で整備し運用した場合の合算額	186.4億円
(C) 現行の消防指令システムを現行13消防本部単独で 再整備し運用した場合	70.7億円

【整備及び運用コストの実質的な負担額】

上記から国による財政措置額（地方交付税措置額）を控除した後の実質的な財政負担の試算額は以下のとおりです。

(A)' 新たな仕様の消防指令システムの共同整備	42.1億円
(B)' 新たな仕様の消防指令システムの単独整備	130.0億円
(C)' 現行の消防指令システムの単独再整備	54.2億円

【共同整備・運用に伴う節減効果】

以上を踏まえ、新たな消防指令システムの整備及び運用による10年間でのコスト削減効果に関する暫定的試算は以下のとおりです。

①新仕様のシステム整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 （仕様向上に伴うメリットを加えた実質的な効果額）	▲ 87.9億円 (A)' - (B)'
②現行システムの再整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 （仕様向上に伴うメリットを含まない外形的な効果額）	▲ 12.1億円 (A)' - (C)'

(6) デジタル無線整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算

現行15消防本部で使用されているデジタル無線について、設備の更新時に共同して整備する場合の整備及び運用のコストの削減効果に関する暫定的試算の結果は以下のとおりです。

【暫定的試算の前提条件】

新たなデジタル無線を令和7年度価格で整備し、一般的な耐用年数とされている10年間運用するものとします。

【整備及び運用コストの試算額】

この間に必要な整備費、維持管理費を概算で見積もった上で合計します。

(A) 新たなデジタル無線を現行15消防本部が 共同で整備し運用した場合	98.8億円
(B) 新たなデジタル無線を現行15消防本部が それぞれ単独で整備し運用した場合の合算額	114.6億円

【整備及び運用コストの実質的な負担額】

上記から国による財政措置額（地方交付税措置額）を控除した後の実質的な財政負担の試算額は以下のとおりです。

(A)' 新たなデジタル無線の共同整備	35.9億円
(B)' 新たなデジタル無線の単独整備	70.2億円

【共同整備・運用に伴う節減効果】

以上を踏まえ、新たなデジタル無線の整備及び運用による10年間でのコスト削減効果に関する暫定的試算は以下のとおりです。

- ・新たなデジタル無線の整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 ▲34.3億円
(A)' - (B)'

14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

(1) 人事、給与、財務会計、消防業務等の業務システム整備の基本方針

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進します。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討します。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入を併せて検討します。

その際、整備対象とすべき業務、所属、整備時期等について優先度を検討し、必要性、緊急性の高いものから段階的に整備を進めることも検討します。

また、新システム移行までの間は、現行各消防本部において使用されているシステムも可能な限り併用する暫定的な運用も行うことにより、円滑な移行を図るものとします。

具体的には、次の方針により実務的な検討を進め、円滑な移行を図るための計画を実施計画において定めることとします。

【行財政システム】

- ① 日常的な業務量が多く資金管理上も速やかな状況把握の必要性が高い給与関係事務、財務会計事務に係るシステム
 - ② 新たな組織となる広域連合本部において必要なシステム（特に新たに必要な全県レベルでのデータ集計の業務を行うためのシステム）
- などを優先し、一次統合時までにシステム整備が概成することを目指します。

【消防関係システム】

消防指令システムとの連携を図るため、令和15年度末までにシステム整備が概成することを目指しつつ、救急事案管理や防火対象物管理など日常的な業務量が多く、住民サービス向上に直結する業務に係る台帳整備等のシステム整備を優先します。

(2) ドローン、GPS等最新のデジタル技術活用に係る方針

ハイスペックドローンの導入のほか、AVM(車両動態管理システム)、火災予防に関する許認可や届出の電子申請化等、デジタル技術を活用して消防サービスの高度化や業務の効率化を図ります。

このため、一次統合時には人員再配置と併せて、広域連合本部に「デジタル化推進室」(仮称)を設け、広域連合の業務全体にわたるデジタル化に係る企画立案及び進行管理の機能を強化します。

第6章 防災関係機関との連携の確保

1 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、消防団と消防署所の連携を図るため、定例的な連絡会議の開催や、連絡調整担当職員の配置、合同訓練等の実施、連絡通信手段の確保、災害発生時における連絡体制の確保などの以下の取組を推進します。

【表7】消防本部と消防団との連携の例

項目	現行の連携事例	広域化に伴う対応
定例的な連絡会議の開催	・本部と消防団の幹部会や連絡会などを開催 (年1回や年複数回など)	本部⇒署所 ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応
連絡調整担当職員の配置	・本部へ消防団係や担当を配置、署長を連絡担当として配置など	
合同訓練等の実施	・消火、中継放水、ボート操船、水防対策などの訓練を実施(毎年開催や毎月開催など)	
連絡通信手段の確保	・電話(団員名簿、連絡先の作成)、メール(自動配信含む)、FAX、消防デジタル無線、アプリ(LINE、LoGoチャット、エルガナ、すぐ参集メール) など	デジタル技術の活用により高度化
災害発生時等における連絡体制の確保	・招集用のメール(指令台からの自動配信含む)、自動音声電話、消防デジタル無線等、アプリ(LINE、LoGoチャット、すぐ参集メール) など	

2 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、市町村長及び危機管理担当幹部と協議会や定例的な連絡会議の開催や、防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流、構成市町村の災害対策本部への各消防署所の幹部職員の派遣等、夜間・休日等における市町村の防災業務についての消防職員による初動時の連絡の分担、総合的な合同防災訓練の実施、防災・国民保護担当部局との情報通信手段の充実による連絡体制（非常時）の強化、防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することによる24時間体制の確保などの取組を推進します。

【表8】市町村の防災・国民保護担当部局との連携の例

項目	現行の連携事例	広域化に伴う対応
市町村長及び危機管理担当幹部と協議会や定例的な連絡会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部の幹部職員等が国民保護協議会への参画 防災会議への参画 その他、連絡協議会や市町村庁内会議、地区の協議会等への参画 	本部⇒署所 ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応
防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流	<ul style="list-style-type: none"> 香美市消防本部から香美市へ派遣（防災対策課係長として任用） 	
構成市町村の災害対策本部への各消防署所の幹部職員の派遣等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村災害対策本部へ消防職員をリエゾン・情報連絡員として派遣 	
夜間・休日等における市町村の防災業務についての消防職員による初動時の連絡の分担	<ul style="list-style-type: none"> 消防職員を市町村危機管理課に兼務発令 消防職員が津波注意報、津波警報、大津波警報のサイレン吹鳴と放送を実施 消防職員が指令による出動指令と連動し、各市町村に対し事案発生時の連絡メールを送付 等 	
総合的な合同防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が毎年実施している総合防災訓練に消防本部が参画 等 	
防災・国民保護担当部局との情報通信手段の充実による連絡体制（非常時）の強化	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線、衛星電話、アプリ（LoGo チャット、LINE、エルガナ） 等 	デジタル技術の活用により高度化
防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することによる24時間体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部に遠隔操作機・子機を設置 	

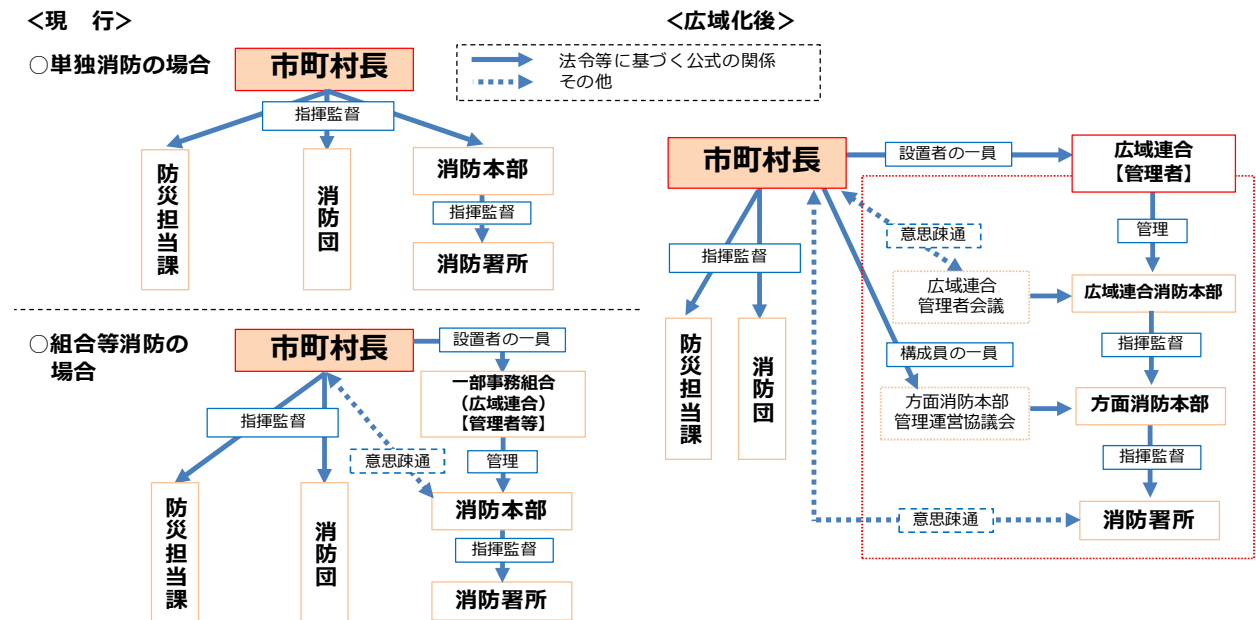
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会との関係

1 市町村長との関係

現行15消防本部が担う本部機能は、広域化後は基本的に広域連合本部に移行することとなるため、条例・予算といった消防行政の企画立案に係る重要事項や施策の執行管理に関し広域的に共通する課題等については、広域連合管理者会議や方面消防本部管理運営協議会の場を通じて、市町村長の意見が反映されることとなります。

他方で、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処については、引き続き消防署所において処理されるため、こうした事案処理に係る市町村長の意見については、消防署所が窓口となって調整に当たることとなります。

【図17】 広域化後における市町村長と消防機関等との関係のイメージ

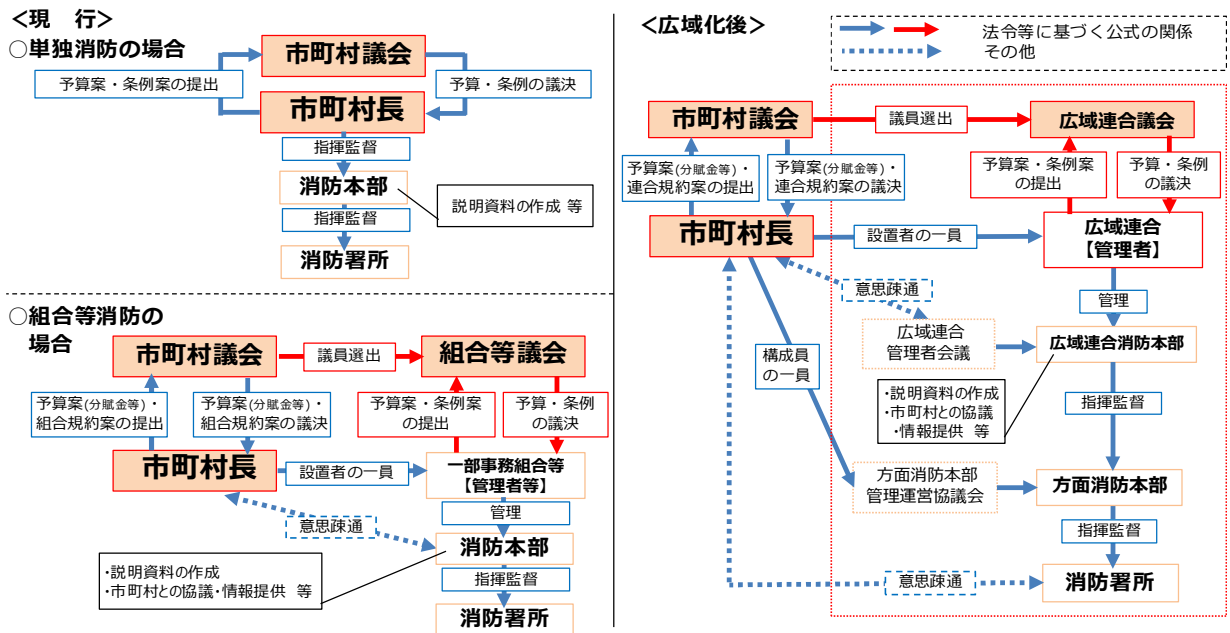


2 市町村議会との関係

広域化後は、議決機関として広域連合議会を設置し、消防（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）に関する条例案・予算案等の提出権は広域連合長が、その議決権は広域連合議会が有することとなります。

広域連合議会議員に選出された市町村議会等の議員は、条例や予算等の審議を通じて意見し、その他の市町村議会等の議員は、市町村長又は広域連合議会議員に対して意見を申し出ることにより、意見の反映を図ることが想定されます。

【図18】 広域化後における市町村議会と広域連合との関係のイメージ

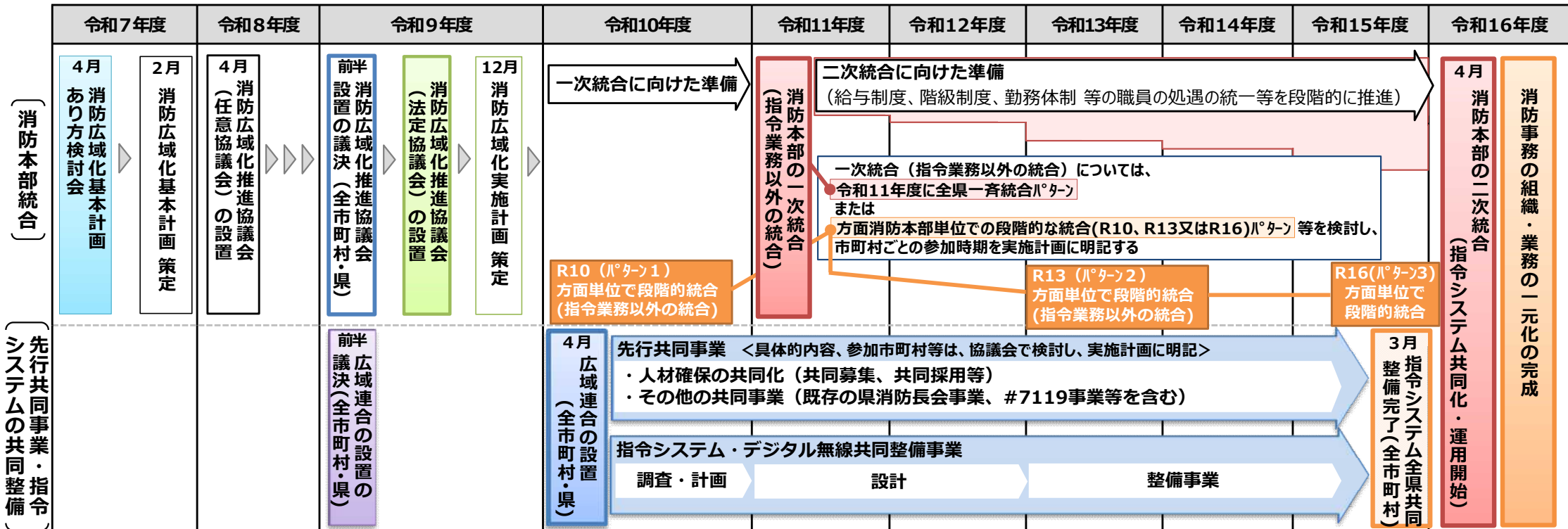




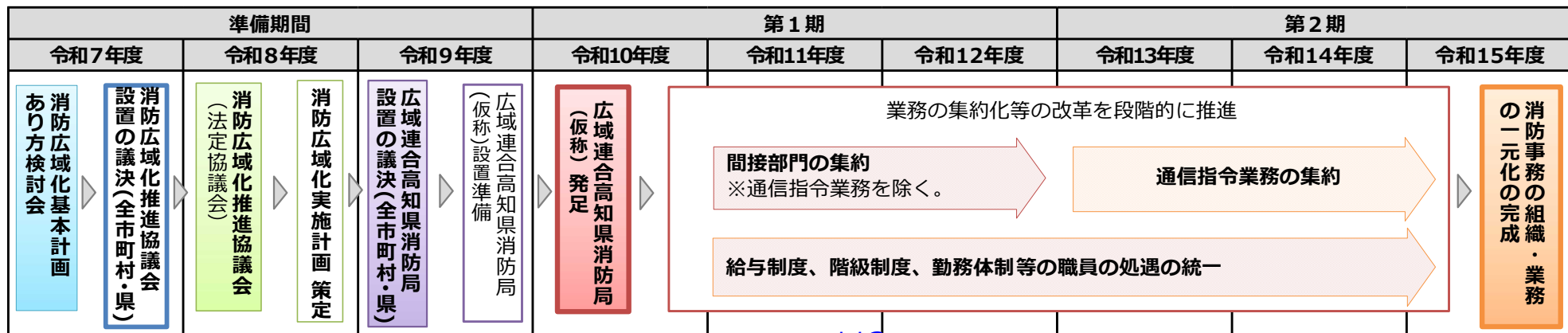
消防広域化の進め方（見直し案）

当面の最終目標

- ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。
- ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合も含めて検討・協議を進める。



【参考】高知県消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール（案） ※一部レイアウト等を変更



令和8年度以降の取組方針及び目標年次について（案）

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に必要な実務的な検討を行うため、地方自治法に基づく法定協議会の設置に先立って、任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際には、おおむね次の事項を前提条件として検討を開始することとします。

- ① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。
- ② それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。
- ③ 消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。